

平成25年6月26日（水）午前9時開議

議 事 日 程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	堀	武	2番	くまがいさちこ
3番	西岡	一成	4番	庄田昭人
5番	森	治久	6番	棚橋敏明
7番	広瀬	武雄	8番	松野藤四郎
9番	広瀬	捨男	10番	古川貴敏
11番	河村	孝弘	12番	清水治
13番	若井	千尋	14番	若園五朗
15番	広瀬	時男	16番	小川勝範
17番	星川	睦枝	18番	藤橋礼治

本日の会議に欠席した議員（なし）

欠員（1名）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀 孝 正	副 市 長	奥 田 尚 道
教 育 長	横 山 博 信	総 務 部 長	早 瀬 俊 一
企 画 部 長	森 和 之	市 民 部 兼 兼南庁舎管理部長	広 瀬 充 利
福 祉 部 長	高 田 薫	都 市 整 備 部 長	弘 岡 敏
調 整 監	白 河 忠 良	環 境 水 道 部 長	鹿 野 政 和
会 計 管 理 者	宇 野 清 隆	教 育 次 長	高 田 敏 朗
監 査 委 員 事 務 局 長	松 井 章 治		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会議務局長	田 宮 康 弘	書	記	泉	大 作
書	記	今	木	浩	靖

開議の宣告

議長（星川睦枝君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

傍聴に来ていただきました皆様方、お足元の悪い中、早朝よりありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

議長（星川睦枝君） 日程第 1、一般質問を行います。

個人質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

5 番 森治久君の発言を許します。

森治久君。

5 番（森 治久君） 皆さん、おはようございます。

また、傍聴にお越しいただきました皆さん、おはようございます。どうぞよろしく願います。

議席番号 5 番 森治久です。

議長のお許しをいただきましたので、以下 3 点について質問をさせていただきます。

この定例会において市長の所信表明にございました、「合併 10 周年を迎え、これを新たな起点として今後の市政をあずからせていただく。そして、私のマニフェスト、「人と自然に優しい災害に強いまちづくり」は、議員各位、市民の皆様の御理解と御協力のもと、1 年目より 2 年目、2 年目より 3 年目と、より密度の濃い事業を着実に進めていくことができた」と総括しております。さらには、議会が開催されるたびに申し上げておりますが、本マニフェストは期限を示しておりません。それは、地方財政を取り巻く環境が、国内外の情勢により依然として混沌としており、厳しい市政運営を強いられる中でも取り組まなければならない山積した課題を弾力的に対応しつつ、着実に進めていかなければならないからであります。今後も、合併 20 周年、30 周年に向けて、夢と希望を育むまちづくりを目指し、着実に推進していく所存ですので、議員各位の御理解、御協力、御支援を賜りますようお願い申し上げます」という言葉を受けて、質問と提案をさせていただきます。

1 点目は五六西部排水機場について、2 点目は通学路について、3 点目は市内の公共交通機関についてでございます。

詳細は質問席においてさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、1 点目の質問から入らせていただきます。

まず、五六西部排水機場についてでございますが、こちらの質問におきましては、先日の会

派代表者質問、棚橋議員のほうからも、五六西部の排水機場のことの御質問がございました。重なる部分は省略して御答弁いただければ結構でございますが、どうぞよろしく願いいたします。

東日本大震災以降、老朽化施設等の整備、改修が急務であると、国において、防災・減災対策を推進するための国土強靱化策として予算化がなされました。また、堀市長の「人と自然に優しい災害に強いまちづくり」のマニフェストにおいては、「災害のない魅力ある都市の基盤整備の推進」にある「治水事業を推進し水害のないまちづくり」で、花塚排水機場、別府排水機場、五六西部排水機場の整備の推進を掲げられ、今日までに花塚・別府排水機場の整備事業は完成され、多くの市民の皆様は安堵されていることと存じます。

そこで、お尋ねをいたします。

残る五六西部排水機場の整備においては、国・県に早期事業の要望を平成20年より今日に至るまで強くなされているということは、これまでも一般質問でもお伺いしておりますが、今現在の整備事業の見通し、今後の取り組み、また課題等がございましたら、現状でのお考えをお聞かせください。

議長（星川睦枝君） 白河調整監。

調整監（白河忠良君） 皆様、おはようございます。

森議員の五六西部排水機場の整備の見通し等についてお答えします。

昨日の質問にもありましたけれども、一級河川五六川は、牛牧閘門から犀川合流部までは河川改修がされておりません。そのため、管理者の岐阜県岐阜土木事務所及び国土交通省木曽川上流河川事務所へ早期の河川改修を要望し続けているところで、両機関とも調査・検討されていると伺っております。

改修の河川ルートによっては、現在の五六西部排水機場が支障となることも考えられることから、現位置で排水機場を改修した場合に手戻りになる可能性もあります。そのため、当排水機場の改修については、関係機関と調整を図りながら検討してまいりますので、御理解いただきたいと思っております。

〔5番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 森治久君。

5番（森 治久君） 先日も同じような御答弁をいただきました。

そんな中で、さきの水防訓練におきましても、市長の訓示の中で、五六西部排水機場の整備には、五六川に現在ございます牛牧閘門のあり方、是非が一つネックであり、今後の課題であるというお話もございました。そんな中で、治水の整備の大切さというお話がございましたが、今、調整監のほうから、引き続き要望等を熱意を持って強くされておるということではございません。

牛牧閘門のあり方ということで御質問をさせていただきますが、こちらは文化財審議会において、委員の皆さんにおかれまして、この歴史的、また文化的な構築物、今現在ございます牛牧閘門は、明治40年ごろに建築されたものということでございます。もともとの牛牧閘門は、今度、公園整備がされます旧森さんのお宅の堤防の下流側、こちらにもともとの、川崎平右衛門さんが水害に苦しむ村人のために、この地のためにということで、その当時の幕府に直訴されて、そして念願かなって、一番初めにこの公園ができる下流側に建設されました。私が知る限りでは、それ以降、5回ほどの水害で流され、流され、そのたびに建設をして、今のところに明治40年、しっかりした頑丈な構築物、逆水樋門として建設されました。この閘門は、その当時、先ほど申し上げたように、治水のために建設された閘門でございます。今まさに牛牧閘門が、この時代においては、喉元を狭める形で排水がしっかりと思うようにできないということであれば、現在の治水対策のためには支障があるのであれば、移設、また移築ということも必要ではないかと私自身は考えます。また、文化財審議会においても、そのような御意見が出たということも聞いております。

また逆に、大切なこの地に住む方において、しっかりと今後、将来、未来においても治水で苦しんだ教訓、そしてその教えをつなぐためにも残すべきではないかという意見が出ておること聞いておりますが、この牛牧閘門の問題が解決されない限り、その先にあります、下流にございます牛牧五六西部排水機場、またその支流部分の整備がということがあろうと思います。いかにお考えか、お聞かせください。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 教育委員会といたしまして、文化財保護審議会を担当しておりますので、そちらの観点から答弁させていただきます。

議員がおっしゃっていただきましたように、5月28日に文化財保護審議会を開催いたしました。その折に、岐阜土木事務所河川課の課長さんにも来ていただきながら、五六西部を含めた牛牧閘門から南の改修計画等の提示を受けました。それにかかわって文化財保護審議会の委員の皆様いろいろな御意見をいただいたわけですが、先ほど紹介していただきましたように、川崎平右衛門が牛牧閘門をつくったのは、文化財としての歴史云々ではなくて、やはり治水であると。それは、川崎平右衛門は農民出身であり、農民のために尽くした人物であり、我々が引き継ぐものは、ものではなくて精神であるという御意見もいただきました。

文化財保護審議会ということで、文化財の保護を目的とした会でございますので、もちろん文化的価値を残したいという意見も出ました。しかし、後半の意見の中で、先ほどの引き継ぐものは精神であるという考え方を言っていたことと、それから残すものが、将来、市のお荷物にならないようにしたい、新しい樋門の名前を「牛牧閘門」としたらどうかとか、いろいろな御意見をいただいて、文化財保護審議会といたしましては、結論は出さず、いろいろな

意見があるということをもた都市整備のほうにお伝えしたということで、両方の意見があったということだけ答弁させていただきます。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 森治久君。

5 番（森 治久君） ありがとうございます。

まさに、今、教育長が御答弁いただいたとおり、また文化財審議会で審議していただいたとおりの、私も先人の教え、また願い、思いを今に継承され、そして今まさに私たちが、現在はもちろん、未来、将来において、その時代に整合する形として、その精神を、そしてその願い、思いをつながなければならないのが今を生きる私たちであろうと思っております。そんな中で、しっかりと文化財審議会の皆様方には、どうあるべきか、どうなされるべきかは十分に慎重に審議していただく中で、今、治水で、いつ何どき水害の苦しみに遭うかもしれない五六西部地区においての皆さんの強い、そして今日に至るまでの思い、願いをしっかりと十分お含みいただく中で、引き続き県・国への要望活動を進めていただきたいと思います。

また、県・国においては、先ほど冒頭でもお話しさせていただいたとおり、減災・防災のための国土強靱化対策としての予算が十分になされていると、新聞紙上、またテレビ等で聞く中で、今しかない、今こそ私たちの五十数年たった排水機場を整備する思いを届けていただく、また実現していただくのは今であるということをお願い申し上げ、次の質問に移らせていただきます。

次に、通学路について御質問をさせていただきます。

こちら先日の会派代表者質問において、公明党の若井議員のほうから、通学路の同じような御質問がございました。通告させていただいておりますので、通告どおり御質問をさせていただきますが、重なる部分は省略していただいて結構でございますので、御答弁いただけたらと思います。

全国の公立小学校と特別支援小学部の通学路の交通安全対策の進行状況が、5月31日の新聞に掲載されました。それによりますと、「県内の通学路で昨年秋に危険があるとされた2,068カ所のうち、対策が講じられたのは42%の870カ所にとどまり、全国平均の57%を下回っている。県道路維持課は、「丁寧に調べ、多くの危険箇所を指定した結果。いずれは全て手当てる」と説明している。対策は、国や地方自治体、県警、県教委が分担。歩道整備や道路拡幅、横断歩道の標識の新設や塗り直し、ボランティアの配置などをする」という内容でございました。

そこで、お尋ねをいたします。

先日もお伺いしましたが、瑞穂市内の対策箇所数と、現在までの対策済み箇所数と、また今後の課題等について、簡単に御答弁いただけたらと思います。よろしく申し上げます。

議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） ただいまの森議員の御質問にお答えをいたします。

昨日の若井議員の答弁と一部重なりますが、瑞穂市における通学路緊急合同点検対策箇所は、市内7小学校PTAより計25カ所が上げられました。この25カ所のうち、昨年度末までに対策済みとなった場所は11カ所で、達成率44%となっております。

なお、この数値につきましては、対策主体である道路管理者（県・市）、警察、学校が複数あった場合、その対策主体全てが対策済みになったものを上げております。

そこで、対策主体が学校となりますと、25カ所のうち12カ所が学校の主体になります。うち9カ所が対策済みで、達成率としては、学校としては75%となりますが、3カ所についてはまだ対策がされていないと。その3カ所については何かといいますと、今後、PTAさんと協議をして通学路表示の移動を行うとか、安全旗を設置していただくとか、それから将来的に通学路の変更を行う必要があるとか、それから関係地域に通学時間帯の配慮を依頼するとか、こういうような項目がございまして、こういうものについては平成26年度をめどに全て対策を終わりたいということを考えております。以上です。

〔5番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 森治久君。

5番（森 治久君） ありがとうございます。

先日にお伺いした御答弁と同じような内容であったかと思いますが、前年度の7月に関係機関が相対する中で、学校の先生はもとより、保護者の代表、PTAの代表ということで、行政側からは関係機関である都市開発課・管理課さん、また公安委員さん、また県の道路維持課さんの担当者が見えたのかな、県さんも見えたような気はするんですけど、いずれにせよ関係機関でしっかりと現場を、限られた時間ではございましたが見て回って、そしてしっかりと確認をしていただいた中で、私は今PTAではございませんが、その願いを持つ保護者の皆さん、または学校の先生方、PTAの皆さん方が、御要望、またお願いをさせていただいたということでございます。

私が知る限り、今、教育次長のほうから御答弁をしっかりとしていただきましたが、7月以降、各小学校において幾つかの要望箇所をお願い申し上げたと思うんです。そんな中で、これができますよ、これはこんなような理由でできませんよ、少し待ってくださいなり、応急的な手当てで対応しますので実施には日時がかかりますというようなことのお返事は出されておられないのだと思います。やはりしっかりと、未来を担う、そして将来、私たちにとって大切な子供たちの命につながる通学路でございます。私たち今を生きる大人はもちろん、それにかかわる関係機関の皆さんは、しっかりと思いを持っていただく中で、その願いを持つ学校、PTAの保護者の皆さんに、どのようなことであるかということの情報の共有というようなもの、また

しっかりと早い対応というようなものが必要であると思います。

いずれにせよ、今現在も多分、対策はいまだできない、また何らかの理由があってできないところにおいては、学校、PTAのほうには回答がなされておられないのかと思います。そのあたりを早急に学校、PTAのほうに、こんなような今現状なんですよというようなことをしっかりと話しされる中で、逆に、ハード面のお願いが主であったと思いますので、ハード面で対応できない部分においては、ソフト面で対応するというのがPTAの共通認識であると思います。そうであれば保護者の皆さんは、大切な子供たちのことでございます。お忙しい日常生活ではあるかと思いますが、そこは見守り、そして子供たちに交通マナー、道徳等をしっかりと徹底されると思います。そのようなことを考えますが、どう考えますか。

議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） ただいま森議員がおっしゃられたとおり、この一般質問があつてから、教育委員会の管轄である学校教育課のほうに確認いたしましたら、5月に発表される前に一度、校長会のほうで説明はさせていただいたんですが、学校のほうからPTAには、おっしゃるとおり連絡が行っていなかったということでしたので、今週、6月17日に、学校教育課から学校へ、PTAのほうへこの詳細について連絡をするようにということで指示をいたしましたので、よろしく願いをいたします。

〔5番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 森治久君。

5番（森 治久君） それでは、そのような対応でしっかりと、子供たちの命は子供たちみずからが自分の大切な命を守ると言うまでもございませんが、私たち大人はもちろん、地域の皆様の協力、また御指導いただく中で、しっかりと対応することが大切かと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

次に、関連でございますが、この通学路、今まさに瑞穂市内、これは全国的にも申し上げましたとおり調査がなされ、県内では2,068カ所の危険箇所があったということでございます。これはもっともっと危険な箇所はあるのかと思います。その中でも、その校区校区、学校ごとで、どこが一番危険度が高いかというようなことで出てきたのが2,068カ所というようなことであろうと思います。瑞穂市内でも25カ所というのは、絞って絞って絞ったところの数が25カ所であろうと思います。

そんな中で私が、これも一般質問の折に、何回も御質問、また御要望、また御提案もさせていただいておりますが、市道5 - 2 - 109号線の通学路、これは主に穂積中学校に通う穂積地区、また牛牧地区の子供たちが、朝7時ごろから7時45分ごろの間に、当然この5 - 2 - 109号線は駅に向かう東西の道路でございます。通勤、また高校・大学へ通学する多くの人たちで混雑する中で登校をする通学路でございます。ここの5 - 2 - 109号線においては、こ

の25年度の新年度予算でしっかりと道路計画を立て、そして調査、丈量測量する中で、どのような道路形態が望ましいのか、どのように車歩道を分離し、歩行者等の安全を確保するべきかということ調査、また測量する予算がつけられていると思いますが、今現状の取り組みをお聞かせいただきたいと思います。

議長（星川睦枝君） 弘岡整備部長。

都市整備部長（弘岡 敏君） 森議員の御質問にお答えいたします。

県道北方・多度線、別府堤内三ノ町交差点から、県道美江寺・西結線の牛牧交差点までの約2.1キロの路線は、今、議員が言われたとおり、穂積中学校を初め、穂積駅への通勤・通学者の歩行者、自転車、自動車が特に朝には集中的に集まり、歩道と車道の分離が一部はされておりますが、そのほとんどがされておらず、その部分につきましてはカラー舗装により、自動車のドライバーへの注意喚起を促して、歩行者、自転車への安全確保をまいりました道路であります。今年度は、この道路の道路設計を実施し、今後、道路沿線関係者並びに地権者の声を聞きながら、御理解を得られましたら、用地が取得できますところについて順次、歩道の整備をしていきたいと思っております。

また、この道路は、道路整備計画の中で、駅、それから市役所、中学校等の公共施設等のアクセス道路となる補助幹線道路として位置づけされており、その中でも歩道整備の方針となっておりますので、このことから歩道整備のほうに着手していきたいと考えております。

また、この路線にあります五六川にかかる野田橋につきましては、既設の橋とは分離した形で独立した歩道橋を現在の橋の上流側、北側ですね、鉄道側のほうに設置することとして、昨年度にボーリング調査や予備設計を実施しました。今年度中にその橋梁の詳細設計を完了し、来年度以降は必要な用地取得とともに工事のほうを進める方針でおりますので、御理解願います。

〔5番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 森治久君。

5番（森 治久君） ありがとうございます。

ただいま御答弁いただいたとおり、五六川にかかります野田橋ですね、こちらは今、ボーリング調査も終え、そして詳細設計の今真っ最中であろうかと思います。今の既存の橋に分離する形で歩道橋が北側にできるということでございますので、前からも伺いしております歩道を設けるといふことであれば、用地取得をしっかりといただく中で、できるところから、せめて5メートル、10メートル、15メートルの短いスパンであっても、この用地取得をした後は、速やかに歩道を設置していただき、子供たち、また通勤・通学者の安全・安心を行政の責任、責務として行っていただきたいと願うばかりでございます。

また、この道路におきましても、15年、10年前は、これほど沿線、隣接する土地に、構築物、

また宅地開発がなされておりました。この15年、10年の間に、この瑞穂市の特性である人口が今まさにふえている状況と同じで、宅地化され、そして土地活用がなされ、道路を拡幅する、また歩道を設置するということが困難になっております。今やらなければいつやるんでしょうか。少なくとも、2年先、5年先、10年先は、もっともっと、今、土地活用がなされていない田んぼ・畑であっても、ここは市街化区域でございます。宅地化がされたら、協力いただくのに困難が生じるのではないのでしょうか。今であるということをしかりと心にとめる中で、用地交渉は大変つらい作業かも知れません。しかりと用地交渉をされる中で、この瑞穂市の発展、安全・安心のためには、ぜひともその土地が御協力いただくことが必要であるということ、熱意を持って、そして接していただき、一人でも多くの土地所有者の方に御理解をいただけるような、公僕としてのお役目、責任、責務を果たしていただきたいと思っております。議会もしかりと連携する中で、対応しなければならないと考えます。

次に、美江寺・西結線JRガード下及び国道21号線交差点、これは下牛牧の交差点でございます。忠太橋、また忠太橋等についての現状での整備計画等がございましたら、お聞かせください。

こちら先日の会派代表者質問で、国道21号線が6車線化される、これはまさに現場着手がされるということで、6車線化になる区間でもございます。この国道21号線の下牛牧交差点、ここについてもいろんな危惧する現状があるかと思っております。課題もあろうかと思っております。今現在での現状での課題、また計画等をお聞かせいただきたいと思っております。

議長（星川睦枝君） 白河調整監。

調整監（白河忠良君） 県道美江寺・西結線のJRガード下、国道21号下牛牧交差点及び忠太橋の整備に関する課題等についてお答えします。

JRガード下の道路拡幅につきましては、毎年の岐阜土木事務所との現地視察とともに強く要望しているところです。ただ、多大な工事費がかかることから、なかなか着手していただけないのが現状ですけれども、歩道設置のみの改良等も含めてできないかどうかということをお願いしてまいりますので、よろしく申し上げます。

国道21号牛牧交差点につきましては、6車線化に伴い、交差点北西部に位置します広讃寺へ向かう市道が現状のままでは出入り不可能となります。そのため、岐阜国道事務所とともに改善策を現在検討しておりますので、でき次第御説明等に上がりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

次に、忠太橋下流側への歩道設置につきましても前々から要望いただいておりますが、今年度も岐阜土木事務所に現地視察とともに要望しているところです。また、早期着手が不可能な場合には、現在の歩道に転落防止柵を設置していただくよう要望しておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 森治久君。

5 番（森 治久君） ありがとうございます。

ただいま調整監から御答弁をいただきましたこの3カ所、南北に走る瑞穂市においても大変重要な主要道路、県道でございます。JRガード下、また21号線と交差する交差点、また今お話がございましたとおり、旧橋がかかっておりますので、そちらを歩道橋というような形で利用、活用しておりますゆえに、なかなか忠太橋の整備が、優先順位が高くないゆえんなのかなあと考えます。そんな中で、今、忠太橋には橋のかけかえ等の整備がなかなか計画されないのであれば、転落防止柵をしっかりと設置していただく。今現状は、旧橋の欄干は五、六十センチしかございませんので、今の規定でいきますと、転落防止柵、橋にかかる欄干は1,100が必要であるというようなことでございます。そのかわりに、仮のバリケードなるもので処置されております。子供には、危険であるから、そこはのぞき込むことなく近寄らないように登下校しなさいよというふうな、家庭で、また学校で指導はしていただいております、興味を持つのが子供の一つの子供らしさというふうなことがあるかと思っております。そんな中で、しっかりした転落防止柵の設置を早急をお願い申し上げますとともに、美江寺・西結線のJRガード下におきましても、なかなか予算が、莫大な費用になるということでございます。

そんな中では、ここ5年、10年の間に整備が計画され、実行されるということは難しいのかというのは私たちでも考えるところではございますが、そんな中でもいかにここに歩道を、仮の歩道であっても北と南をつなぐ歩行者のための歩道ですね、これは今既存が、ガード下が重力式で斜めに台座がございます。それを直に仮にすることは、今の土木技術においてはできることと聞いております。また、そのようなことは県においても、全てのJRガード下の東西への歩道の正式な整備、また車道幅の拡幅の整備ができないであろうとも、そちらの直に切る中での歩道の整備、仮の歩道整備、こちらは考えられないことではないということは聞いております。そんな中で、そのようなことに対する対応、お願い、要望もあわせてしていただきたいと願っております。

また、今現在の北方・多度線の交差点、そして下牛牧バイパスの交差点、こちらも右折レーンが大変短うございますので、右折車がどんととまると、直進・左折する車でずうっと渋滞するわけですね。この辺も当然行政の所管においてはしっかりと把握、理解されておると思いますが、あわせてしっかりと、中途半端な整備にならないような処置をしていただきたいと思っております。

次に、次の質問に移らせていただきます。

市内の公共交通機関についての質問に移らせていただきます。

瑞穂市合併10年の節目を機に、公共交通機関の現状を検証し、今後の高齢化社会を考える上

で、瑞穂市の発展と飛躍、そして近隣他市町との共存共栄をも視野にした、1年から2年先、5年先、10年、20年先を見据えた公共交通機関の将来ビジョンの検討、協議、そしてその試算を市民及び近隣他市町に発信、お示し、議論することが必要かつ重要であるかと考えます。まさにそれこそが、飛躍するまちづくりの将来ビジョンにつながるのではないかと考えます。いかにお考えかお尋ねをいたしますとともに、さきの瑞穂市市政10周年を迎え堀市長に聞くという新聞での記事において、記者とのQアンドAでの一つに、旧穂積町と旧巢南町が合併して10年、感想はとの問いに、市長は、岐阜市と大垣市に挟まれ、JRが通っている地の利があり、市の人口はふえている。それに伴って宅地化が進んだが、都市基盤は十分ではない。下水道や公園、道路を整備し、住民の満足度が高いまちにしたい。また、交通の拠点となっているJR穂積駅周辺の利便性をどう高めるのかとの問いには、国の補助金を入れて抜本的に再開発したいが、当面は下水道整備に金がかかるので、その後に計画したい。中途半端な投資ではいけないと答えられておられます。

また、国勢調査をもとにした国の統計でも、瑞穂市は今後も人口が増加する傾向にあり、ピークの2025年には5万4,000人になるということでございます。これはあくまでも今の瑞穂市の地の利、利便性であった場合での国の推計でございます。今、瑞穂市が近隣他市町といかに共存共栄を考える中で、今以上に発展・飛躍すること、そして市民のニーズを捉え、そして活力あるまちにするかによっては、5万4,000人が5万5,000人、5万6,000人という多くの人に魅力を持っていただき、この瑞穂の地に住みたいという思いを持っていただけるのではないかとことを考えまして、私が今申し上げたことについてどうお考えであられるかを、市長にお尋ねしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 議員の御質問にお答えをいたします。

議員のおっしゃるとおり、公共交通機関の整理には、多くの費用と年月が必要だと考えております。よって、常に将来を見据えた計画が必要と考えております。長期的な視野のもと、JR、樽見鉄道、路線バス及びコミュニティバス、それぞれの役割分担と連携並びに周辺市町村との連絡をも含め、広域的に、かつ輸送機能の向上や乗り継ぎの利便性向上等、必要な取り組みを市民の皆さん、そして交通事業者とともに検討していく必要があるかと思っております。

私どものコミュニティバスにつきましても、高齢化の急速な進展や環境問題への意識の高まり等に応えるため、地域の公共交通の利便性向上とともに、人や環境に優しい車両の導入、ICカードの乗車設備の促進等を検討してまいりたいと思っております。

また、限られた予算を活用し、できる限り利用しやすいよう調査を継続的に行いまして、また市民の皆さんにその状況を公表しながら、利用しやすい運行を目指したいと思っております。

樽見鉄道等とかJR等を含めまして、市長さんのほうから御答弁いただきますので、よろし

くお願いします。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 森治久君。

5 番（森 治久君） ありがとうございます。

今、部長のほうから、この瑞穂にはＪＲ、また樽見鉄道、そして市民の皆さんの足になるべくみずほバスというような、この３つぐらいが公共交通機関としては考えられるのではないかと、私もこの３つを連携させる中で、そしていかに活用を、一つ一つを足すことによって大きな利便性につながるかを考えるのが今であろうと思います。

そんな中で、公共交通の起点であるＪＲ穂積駅及び周辺の整備・開発はもとより、新しく整備・開発をするにはいろんな山積した課題があるのであれば、今こそ樽見鉄道の有効的な活用ということで、ＪＲ鉄道への接続、穂積駅・大垣駅の真ん中、巢南・横屋の地に接続することが必要な将来ビジョンの施策ではないかと考えるわけです。そして、今この樽見鉄道を接続するのにも年月がかかるのであれば、この１年、２年、３年、４年の間には、樽見鉄道を有効的な活用をするためにも、みずほバスを直結し、今、瑞穂市内には樽見鉄道の駅が、美江寺、十九条、横屋の３つの駅がございます。この３つの駅を、穂積駅へ向かわれる多くのみずほバスの利用者の皆さんが、使い勝手がいいみずほバスになるためにも、そして本巣以降のまちから樽見鉄道を利用され大垣方面に向かわれる方、皆さん、大垣に向いている方と岐阜・名古屋に向いている方、どちらが多いかは承知されておると思います。多くの皆さんは、今まさに動線は名古屋でございます。東に向く中で、この瑞穂の皆さん、近隣他市町の皆さんは生活をされているのが現状でございます。みずほバスを樽見鉄道の駅に直結する。今現在は、その近くにはバス停がございます。しかし、駅自身に樽見鉄道の運行時間に合わせたバスはございません。樽見鉄道を利用される方がみずほバスを利用して穂積駅へ向かわれる、この御提案を申し上げるとともに、ＪＲとの接続をした場合のバイパスとＪＲに挟まれる地の未開発地の土地活用をぜひとも私の御提案、また市が今まさにやらなければならないまちづくりのビジョンであるということをお話し申し上げ、市長のお考えをお尋ねいたします。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 私のほうから、森議員のほうから将来に向けました公共交通機関について、瑞穂市をどのような瑞穂市で考えておるか、ということにつきましてお答えをさせていただきたいと思います。

これから１０年、２０年先のこと、なかなか先を考えることは、国のほうにおきましても、県におきましても、今の時代、１０年先、２０年先を読むということは非常に難しい、これは皆さん御承知のとおりでございます。そんな中におきまして、瑞穂市は確実に、これから１０年先も人口が伸びるといところでございます。そういう中におきまして、市の活性化のために何を考え

るかということを考えます。将来を考えます。

実は今、森議員のほうからありましたのは、もう少しはっきりと言っていただくといいわけでありまして、そこら辺のあれがわかりにくいといいますが、あれでございまして、公共交通機関、結局新しい駅を新設して樽見鉄道に接続するとか、そんなふうには私は受けとめたところではございますが、そういうことではございますか。

5番（森 治久君） そういうふうに申し上げたつもりです。

市長（堀 孝正君） それでは、それに合わせましてお答えを申し上げたいと思います。

実は私も毎年毎年、樽見鉄道の支援のことでお話を申し上げておるところではございますが、毎年毎年こんなことをやっておっても、樽見鉄道は、瑞穂市としましては、美江寺と、十九条と、横屋でございまして。瑞穂市は廃止しましてもどんなふうにも、バスなり何なりできるわけではございます。本当に本巣市として廃止をしてもいいのかということをお尋ねしたら、もう絶対に廃止はできないと。それなら、こんなことを毎日やっておっても、樽見鉄道は絶対に黒字にはなりません、はっきり申し上げて。年々1億は支援したら、10年で10億になるわけではございます。ですから、抜本的なことを考えなくてはならない。やはり広域で考えなくてはならないということをお申し上げておるところではございます。

これをどういうふうにしたらいいかといったら、はっきり申し上げまして、東海道線に直に接続する、名古屋圏の通勤圏に本巣市全体を入れる、こういったことにすれば絶対に樽見鉄道は、御案内のとおり、旧本巣郡も合併前は人口9万7,000でございました。私はそのときに一つにしたかたんですが、今や人口10万6,000人なんです。まだ、今度は糸貫インターチェンジを初めとしまして企業誘致されますとふえるところでございます。そういう中におきまして将来を考えますと、この樽見鉄道を公共交通機関として残すということになれば、どうするかということをお考えると、やはりとんと東海道線につけるといことが一番。といいますのは西へ行きますと、揖斐川の鉄橋に将来莫大なお金がかかります。ですから直接、東海道線の新駅につけるといことになります。そうしますとどこになるかといえますと、先ほど森議員のおっしゃった旧巣南の横屋のところになるわけではございます。

これは、過去私が町長の時代にしました。これも、国も、県も、そしてJR東海もオーケーで区画整理を進めておりましたが、どうしてもある一部の地権者のあれでできなかったというところではございます。あれができておたら、今はあそこの地域の皆さんは左うちわといえますか、そういうような状況で、大きく変わったであります。今は後悔をされております。地元の自治会長、今の現在の区長も、「市長、何とかもう一度ならないか」、こういう意向もいただいております。そういうこと等を踏まえまして、瑞穂市の将来を考えますと、1つの新駅をつくることも選択肢ではないかということではございます。これは瑞穂市一つではだめでありまして。これもあくまでも、今の本巣市、北方町を含めました広域でやる。これでしたら話が

早くてできるあれではないかと私は思うわけでございますから、せっかく議会のほうからこういう御質問、御提案もございましたので、市としましては、あれからもう十何年経過しておりますので、JR東海を初めとしましているところへ、早速、私としましてそれなりの動き、対応をして、そして隣接します市町村に声もかけてみたい、こんなことを早速動いてみたい、そんな気持ちを今持ったところでございます。

これはなぜそんな簡単に思ったかといいますと、過去にその経験もございます。やってきた経緯もございますし、その資料も全部ございます。そういったところから言えるわけでございまして、そういうことがなかったら、そんな簡単には御答弁できませんが、いずれにしましても前向きに検討をさせていただき、そういう御答弁を申し上げまして私の答弁とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 森治久君。

5番（森 治久君） ありがとうございます。

私のほうの御提案がわかりにくかったということでございましたので、失礼をいたしました。私もこれに関連する質問は今までに、議員にならせていただいて5年になりますが、たびたびさせていただく中で、わかりにくい御提案の仕方であったかもわかりませんが、今まさに市長からお答えいただいたとおり、樽見鉄道をしっかりと活用するためには、JRに接続する、そして穂積駅は残す中で、新駅の横屋駅をつくるという構想ですね。これは瑞穂市の発展のみならず、本巢、近隣他市町、北方、大野、揖斐川町、また大垣が樽見鉄道の存続にいろいろなお考えを持っておるといっているのであれば、その上の近隣他市町のための公共交通機関を、しっかりと一翼を担えるものとする、そして瑞穂市もともに発展をするというような構想であろうと思います。

市長が3月の議会で申し上げられた「夢のある市」、市長が考える夢のある市は、人が目を向ける、人が集まる、求心力を持つまち瑞穂を、しっかりとこの機会に、瑞穂市が合併して10年、そして今後の10年、20年は近隣他市町とともに共存共栄、そしてこの瑞穂市にお住まいいただく皆さんにとって、10年、20年先も夢の持てるまちであるために、どうぞ御提案を申し上げた新駅の構想をぜひとも他市町に、また私たち議会もしっかりと公共交通機関のあり方等を勉強する機会をつくらせていただく中で、ともに市民のための発展する瑞穂市のまちをつくってまいりたいと思い、また強く心に誓い、全ての一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（星川睦枝君） これで、5番 森治久君の発言を終わります。

続きまして、7番 広瀬武雄君の発言を許します。

広瀬武雄君。

7番（広瀬武雄君） 改めまして、皆様おはようございます。

傍聴の皆様、早朝より御苦労さんでございます。

ただいまは議長のお許しをいただきましたので、議席番号7番 広瀬武雄でございますが、通告に従いまして、以下3点につきまして質問をさせていただきたいと思っております。

その第1点目は、成年被後見人に選挙権が付与されることになりましたことに対する瑞穂市の対応について、2点目につきましては、（仮称）瑞穂市福祉特別区域開発構想についての所信を伺いたいと、そして3番目には、環境水道部上水道課の市民に対する窓口対応の改善についてということで、大きく3点に絞って質問をさせていただくわけでございますが、以下詳細につきましては質問席よりさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、第1点目の成年被後見人に選挙権が付与されることになりましたことに対する瑞穂市の対応につきまして、特に被後見人に認められる代理投票の際に必要な補助者について、投票管理者が定めると規定されたことに対する対応につきまして、総務部長にお尋ねいたしたいと思っております。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） ただいまの御質問に対してお答えをいたします。

成年被後見人の方の選挙権の回復については、御存じのとおり、去る5月31日に公職選挙法が改正されたところであります。施行日は6月30日ですので、次回の参議院議員通常選挙より、成年被後見人の方も有権者として投票に参加していただけることとなります。

お尋ねの代理投票の制度についても、今回若干改正がされました。心身の故障その他の事由があれば代理投票が可能となりましたので、成年被後見人の方におかれましても、代理投票を希望されれば可能ということになります。また、代理投票に参加する1人の立会人と1人の代筆者は、投票管理者が投票所の事務に従事する者から選ぶことと改正されております。これまで私どもについては、投票所において事務に従事している職員が代理投票の事務に当たっておりますので、今回の改正に伴って特別変更する事項はありませんので、お知らせをいたします。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 広瀬武雄君。

7番（広瀬武雄君） ただいまは、従来と余り変わらないと、こういう答弁でございますが、全国的に、今御説明がありましたように、約13万6,000人が選挙権を回復するというところで、瑞穂市については大体20名程度と聞いておりますが、一番問題になるかと思われる部分は、どのような意思表示、確認、この辺ができるかという問題ではないかと思うところであります。したがって、期日前投票とか投票日当日に、御本人のみならず後見人、あるいは家族の方々と同伴されましていらっしゃる折に、どういう手法で意思表示を確認されるかにつきま

して、いま一度御答弁を願いたいと思います。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 成年被後見人の方におかれては、いろんなハンディーを持っておられるということですので、お一人お一人そのハンディーの状況というのは違うと思いますし、私どもも十分それを把握し切れるかという、なかなか難しい部分はあるかと思いますが、御本人さんの投票の気持ち、意思を十分尊重して代理投票をしたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

〔7番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 広瀬武雄君。

7番（広瀬武雄君） 本人の意思を云々ということですが、その辺の詳細は、その場になってみないといろいろわからない点が多々あるかと思いますが、要はいろんな資料を指さして意思表示をしていただくこともあろうかと思いますが、家族とかその他の方々に誘導されたような形で投票に至るということだけは避けなければならないと思うところであります。そのような部分をどのように対応するかということが非常に重要なポイントかと思うところであります。その辺は、今までも何十年にわたりまして選挙に携わってこられたスタッフの皆様ばかりでございますので、如才はないと信ずるほかないかなと思うところでありますが、岐阜県の選挙管理委員会にお尋ねいたしますと、昨日どうもそれらのことに伴う説明会があったそうでございまして、詳細については聞いておりませんが、くれぐれも気をつけていただくようにと、万難を排して対応していただくようにとのことであったと伺うところでございます。

それに関連いたしまして、不在者投票の件につきまして、再度総務部長に質問をさせていただきます。

瑞穂市におきましては、県の指定を受けた老健とか、特養とか、あるいは病院等は、たしか3カ所と聞いておりますが、その辺はその施設の責任者である理事長が責任を持って不在者投票に携わるようになっておるところでございますけれども、現実的には理事長はほとんど携わらないわけですね。例えば特養でいけば、介護職員とか事務職員が携わるのが現実かと思いません。

まず、不在者投票用紙を請求するには、必ず選挙人の依頼を要するという項目がございます。したがって、選挙人の依頼なしに請求することはできません。ところが、よくある話として承るところは、選挙人の意思は表示されていないけれども、施設、あるいは病院の考え方で請求するというのも間々あるというふうに聞いておるところでございますけれども、その辺の確認は、請求をされた場合、不在者投票用紙の用紙と封筒ですね、これを請求された場合には、どのような形でチェックをされておられるのかも、あわせてお聞かせいただきたいと思います。

ます。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） それでは、病院等における不在者投票の制度について少し御説明をさせていただきます。

今、議員さんがおっしゃったとおりに、施設において県の指定が必要になります。本市においては、ほづみ園、朝日大学の附属病院、巢南リハビリセンターの3カ所が今現在は指定されております。指定施設での不在者投票は、指定施設の長ですね、不在者投票の管理者のもとで、立会人、選挙権を有する者を最低1人選任し、御本人さんが御自分でお書きになられれば自書による方法、先ほどの代理投票ということで意思を持ってということになれば、2人の補助人を本人の承諾を得て定めて実施するということになっております。そういう手続になっておりますし、先ほど言われたように、選挙人の御本人の指示のもとで全てが、こうした不在者投票が行われるということになっておりますので、県のほうもそれぞれの指定施設長については説明をしておると思いますし、私どももそのあたりは注意しておりますので、この不在者投票が的確に行われることについて細心の注意を払ってまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

〔7番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 広瀬武雄君。

7番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

このたびの公職選挙法の改正に伴いまして、被後見人に選挙権が新たに復活したというところを捉えまして、関連質問も含めましてさせていただいておりますが、昨今、各種公職の選挙に関しまして、指定施設の職員が勝手に投票用紙を請求し、本人に成りかわって不在者投票を行ったとして、公職選挙法第237条、すなわち投票偽造の疑いで逮捕されたとの報道も過去には散見されるところでございます。特に平成19年執行の第21回参議院議員選挙、今回も7月は参議院議員選挙でございますが、参議院議員選挙におきましては、県内においても、今私が申し上げたような同様な事件が発生したというふうに聞き及んでいるところでございます。したがって、ぜひこのようなことの決してないよう、指定施設における不在者投票の適正な実施のために、その管理に万全を期されますことを特にお願い申し上げまして、この質問は終わらせていただきたいと思います。

引き続きまして、2点目の質問に入らせていただきたいと思います。

（仮称）瑞穂市福祉特別区域開発構想について、その所信を伺いたいということでございますが、議長済みません、ちょっと資料を配付させていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

議長（星川睦枝君） ちょっと見せてください。

広瀬議員、許可いたします。

7番（広瀬武雄君） ありがとうございます。じゃあ、よろしくをお願いします。

〔資料配付〕

〔7番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 広瀬武雄君。

7番（広瀬武雄君） ただいまは資料の配付許可をいただきまして、ありがとうございました。ちょっと時間を費やしていただきまして、まことに申しわけございません。

今回のこの瑞穂市福祉特別区域開発構想につきましては、お手元に配付いたしましたような構想なんでございますが、これは実は障害者の親さん方の団体の方々を通じまして、市当局に、正式にはまだ要請はされてないと思うんでございますが、一応御説明に上がられたと、こういうことでございまして、この辺のところも含めまして本日はその所信を伺いたいということで質問をさせていただくところでございます。

御存じのとおり瑞穂市には障害者計画というものがございまして、この中では平成15年度から支援費の制度、その後の平成18年度からの障害者自立支援法のスタートによりまして、建設中心の福祉から在宅を基本とした地域生活への移行が急速に進みまして、障害者を取り巻く問題や環境変化の適切な対応が求められているとうたわれております。また現在、本市におきましては、身体・知的・精神を合わせまして2,073人の障害のある方々がおられます。障害のある方々が住みなれた地域の中で、その人の能力に応じて、その人らしく尊厳を持って生きていくことができ、さらに障害の有無にかかわらず、誰もが生き生きと安心して暮らせる支え合いの共生型市民社会の構築に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますというふうに、この障害者計画の中にはうたわれておりますが、しかしながら障害者の家族の皆様方から考えますと、次のような課題が浮かんでくるということでございます。

その第1点は短期入所、すなわちショートステイですね、あるいはケアホーム（共同生活介護）、グループホーム（共同生活援助）などの施設がなく、地域で自立した生活ができないと。また、瑞穂市の就労継続支援A型利用者は、岐阜市や山県市、輪之内町の事業所を利用し、B型は、岐阜市、羽島市、愛知県、福井県の事業所を利用しているのが現状であり、こうした就労施設に親が送迎したり、親が万が一倒れたとき、職場に通うことができず、障害者本人の生活が成り立たないという課題を抱えております。また、生活環境が身につけやすい年齢の若いときの訓練の場が必要であり、就労継続支援と生活介護の集約した施設が将来は必要になってくるというようなことから、今回お示しいたしました当市の市街化調整区域の一角に、既に当市の施設であります、あるいは社会福祉協議会が主体でお願いをしております豊住園とかいろいろ施設が、そこにうたわれておりますとおりでございます。その一角の2.5ヘクタールに福祉特区を認定してもらって、今申し上げた諸課題の対策を行いたいという意味で、市当局に

御説明に上げられたと承っておりますのでございます。

これらにつきまして、まずとりあえずは、大変恐縮ですが、担当部長であります福祉部長より御答弁を願いたいと思います。

議長（星川睦枝君） 高田福祉部長。

福祉部長（高田 薫君） ただいま広瀬議員からの御質問にお答えをいたします。

（仮称）瑞穂市福祉特別区域開発構想につきましては、議員からも御紹介がございましたように、市内の障害者団体の関係者の方から、平成25年度になりましてから当市に資料をいただいておりますのでございます。内容といたしましては、先ほど議員からも御紹介がございましたように、当市の障害者にとっての課題として、短期入所、共同生活介護、共同生活援助、こういった施設がないことから地域での自立した生活ができないという現状、また福祉就労施設の利用は、先ほど御紹介いただきましたように、多くが市外の事業所となっております。現在、親の送迎によりできているという御紹介のとおり、これができなくなったときに御本人の生活が成り立たなくなるということから、市内に就労支援と生活介護の集約施設があれば、かかわる人材についても、よりコンパクトな有効活用ができるのではないかと、またさらに災害時にも拠点となるのではないかと提案でございます。

具体的には、先ほどおっしゃられたように、既存の障害者施設、豊住園等のところでございますが、これを活用しつつ、障害児・者の通所施設を拡張整備し、加えてその障害者の方々が農業を通じて生産したものを物販所で販売し、障害者の就労支援にもつなげていこうというものでございます。

そういった意味合いのところに関しましては、今まで市が市外の事業所に頼ってきたというところからして、担当部としてもこういったものの整備が必要というふうには考えておるところでございます。以上です。

〔7番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 広瀬武雄君。

7番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

ただいま福祉部長より御説明をいただいたとおりでございます。御答弁いただいたとおりでございます。資料の中にもございますように、福祉センターと地域交流センターを併設した複合福祉施設の整備をしていきたい、あるいはエコシティーのモデル地域として次世代エネルギーの自給自足の環境を推進したい、あるいは職・住近接によりコンパクトシティー、集約都市のモデルケースを創出していきたい、また農業施設を中心とする障害者の就労施設を整備し、障害者による特産品開発、それらの農産物、農産加工品を地産地消の形で瑞穂市内で販売していきたい、また、今、福祉部長からございましたように、大規模災害に備えまして地域防災拠点としての機能整備、特に災害時におけるボランティア活動拠点、あるいは周辺自治体より広

域的に障害者を預かる拠点としての機能もあわせて、この施設ができ上がってくることを期待しているということでございます。

一番この中で問題になります、あるいは問題であろうと推測いたします部分は、その周辺が調整区域でございます、その辺をどのような形で、特区申請という形で内閣府を通じまして許認可の申請をして、地元である農業委員会とか、それにかかわる関係者の皆様方の御理解が得られるかどうかというような問題になろうかと。その辺がこの一連の構想の推進には若干のネックになろうかと考えるところでございますけれども、内閣府のほうの地域活性化推進室にいろいろな形で問い合わせをさせていただいているところでございますけれども、最近、福島県の関係で特別介護施設への農地転用についてという実例がございまして、その中でも事業の用に供する施設について、原則農地転用を認めていない優良農地である第1種農地であっても、公益性が高いと認められる事業として農地転用の許可をすることは可能であるということで、各県、各市町でも比較的、ぼつぼつその辺の特区申請にかかわる回答が出ていると承っておりますところでございます。したがって、非常に……。

ちょっと雑音が入りまして何でございますが、続けさせていただいてよろしゅうございますね。

というようなことで、そういう部分は多少、今後の課題として抱えることいたしましても、市当局、いわゆる地方公共団体が、これらの計画をそれなりに立てられまして、内閣府に御申請されることによって、明るい兆しが出てくるのではないかと考えるところでございます。

その辺の進捗状況も含めまして、再び福祉部長のお考え方をお願いしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 高田福祉部長。

福祉部長（高田 薫君） 特区ということでございますが、まず特区についての概略を説明させていただきますが、この特区の認定制度につきましては、構造改革特別区域法に基づく規制の特例措置ということで、こちらが適用されるためには、地方公共団体が構造改革特別区域を設定し、当該区域内で適用させようとする規制の特例措置を盛り込んだ構造改革特別区域計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受ける必要があるという手続となるところでございます。

ここで特区ということの関係でございますが、この構想の予定されております区域につきましては、都市計画法でいう市街化調整区域でございます。地目は農地ということになっております。したがって、何か施設整備を行う場合には、農地法上で農業委員会の許可が必要となるということでございます。予定地は農地区分として優良農地となるため、原則として許可がない区域となっております。そのため、特区という申請によって規制緩和ができないかということになるわけでございます。

この特区についてでございますが、国では内閣府の地域活性化推進室、先ほど議員からも御紹介がございました部署、岐阜県内では総合政策課が担当しております。市では現在、これら

の機関と実現性についての検討を行っているところでございます、いただいた資料等をお送りして中身を検討していただいておりますところでございますが、福祉に関する特区につきましては既に大垣市が特区をとられておるといっておりますが、これはまた今回提案のあったものとはちょっと違うところなんです、障害者を地域密着型の高齢者の施設に通所させるというものでございます。介護保険の施設において、障害者の方々の通所というものでございます。

こういった例が近隣ではあるところでございますが、今回の場合は、障害者施設の整備以前に、農地法の規制を特区によって緩和できるのかどうかという点にあります。内閣府におかれども、この農地法の規制緩和について実例等を調べておられるということでございますが、先ほど議員からは介護施設の例が散見されるというお話をしていただいておりますが、市といたしましてもその動向、今回この瑞穂市においての特区ができるのかどうかといったものの注目をしているところでございます。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 広瀬武雄君。

7番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

そこで、ふとけさ、私もある方とお話ししてありまして思い出したわけでございますが、宝江にあります旧紀文ですね、あの周辺が瑞穂市として、ほづみ園も将来、福祉地区として増築も可能になるであろうという諸手続が、当時の都市整備部長からの答弁で行われたやに記憶しているところでございますが、特区とは関係なく、どういう形でその辺のところをお勧めになったのか、もし参考になれば、お聞かせいただければと思います。

議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

都市整備部長（弘岡 敏君） 宝江の地区で、今、キッコーマン、豆乳等をつくられてみえる工場と、それから今のほづみ園ですか、そのエリアのところは、地区計画としてやっているというふうに聞いております。今の本田のほうとの関係、ちょっと今初めて聞くもんですから、そのような手法は該当するかどうかというのは、今質問で初めてお聞きしたもんでございますので、宝江のほうは地区計画として延ばしたというものでございますので、御理解願います。

〔7番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 広瀬武雄君。

7番（広瀬武雄君） 通告以外の質問を突然申し上げて、まことに申しわけございませんでしたが、若干関連しておりましたので、突然振らせていただいて申しわけございません。

今、地区計画でという御答弁がございましたが、我々のほうとしては特区申請を中心に考えていたところでございますが、地区計画でもそういうことができる可能性があるのであれば、それもよしとしないこともございませんが、その辺のところも含めまして、今回の件につきましてトータル的にどのような所見をお持ちなのか。規制緩和とかというような問題は、昨今、

テレビ・新聞でも、安倍総理の一丁目一番地だと言われておるところでございますけれども、その辺も含めて御所見を市長なり副市長にお伺いできればと思うところでございます。

議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

この話は、実は私も社協に3カ月、事務局長としておりました。そのとき、今の梅田会長が、障害者のために何らかのエリアができないものかというような話をされておまして、既存の豊住園とか、ふれあいホームみずほ、ここは位置的にも本巢市、あるいは北方町とも近接していることから、先ほど来お話が出ていますように、広域的な観点からこういった施設ができれば理想じゃないかというようなお話をしてみえたところに、実は農業を介してのお話が入ってきたということで、私もこの話については多少耳にしたこともございます。

そういったことで、今の農地法の中では、調整区域の農地をほかの施設に転用するというとはなかなか難しい面がありますが、その一方で国自体も農地について6次産業化という発想をしておるわけでございます。この6次産業というのは、農業というのは1次産業でございますが、流通の2次とか、それから販売の3次も含めた6次産業というのを打ち出しておまして、あながち困難ではないかなというふうには私らも思っておるんですけども、ただ農地法というのはまた別の観点からの視点がありますので、厚生施設としての使い方が、かつては、ふれあいホームみずほ、あるいは豊住園ができたころは農地法が緩かったんですが、そこら辺がハードルになってくるんだらうというふうには思っております。

それで、できないということじゃなくて、どうしたらできるかというのを探るのも行政の役割でございます。そういった観点から、今ほど御提案がございました特区申請について、そういった方面でも探りたいとは思っておりますが、ただ特区となりますと、いわゆる治外法権的なエリアをつくるということになりますので、それが簡単にはいかないということを認識しております。

それで、この特区となると、それなりのメリット、法を除外するだけのメリットがあるかということが問題になってこようかと思っておりますので、そこら辺についてももう少し行政内部のほうで、内閣府が所管でございますから、そこら辺とも、担当も何かお話を聞くと、一部この提案者が直接当たってみえるようなお話も耳に挟んでおりますので、そこら辺も踏まえて検討をさせていただきたいと思います。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 広瀬武雄君。

7番（広瀬武雄君） どうもありがとうございました。

前向きに、いろいろな難しい点はあったとしても取り組んでいきたいという御答弁でございましたので、ぜひともひとつよろしくお願ひしたいと思います。

さて、先ほど申しましたいろいろなA型・B型施設が云々という話をしましたが、現在、就労支援施設は、先日も文教厚生委員会で見学させていただきましたグリーンサービス穂積がA型でございます。A型というのは、一人前の給与を支払っていただける作業所でございます、その他がB型になりまして、現在、ぽぷりというところと、ライフスタイルきらら、あるいは葵というところがございます、現在瑞穂市にはA型・B型含めまして4カ所、就労支援の場所があるということをつけ加えさせていただきたいと思います。

そういうことで今後も、瑞穂市の障害者計画、あるいは福祉計画の中にとわかれておりますように、障害者に対する対策が必然的に今まで以上に重要視されてこようかと思えますし、国の政策の中でも、そのようなことがあらゆる場面でとわれているところがございますので、何とぞひとつこの辺は、障害者の団体の方の願いが実るような対応を、ぜひともひとつ御尽力賜ることを私からもお願い申し上げまして、この質問は終わらせていただきたいと思います。

次に、3番目でございますが、環境水道部の上水道課の市民に対する窓口対応の改善についてという項目に移らせていただきたいと思います。

この件は、ちょっとある事例を挙げまして御質問をさせていただきたいと思うところがございます。

上水道課に関しましては、水道料の問題とか、いろいろお問い合わせが多数あるかと思われるんですが、その中でも特に、新たに水道を引きたいという市民が、その工事代金等について尋ねた場合に、具体的にとまではいかないまでも、ある程度の金額を言っていないのかどうかというような疑問点が、ある団体、市民からもございまして、この質問に至ったわけでございますが、すなわち事例を挙げますと、平たんなところに、5メートルぐらいの配管が要するところに引いてみたいと。ところが、どのぐらいかかるだろうということを検討した結果、役所に聞いてみようかという話になりまして聞いてみますと、それは答えられませんと。権利金とかそういうものについては答えられるんだけど、工事費については一切回答はできませんと。全て業者に聞いてくださいというのが、正直言いますと窓口の回答でございます。

市民は、そういうことについて、工事費ぐらいは概略、基準的な部分を教えていただけるんじゃないかなという先入観を持っていると思うんですね。そういう意味で、その思いを逆の形で答えられないと言われると、じゃあ業者を呼んで聞かざるを得ない。じゃあ、その業者を呼んで聞くにも、見積もりをとるにも、一旦見積もりをとると、どのような見積もりであろうが、その見積もりをとった業者にお願いをせざるを得ないという人間の善意の心理状態が働くことは事実でございます。

したがって、この質問の趣旨は、ある程度最低限、特殊なことは除いて、大体1メートルこのぐらいはかかるものですよというような常識的な線をお示しいただけないのかという切実な声があったので、担当部長にお尋ねするところでございます。

議長（星川睦枝君） 鹿野環境水道部長。

環境水道部長（鹿野政和君） ただいま広瀬議員の御質問に対してお答えさせていただきます。

新たに水道を引き込みたいなどの市民の方からや、場合によっては業者さんからのお問い合わせにつきましては、まず道路に水道本管が埋設されているかの確認と、それから引き込みに要する手続、費用等の御説明をさせていただいておるところでございます。

先ほど議員がおっしゃられますように、水道を引き込む、それから使用するための費用と申しますと、申し込みの際に納入していただきます加入金、それから引き込みのための工事費、それから使用開始からの水道料金が必要となってくるわけでございます。現行の制度では、加入金と水道料金につきましては市の給水条例で規定されておりますので、市が責任持ってお答えできるわけでございますが、工事費用につきましては加入者の負担となっておりますのでございまして、これは現場ごとに、工事内容とか施工条件によりまして、その費用はさまざまであろうと思います。議員おっしゃるような標準的な工事費用はというようなお問い合わせもあろうかと思いますが、標準的の捉え方が加入者によって差がある上、標準以外の部分については、結局、指定給水装置工事事業者の見積もりによるところとなってしまい、民と民の契約に市が責任を持ってお答えすることじゃないと判断しており、概算といえども、かえって余計なトラブルや混乱を招くということになると考えておるところでございます。

また、指定給水装置工事事業者によっても見積額が異なると思いますので、複数の工事事業者から見積もりをとっていただくことをお勧めしておるところでございます。市のホームページでは給水装置の工事についても、指定給水装置工事事業者に御依頼いただくよう、名簿とともに御案内しているところでございます。しかし、工事事業者は150社ほどございます。この中から選んでくださいよというのも大変酷なお話かと思いますが、その際には加入者の方のお近くの工事事業者をお知らせしたりする等の配慮はさせていただいておりますので、何とぞ御理解のほどよろしくお願いいたします。

〔7番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 広瀬武雄君。

7番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

ということで、結論は申し上げられないという答弁かと思いますが、若干今、ホームページのお話が出ましたが、ならばもっともっと広報とかホームページに、市民に理解が得られるように、あるいはわかるように徹底していただくことが今後の対策として必要ではないか。というのは、純粹に市民は、一々業者を呼んで、水道の引き込みの料金が幾らかかるだろうということは、いざ工事を決断したときには、それはやられると思うんです。だけれども決断をしていないとき、やろうかやるまいか迷っているときには、まず市に聞いてみたいなあ、アバウトの線でいいから聞いてみたいなあという純粹な気持ちが湧くのは当然でございます。したが

いまして、いろんな形でいろいろなトラブルが起きた場合のリスク的な管理の問題もありながら、防衛的な精神も働いて言えないよというような部分になっているのではないかと思いますし、その辺がそうであれば、今私が何度も申し上げますように、そういうことは言えませんよ、あるいは言えないシステムになっていますよということを徹底していただく必要があろうかと思えます。

最近も、下水道の記事が広報にたくさん載せていただいているところでございまして、水道の引き込みにかかわる料金の問題につきましても事細かに、広報などを利用されまして市民に徹底していただければ、そういう不満とか、あるいは誤解とか、そういうのも解けるのではないかなあと考えるところでございますので、ぜひともひとつ今後の水道課の窓口対応には万全の対応で臨んでいただきますようよろしくお願い申し上げます、私の3項目にわたります質問はこれをもって全て終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（星川睦枝君） これで、7番 広瀬武雄君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。

再開は11時からとさせていただきます。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時04分

議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番 広瀬捨男君の発言を許します。

広瀬捨男君。

9番（広瀬捨男君） 皆さん、改めてこんにちは。

傍聴者の皆さん、早朝よりありがとうございます。

本日は、個人質問が8名と予定されているわけですが、執行部さんの前向きの御答弁により、できるだけ早く簡潔に終わりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議席番号9番、民主党瑞穂会、広瀬捨男でございます。

議長から発言の許可を得ましたので、通告に基づき、第1点、市道側溝の清掃作業の外注化について、第2点、小児生活習慣病予防対策について、以上2点について質問させていただきます。

以下詳細については、質問席から順次質問をいたします。

まず、第1点といたしまして、市道側溝作業の外注化についてお尋ねをいたします。

皆さん御存じのように、市道側溝や水路の清掃は、核家族化や高齢化等により作業が不得手な方が多くなり、重い側溝のふたは危険を伴うと思われれます。そのため近隣の自治体では、側溝の清掃を外注する動きが広がっています。現在、瑞穂市は、道路の横断側溝などの危険な箇所とか特に重いふた等は市で対応をされています。しかし本来、道路側溝、水路の管理責任は

瑞穂市にあるわけでございますので、水路はともかくとして、少なくとも市道側溝の清掃だけは、危険を伴うのであるから住民負担をなくすべきと思います。この件について多くの皆さんが切望されております。市道側溝の清掃作業の外注化について、市の前向きな回答をお願いいたします。

議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

都市整備部長（弘岡 敏君） 広瀬捨男議員の御質問にお答えいたします。

市道側溝の清掃の外注化につきましてでございますが、まず、自治会の皆様には、市内の側溝・水路清掃につきまして大変御理解いただいております、この場をおかりして厚くお礼申し上げます。

現在、瑞穂市では下水道の整備が十分でなく、多くの地域が未整備となっております。この地域にあっては、家庭からの雑排水により側溝や水路に汚泥が堆積しているため、その地域に住む人が主体となって道路側溝や水路清掃をしていただいているのが現状でございます。御質問のように、市道側溝の清掃を全て行政が行えば、市民の皆様には御負担をかけることはないわけですが、現状は、今、議員が言われたように、集水ますがある水路や危険な横断側溝などを市にて対応しております。今後につきましても、この4月の自治会長会議でもお願いをしておりますが、水路清掃活動につきましては、側溝ふたの上げ機の貸し出し、汚泥の処理やダンプトラック、積み込み機の提供を行って、地元負担の軽減を進めてまいりたいと思っておりますので、何とぞ御理解を願いまして、よろしくをお願いいたします。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9 番（広瀬捨男君） 先ほど自治会長会議だとか自治会に感謝を申されたわけでございますが、側溝のふたの上げ機なんですけど、いろいろのものを考案されて努力はしていただいておりますが、実際使い勝手がなれるのに大変で遅いというようなこと等もあって、そのことと、まず最初に近隣市町の道路側溝清掃作業の外注化等が一部進められていると思っておりますが、お手元に資料がありましたら、近隣市町の外注化等々の状況をお聞かせ願いたいと思っております。

議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

都市整備部長（弘岡 敏君） 他市町の状況でございますが、まずお隣の本巣市さんは、旧糸貫町部分につきましては7年ごとのローテーションで市にて清掃、その他の地区については地元で清掃、北方町は、全域が下水道地域でございますので、下水道加入率が70%を超えた自治会については町にて清掃、その他の地区については地元で清掃、大垣市におきましては、基本的には地元で清掃、清掃困難なところにおいては市にて清掃、羽島市は、基本的には地元で清掃、清掃困難なところは市にて清掃、岐阜市におきましては、基本的には市で清掃、ただし岐阜市におきましても下水道が整備済みであるということでございます。

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9 番（広瀬捨男君） 経過は進んでいるかと思えます。私も調べさせていただいたのとよく似た現状でございますが、やはり今なんです。例えば岐阜市、下水道整備がされているところは外注化と。それも毎年やらなくても、7年とか3年とかに1回でいいとは思いますが。私は逆にそれまで、市長もよく言われるんですが、いい悪いは別として、現状として公共下水、あるいはその他の下水もあるわけですが、進捗率が非常に低い、岐阜県一低いということですので、下水化が進むまでの間、地区によっていろいろ条件があると思えます。この質問をさせてもらうのも、御案内のように、瑞穂市内には大型団地から中小の団地があるわけですが、どうしてか、一部の人は若い人もいますけれども、発売するとき、あるいは分譲するときの年齢等がそろそろ人も大分あって、先日もある団地の高齢者から電話がございまして、5年ぐらいまでは自治会の班長さんからごみ袋をいただいて、自分の住宅の前をその袋に詰めて、そしてその御主人がかかったところは高齢者で夫婦健在なんですけれども、もう2年くらい前から、とても一緒になって、隣の方々と励まし合ってやっているんだけど、どうも自分のうちが隣の人に御迷惑をかけるということで、2年ほど前から全く外注で、その作業を自分の宅地の前だけを、割り当てのように皆さん話し合ってやってみえるようですけど、その袋詰め自体が大変だということで、それにはそれなりの実費というか、そういうものが要ると思えます。従来のように袋に詰めれば、市のダンプできちっと整理をして片づけていただくんだけど、今度はそれだけの力がとてもないから、頼むとお金の要ることもさりながら、皆さんと一緒にやれないということも非常に残念だけど、年をとった悲しさでということを痛切に言われる方があるんです。

そしてまた、一般の集落のところでも高齢化して、定年になっても若い夫婦が来ない。岐阜市にアパートを借りたけど、こちらへ来ないと。親が片親、あるいは両親があってもなかなか来られないと。せめて清掃のときくらい来てくれんかなあということも言われても、今、企業もなかなか厳しいもんですから、日曜も何か仕事を持ってくるとかというようなことで、大変苦しんで、大変なことですが、それについて私は逆に、下水ができるまで何かいい方法はないか。施設的にどうかということも考えるわけでございます。

例えば、二、三回提案もしておるわけですが、ためますをつくって、そしてそこだけグレーチングにして、そこをさらえることによって効率的にならないかということで、建築のときの新築の指導では、承るところによりますと、ますをつくって管理せよということで指導がされておるわけですが、既設のものについてはなかなかますを、そんなに大きくなくてもいいと思うんですけれども、その辺のことについては、ますをとるところどころにつくって、そのためますをグレーチングのところをあけてということは、そういう計画について考え

られたことがあるかどうか、その辺についてお尋ねをいたします。

議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

都市整備部長（弘岡 敏君） まずに関しては、今のところまだ考えてはおりません。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9 番（広瀬捨男君） 私も何回もやらせていただいておりますけれども、提案しても全然やってもらえない。いろいろあると思います。しかし、私は自分が発案して、住民の方も相当言われる方もあるんですよ。計画的にそういうことをやって、みんなに見てもらって、やっぱりいいんだなと喜ばれるような、やはり市民目線、特に高齢化してきておりますので高齢者を、今まで一生懸命、自分のため、あるいは地域のために働いてきた人ですので、これでよくなったなあというような感じの持てる、夢の持てるようなことを、どこどこで一回やってみるとか、そんなことも考えてもらいたいと思うんです。

先ほど言いましたある団地の高齢者の方が言われるには、うちの団地は、生活道路は軽いふたなんですよね、見てみましたら。私たち一般集落のほうは、厚いふたが多いんです。そういう点もあるから、せめて50メートル置き、駅付近が一部、自治会の要望で、管理課のほうとか共同で少し補助をもらったりしてやられたやに聞いていますが、穂積駅の南の集落だっと思いますが、10メートル置きを、ちょっと重いふたについては5メートル置きにしてというようなことも試行的にやられておるんですが、今後、今お聞きしたことについてどのように取り込まれる予定なのか、お伺いします。

議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

都市整備部長（弘岡 敏君） 先ほども申し上げたとおり、地区での自治会等々での説明会の中でも、自治会を通して皆さん方の、それは高齢者の方もお見えになられます。けどその校区に関して、ダンプ、それからふた上げ機の借り上げ等も、自治会を通して私どものほうに申請をいただいておりますので、その校区、自治会の中で、側溝のふた上げだけでなく、私も前にごみのほうをやっておりましたので、ごみに関しましても、その地区のごみのステーションまで持っていけないだとか、そういうのと同じだと思いますので、何とぞその点御理解のほど、よろしく願いいたします。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9 番（広瀬捨男君） 市長にお尋ねしますが、担当部長とよく協議してあるということですが、余りにも進んでないように思うんですが、どうでしょうか。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 今、広瀬議員の御質問に対しまして、都市整備部長のほうから御答弁を

させていただいております。地域のことは地域でやっていただくというのが本当にあれでございまして、私ども、ふた上げ機とかそういうものは相当用意しまして準備をして、今、本当に力の要らない形でのいい機械でできるように準備をいたしております。できることなら北方町のようなふうで、下水道が整備されまして、そして70%つないだら市でやりましょうと、こういうことでいけると一番いいと思っておるわけでございます。下水道ができましたらほとんど汚れないわけでございます、何年に一遍か、車とかいろんなものから落とします砂ですね、こういったものが堆積するぐらいで、平生は雨水だけでございますので、全く側溝はきれいになります。そういうこともございまして、市としまして下水道をいかにやらないかんということをつくづく感じるところでございます。

今のところ側溝の掃除は、はっきり申しまして、都市整備の部長のほうからお答えをさせていただいておるように、できる限り自治会で協力し合ってやっていただくという形で、そのかわりに、それなりのダンプなりそういった派遣、またふた上げ機ですね、こういったものも今何台か、本当に簡単にできます。そういったのを準備いたしておりますので、そういったことでしていただくということをお願いをしておりますので、自治会のほうにもそういった形をお願いを申し上げておりますので、よろしく願いをして答弁とさせていただきます。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9番（広瀬捨男君） 市長の前向きなということで、きのうもそんな人があったんですけど、同じような答弁でございますが、せっかく皆さんのそういう声があるし、自治会長主体にみんな話をしているんです。旧集落のほうは側溝も古くて、一部地元負担もあったかに思っておりますが、水路を伏せて、狭いながらも何とか市も努力をして、そして住民のほうも少し負担をした側溝も大分あるわけでございますが、それががたがたして、パールですとずっとやりますので、傷はつく、がたがたするからと言うと、ゴム板を数年前ずっともらいましたね。このぐらいの周りで、何メートルかしらん、幅が25ミリぐらいかな、そんなのと30ミリと両方あったと思いますが、それをやっても、そのときはいいと。1回またやれば1年はいいんです、1年に1回やるとすれば。1回はいいけど、あとはだめということで、一部区間を、一般質問させていただいたときに、ふたの軽量化だとか、そしてやっていただいたんですけど、ふただけかえるということもやってもらったんですけど、なかなかそれも、ずっと前、平成7年の12月ごろの話なんです、やってもらったところはいいけど、1年か2年たつと結果的には、試験的にやったけど、両方とも直さないとだめかなあということであったと思います。その当時、言えば前向きなことがちょいちょいとあったんです。試験的にでもどこどこをやってみようかということで。

先ほどの部長にお聞きしましたますのことでも、10センチぐらいのものでどうかとかという

前の部長もおっしゃったことがありますけれども、いまだに全然試行したところもないということについては、私は住民の声を、高齢者が本当に困っているんだと、若い人も困っているんだということを実態がわかるような、自治会長は会のまとめですから、音がするよと言うと初めて一部のところを、ある地区ですけど、自治会長さん言ってくださいといったら、自治会長さんがきちっと市のほうへ話をされて、一部、騒音の音、がたがたという側溝の音ですね、直してもらったところがあるようですけれども、それも少したつとまた、臨時的に詰めたりして簡単にやってもらえていいなあと思って喜んでみえたんですけど、それもなかなか難しいということですが、ますなんかは先ほど執行部のほうも言われたくらいですから、開発のときにはそういう行政指導をして、自分の既設のものはということ。

ちなみにお聞きするんですけれども、もう数年前から、流し込むときにゴムが入った騒音防止のふたがあるんですが、それとお手元に資料があると思うんですが、ありましたら聞きたいんですが、全体に新型のものと、改良されていない従前のものと、市道の側溝のどれぐらい長さが違うのか、そのことについてお聞きします。

議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

都市整備部長（弘岡 敏君） 今、側溝のふたに関しましての資料を持っておりませんので、そのようなときの開発のときには、道路等の両方には側溝はつくっていただきまして、10メートルピッチにグレーチングを設けるといふふうには指導しておりますので。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9 番（広瀬捨男君） 私が先ほど言ったこととまた後退しているような形ですけど、駅付近の自治会で、自治会長さんがお骨折りされて、数年前だったんですけど、5メートル置きにして喜んでみえるところもあるんですから、それを金科玉条的に、こうして決めているんだということについては、私は本当に残念と思います。これだけは一遍やってみようかというようなことが部長、ないでしょうか。試行的にこんなことをやったらどうだというようなこと。

そして、先ほど前段に言いました、その前に言いました防音設備の成ってないところは、後日また、メーター数は整理されていると思いますので、私の感じではむしろ、旧型のほうが集落のほうは絶対的に多いと思いますので、あえてお聞きしたいんですが、また管理をしていただきたいと思いますし、計画的に直すということも言ってはみえたんです、古いものについては、そのことについて部長の引き継ぎ等々にきちっと書いてあるのかどうか、その辺の引き継ぎ事項も含めて、今回のことをとやかく言うわけじゃございませんけれども、十何年もお聞きしていてもそんなに進んでこない。努力は一部あります、確かに。しかし、そんなに前向きには変わってっていないということについて、先ほど隣接市町も、そういうことは言うけれども、特別あれならやっておりますよということはあるけど、瑞穂市の自治会長さんは非常に

紳士だもんで、余り迷惑はかけていかんと、会議で頼まれるから一生懸命やらんならんとすることは、非常に責任感旺盛の人が多いので、紳士の人ばかりですので、そういう点がもっと声を大にしてやらなければならないのかもわかりませんが、冒頭に言いましたように、管理は市ですから、自治会に任せてあるからということもまたちょっと私は、紋切り型ならばやはり自分たちで、先ほど言いましたように水路だけはやれますので、側溝だけは、傷もつくし、いろんな面でもよろしくないと思います、危険ですし。

ちなみにもう1つお聞きするんで、出してないんですけども、例えば保険は今、自治会が主体の行事ですから、当然側溝の清掃も行事になると思いますが、そのときに、自分の集落でもございましたが、けがをしたと。それで、それは市の保険でという人があるんですが、そのけが人は、今じゃなくて、出てなければいいんですが、出てあったら何人ぐらい1年に、けがをして、病院へかかって、その保険を適用されたというようなものがあるかないか。ゼロではないと思いますが、よろしくお願いします。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 清掃活動で私どもがやっている自治会の保険で、私になってから2件ですね。1人は指を、ふたをするときに落とされた。もう1人は高齢者の方で、背骨のほうの骨を圧迫骨折みたいな格好でということで、2件お支払いをしています。

〔9番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9番（広瀬捨男君） 保険制度ができて長いんですが、わずか2件ですかね。今、後段に言われた、指の人は聞いてないんですけども、ちょっと知り合いの人で、ある団地の方なんですが、背中が今なお悪いと言ってみえた、同じ人だと思います、ある団地の方なんですが。それで指の人1人という、本当にそんなに少ないかなあと思うんですが、それは部長が言われるので間違いのないと思うんですけど、少しの傷ぐらいはお医者さんへ行かずに、ちょっとしたことぐらいは治っている人があると思うんです、私の自治会でもそんなことがありましたから。知らずにおったら包帯を試してみえるで、どうしたと言ったら、実は黙っておったけどあれで、話しましたと言ったら、医者にかかったら大したことなかった。ということで済んでいる人もあると思いますので、実態はいずれにしても大変なことですので、特に高齢者がやっているというのは大分おりますので、ぜひ前向きに、きょういろいろと御注文をつけたんですが、高齢者も手伝ってやっているということ肝に銘じて、少しでも前進する、役場はそんなことをやっておってくれるのかということ、平成7年にそういう事例もあるんです。そのときはたしか、500万円もらって試行的に、駅北の集落がやってもらった実績があるんです、防音のふただけを。そういうこともございますので、目に見えるような形で、まずをここだけやってみたが見てみんかとか、そんなようなこともぜひお願いしたいと思います。

次に2点目といたしまして、小児生活習慣病予防対策についてお伺いをいたします。

近年、社会の変化に伴い、子供たちの健康状態に変化が見られ、生活習慣病の兆候を有する者が見受けられるようになりました。現在の学齢期の子供たちが抱えている問題として、夜型の生活習慣の低年齢化、食生活の乱れ、日常的な身体活動の不足、ストレスの多い生活等々が考えられるわけでございます。子供たちが生涯にわたって健康な生活ができるよう、よりよい生活習慣の確立に向け、学校、家庭、地域、関係機関等々が連携し、子供たちの健康づくりに取り組む必要があるのではないのでしょうか。

現在当市では、承るところによりますと、委託業務として、学校保健安全法の13条にのっとり、同法施行規則第5条、第6条で、時期とか検査項目について、年々多少変わることがあるようでございますが、定められた検査が委託業務として、心電図4誘導、解析、ドクターチェックについて、小学校1年生・4年生、中学1年生及び園児、児童、生徒の検尿等々が実施され、健康管理が行われています。しかし最近、近隣の市町、あるいは他県では、小学校4年生及び中学校2年生などを対象に血液検査を実施されて、小児生活習慣病予防対策に取り組んでおられる箇所が多くなってまいりました。血液検査項目（総コレステロール、中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール、動脈硬化指数）の検査等、将来の医療費に比べると、検査費用はそんなに大きいものではないと考えられます。

前回質問をさせていただいたとき、教育長は、瑞穂市といたしましても、今後、血液検査の実施について、子供たちの健康の情報をより正確に把握するという一つの方法として有効であると思いますので、医師会等とよく協議して進めていくか検討していきたいと思っておりますとの回答でございました。市の前向きな回答をお願いいたします。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 3月議会で議員から質問いただきました。そのときに答弁したとおりでございます。医師会長とも相談を始めました。そして、他市町の状況も把握をして、現段階で、質問の血液検査の実施ということについてお答えさせていただきますが、小児生活習慣病の今後の予防ということで、大変血液検査は有効な手だてとなると考えております。採血する対象学年についても、各市町でばらばらでございます。例えば岐阜市でいいますと、小学校5年生の希望者のみというような対応もございまして、お隣の本巣市では、小学校4年、それから中学校1年といった複数の校種にわたって実施をされているということもございました。

そこで、今、教育委員会といたしましては、採血する対象学年をどうするのか、それから人数は、全員なのか、希望者という扱いにするのか、それとも肥満傾向にある肥満度が20%を越すような子供を抽出して行うのかといったものについて検討を始めております。

現時点では対象学年につきましては、小学校4年生では肥満度20%以上の子供を対象にしたほうがよいのではないかと。そして、中学校1年生で全員の希望者を対象にということは今進

めております。小学校で採血をした場合、成長期であって、これから身長が伸びるとかいろいろな体の栄養を蓄える時期で、基準値を超えた検査が当たり前に出てくるという意見もありまして、小学校4年生の段階で、肥満度が20%以上で、明らかにそういった指導が要するという対象児童を抽出してというようなことを考えたわけでございます。小学校の後半3年間、それから中学校の3年間と、3年・3年のスパンで肥満とか小児生活習慣病について指導ができるということで、3年を置いた小学校4年、中学校1年というあたりが適切ではないかなあと考えております。

またこれは、検査の結果はどうであれ、その後の子供たちの生活習慣というか、望ましい生活態度につなげていくことが問題でございますので、学校の栄養教諭、それから養護教諭等々、その後の指導についても万全を期していきたいと思っております。

また、検査対象の実際にかかわって、先ほど議員は余り予算もかからないとおっしゃいましたが、結構予算はかかるのではないかなあという予想はしております。というのは、医療行為で血液をとる、それから検査に出すといったようなことで、中にはいろいろな理由で、注射器を子供に当てるということについて、それはやめたいという保護者も見えるかと思えますし、また実際採血をする者が、校医によって、また看護師によってやるのか、市の保健師が活用できるのか等々も含めて、よく検討をして、新年度に向けて歩み出していきたいと考えております。以上です。

〔9番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9番（広瀬捨男君） ありがとうございます。

先進地は、これは2012年の8月24日だったかな、地方紙、地元紙に載って、それが父兄の方、教育に熱心な方から私に切り抜きを持ってきていただいて、いろいろと一般質問をさせていただいたんですが、確かに、今、教育長が言われるように、考え方としていろいろ、小学校4年と中学1年、3年・3年のというようなことだったんですが、私も県内も聞いたし、その新聞によりますと香川県の例が載ってございましたんですが、父兄に説明をすると、全員に説明して、協力してこういうことがいいよという話のチラシを出すと、やはり受診率が非常に高いということですね。たしか85%ぐらいの受診率で、ここで私、特定健診なんか聞いても非常に低いんですが、若い子供さんは大事だということで、学校のほう、教師のほうから父兄に、これはこうこうでという説明があれば、受診率が高いというのは本当に私、すばらしいと思うんです。どの市町でも何か80%を切れるようなことがないようにお聞きしているんですが、それも自由じゃなくて、先ほど教育長が検討していただいているように、父兄にきちっと話をさせていただいてやれば、ほかの他市町が受診率が高いんですから、恐らく瑞穂市も八十数%になるんではなかろうかと思っておりますので、ぜひそれは早急に考えていただきたいと思っております。

政府もかわっておりますけれども、国会でも答弁がなされておること新聞にも書いてありましたし、いろんな報道でもされたんですが、現在、法に基づいてやっておっていただくんですけども、先進地のそういう、先ほど言いました高松なんかは、今から、2002年ですから14年もやっているわけで、続いて非常に結果がいいということで、2次検査にひっかかる人が少なくなってくるというデータも載っておるようですので、全員にできたら、今、教育長の言われる肥満度20だとか、30以上とか、そうじゃなくて、全体的に1回やっていただいて、予防というのは私は非常にいいことだと思うんです。介護でも何でもですが、予防で抑えて医療費を節減するということですが、数字もそんなに、今行っていただいておる法律に基づいたものから比べれば安いということをお話しさせていただきただけで、実際、市町村によって多少ばらつきがありますので、ここで数字を発表するという、医師会とも相談していませんので、事務方とは聞いてやっているんですけど、そんなことで私が安いと言うのは、今までの国で定められたものよりは安くていいんじゃないだろうかということで、全国的に広がっているということですので、前向きではあるんですが、私は議会だよりが6月1日に出まして、3月の議会のものが、非常にいいことが書いてあるもんですから、それで相当の人から、今年度の補正に出るんじゃないだろうかと思うぐらいきれいにできていたんです。6月1日の分ですけども、これを見ますと、子供たちの健康づくりについてということで、教育長の回答が、医師会との連携を図り、小児生活習慣病予防対策に取り組むと書いてあるもんで、この前3月にお聞きしたときも、今年度予算はあれだからと言われたんですけども、できたら私、期待としては、6月の追加でもあるのかなあと思ったんですけども、今、26年度にということをお聞きしたんですが、予定もあるし、検討することも多い、そしてまた医師会との関係もございます。予算も関係しますので、しかし26年度にはきちっと、前向きにというと、教育長は前向きだと言われると思いますけど、ぜひいいことですので、先ほど県内のも言われましたが、県内ももう少しやったところがあるように私は思っているんですけど、それは別として、いずれにしましても、そういう熱心な父兄の方からの話もあり、議会だよりもきれいに載っていますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

25年度の補正というわけにはいかないですね、ちょっとお聞きします。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 26年度に向けて前向きに行いたいと思います。

〔9番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9番（広瀬捨男君） 教育長のほうから前向きな回答ということですので、初め、冒頭申し上げましたので、そんなに縮まっておりませんが、ぜひ小児生活習慣病については26年度から実施に向けて、全父兄に話をしてやっていただくということと、前段の側溝の清掃につい

ては、前向きに取り組んでいただきたいことを強く求めまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（星川睦枝君） これで、9番 広瀬捨男君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。

再開は午後1時からといたします。よろしく願いいたします。

休憩 午前11時49分

再開 午後1時01分

議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番 河村孝弘君の発言を許します。

河村孝弘君。

11番（河村孝弘君） 議席番号11番、清流クラブの河村孝弘です。

ただいま議長に発言の許可をいただきましたので、これより質問に移らせていただきます。

瑞穂市合併10周年を迎え、当市において、交通網の整備、日常生活圏の拡大、区画整理による地域格差の是正をどのように対応するのか。当市の総合計画を進める上で、現状、岐阜都市計画区域、もしくは広域都市計画区域とも言いますが、現在、瑞穂市は位置づけられておりますが、当市の独自性、機敏性を出すためには、単独都市計画区域も視野に、もちろんメリット・デメリットもありますが、それを加味して土地マスタープラン、国土計画を執行部のほうは遂行されているのか。広域的視野に立っての執行部の考えをお聞かせください。

これよりは質問席より質問させていただきます。

現在、国でも議論になっています道州制を踏まえ先行して、瑞穂市の総合計画が机上の空論にならないためにも、単独都市計画区域として当市のオリジナリティーを出し、またイニシアチブをとっていける独自性を考えていらっしゃいますか、お答えいただけますか。

議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

都市整備部長（弘岡 敏君） 河村議員の質問、都市計画の独自性についてをお答えいたします。

中部圏開発整備法の計画の中で、瑞穂市全域が都市開発区域に指定されていることから、総合計画の中でも計画的な土地利用の策定がうたわれており、昨年度から開発行為等の制限が緩やかである都市計画区域外のエリア、空洞化のエリアなんです。西・中地区を、東海環状自動車道の大野神戸インターチェンジの32年度完成を見据えて、スプロール化の防止、開発行為をコントロールする瑞穂市準都市計画区域の指定を行う準備を行っております。これによりまして、市内の規制格差が払拭でき、土地利用方針の均衡が図っていけると考えております。

〔11番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 河村孝弘君。

11番（河村孝弘君） 先ほど述べられました準都市計画も含めての話の中で、今回の質問は多岐にわたるため、焦点を絞り、各一般質問、前出の議員の方が言われましたけど、都市基盤整備と今後の都市計画区域に対しての方向性の根幹をお聞きしていきます。

都市基盤整備においては、計画的な市街地形成により、一部昔の平安京をイメージしていただくとわかりますが、そこまで完璧なものは生まれませんと思いますけど、効果的な上下水道、区画整理、公共交通の利便性・効率性、瑞穂市の伝統文化を確保するためには、例えば共同溝、電線の廃止等を含めて、電線の地中化ですか、そういうことも含めての土地整備、公共交通の利便性、先ほど森議員のほうから話がありましたけれども、樽見鉄道の存続や新駅がいいか悪いかは別にしまして、こういった形での瑞穂市に対する市民増、税収増を含めて考えていかなければいけない問題だと思っております。そのために土地利用のコントロールをどのようにしていくか。準都市計画を含めまして、こういった形が一番計画をしやすいのか。一部企業誘致を含めて税収アップを図らなきゃいけない。その中での瑞穂市の10年、20年先、未来を見据えた上でどう考えていくかということも考えていかなきゃいけないと思っております。相対的に、現状今ある単独都市計画、広域都市計画を考えて、メリット・デメリットを先ほども申し上げましたけど考えていく上で、両方をとることができないと思っておりますけど、その中で一番最良な方法をグローバル的な視野で考えた場合、執行部のほうはどういう戦略を練っていかれるのか、お聞きしたいと思っております。お答えをお願いいたします。

議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

都市整備部長（弘岡 敏君） 都市計画区域の方向性の根幹につきましては、議員の言われるように、都市計画区域は、土地利用の状況及び見通し、地形条件、通勤・通学圏等の日常生活圏、交通施設の設置状況等を総合的に判断し、整備・開発・保全する目的を持った区域であります。瑞穂市都市計画マスタープランは、市の特性を生かし形成された計画でありますので、今後は既存都市機能・施設を有効活用し、瑞穂市都市計画マスタープランにある地域に応じたまちづくりの具現化を目指していきたいと考えておりますので、何とぞ御理解のほどよろしくお願いたします。

〔11番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 河村孝弘君。

11番（河村孝弘君） マスタープランが先か、瑞穂市の総合計画が先かという問題の中で、マスタープランは、県のマスタープラン、市町村のマスタープラン、いろんな形であると思いますが、そのマスタープランを遂行する上で、当市がどういう形で持っていけるのか、どの諮問機関が一番いいのかということを含めて、今現状あります当市の都市計画審議会のあり方、運営をどのようにされているのか。本当にきっちり県のほうまで答申を、今現状では岐阜都市計画区域に入っていると思いますが、その中でどのようなポジショニングを示されているのか

をお聞きしながら、本当の瑞穂市のまちづくりを審議していらっしゃるのかをお聞きしながら、本来であれば岐阜都市計画の中で、それは広域都市計画になると思いますけど、合同都市計画審議会の開催ができないものなのか。その中で、瑞穂市のポジショニングがどこにあって、どういう計画で、どういうポジショニングで対応できているのか。本来の姿が、瑞穂市の要望が岐阜都市計画の中で確立されていくのか。それによって瑞穂市の総合計画が具現性のあるものになっていくのかということを含めてお聞きしたいと思っております。特に現状の瑞穂市都市計画審議会のあり方、それとプレゼンテーションの仕方、どのような方向で行っているのか、お聞かせください。

議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

都市整備部長（弘岡 敏君） まず、瑞穂市の都市計画審議会のあり方につきましては、都市計画審議会は、識見を有する者5人、市民公募での代表4人、この間、議会からのほうの議員さん4人もいただきましたが、構成され、市長からの都市計画の諮問に対し、都市計画法の規定に基づき、都市計画案を調査・審議する機関でありますので、都市計画を定めるときは、審議会の調査・審議を経て決定することになっておりますので、御理解願います。

それから、岐阜都計の合同の審議会というものはございません。岐阜都計では都市計画協議会が設けられておりまして、首長がメンバーで入られて行っておるものでございます。以上です。

〔11番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 河村孝弘君。

11番（河村孝弘君） 今のお話をお聞きするところ、市長のほうで都市計画審議会に出席されて、その辺のところをリクエストされていると今お聞かせ願いましたが、市長に一度質問のほうをお願いしたいんですけど、どのような形で遂行するために、どこまで、どういう形で、どのようなところまで都市計画区域、単独・広域を含めて一番いい方法を、例えば先ほどの議員の方も質問のほうで特別区を設けるだとか、土地整備のことを含めて早急に改革、オリジナリティーを出すために、どのような問題提起をされているのか、聞かせていただければお聞かせ願えますか。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 私のほうからお答えします。

今、瑞穂市の都市計画全般にわたりましての御質問をいただいておりますのでございます。いずれにしても私どもの瑞穂市は、岐都計の中にあります都市計画、旧穂積のほうは全部、都市計画に入っております。巢南のほうにおきましては、旧の南小学校区の関係が岐都計に入っております。その中で、まだ2つの農振地域がございます。こういった白地といいますが、岐阜都計の中でもそういったところがございます。これをどのようにして準都計化していくか

ということを今いろいろ御審議いただくというか、御相談を申し上げておるところでございます。

まちづくり全般におきましては、総合計画に基づいて、この10年間の方向性、そういうものをしながら、総合計画に沿って、どうしてもやらなくてはいけないこと、また市としてやらなくてはならない、そういったことをきちんと、それに基づいて今いろいろ進めさせていただいておるところでございますので、今、差し当たってこれということは、もう総合計画にあるとおりでございます。ただ、準都計をするかせんかというところを、今、協議をいただいておりますので、よろしく願いを申し上げて、私の答弁とさせていただきます。

〔11番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 河村孝弘君。

11番（河村孝弘君） ありがとうございます。

基本的に、根幹から総合計画、マスタープラン等を考える上では、岐阜都計、本巣都計と一緒にするのがいいのか、今後どういうことがいいのか、大きな視野で、本巣市との合併も視野に入れながら、どれが一番いいのか、それを含めて考えていかれたらどうかというふうに私個人的に思っています。

現状、穂積駅前にはシャッター通りみたいになっておりますが、それを含めてどう基盤整備していくのか。駅のことでも先ほど言われましたけど、ある面で優良住宅地を特別区域としてつくって、住民の勧誘等を含めたところでの都市計画がスムーズにいくような形、瑞穂市が得る税収を含めて、今後、優良な瑞穂市、10年後あるような、住民がふえていくようなまちづくりを根本的に根幹からそのところを、いわゆる法整備というか、市のほうでは余り簡単にはできないと思いますが、その中ででき得るところを考えていただいて変えていかない限り、机上の空論になるばかりだと思います。そのところを期待しながら、私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

議長（星川睦枝君） これで、11番 河村孝弘君の質問を終わります。

次に、12番 清水治君の発言を許します。

清水治君。

12番（清水 治君） 議席番号12番、清流クラブの清水治です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、これより一般質問をさせていただきます。

今回は、平成25年4月24日に開催されました平成25年度瑞穂市自治会連合会総会において、総務課より瑞穂市の今後の自治会と校区活動（案）が示されましたが、その内容について質問をいたしたいと思います。

これより質問席より質問しますので、よろしく願いいたします。

瑞穂市の今後の自治会と校区活動の案によりますと、地域が目指すものとして、地域が抱えている課題を考え、話し合える組織づくり、自治会をベースに自主企画・自主運営のできる校区活動など、現況の瑞穂市自治会連合会を各校区単位にて自治会連合会を組織することにより、自治会と各種団体との幅広く連携が図られ、多くの地区の課題について話し合いや議論する機会が持てるようになること示されておりますが、現在の自治会組織では、市の自治会連合会全体による協議会と各地区から選出されました理事による協議が行われております。校区活動についても、現在、旧穂積地区は4つの小学校区と、旧巢南地域は中学校区で、それぞれ自治会及び各種団体も参加し、地域の特徴を生かした校区活動が行われていると思っております。なぜ今、この各校区にて自治会連合会を組織する必要があるのか、現状ではだめなのかをお聞きしたいと思っております。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） ただいまの議員の御質問についてお答えをいたします。

今の御質問の前に、今現在の瑞穂市の校区活動について少し説明をさせていただきたいと思っております。

校区活動は、今現在5つの活動委員会から成っています。生津小校区ふれあい活動委員会、本田校区いきいき活動委員会、穂積小校区わくわく活動委員会、牛牧友愛会、巢南中学校区活動委員会というふうに5つの活動委員会がございます。また、これらの校区には、組織としましては、自治会長さん、社会教育推進員、体育協会、子ども会、老人クラブ、青少年育成委員会、交通安全協会、それから女性の会などの各種団体の役員の方も入って構成をされ、スポーツとか、お祭りとか、文化活動、清掃活動などが中心に行われております。

後ほど質問があろうかとは思いますが、実を言いますと、今5つあるわけですが、穂積地区につきましては、どちらかといいますと自治会活動は自治会長さんが、今言った校区活動は自治会というよりは社会教育推進員さんが中心で、活動委員会はどちらかというと別組織で活動しているような観がありまして、自治会活動と校区活動がもう一つ一体になっていないように思います。ただ、穂積のほうの4つにつきましても、実を言いますとかなり差があるような気がしています。巢南地区につきましては、自治会活動がほとんど中心でございまして、お祭りも自治会でやっておられます。そして、スポーツフェスティバルのみが中学校区ということでございます。

それで先ほど、今のままでなぜいかなのかなという御質問があるわけですが、実を言うと2番目のほうで防災の話が出てくるわけですが、防災の課題が出てきますと、防災は自治会でと位置づけられて、避難所の話になると自治会が集まって話し合いを持つべきではないかというふうに思っておられると思っておりますけれども、基本的には、自治会、校区のまとまりがしっかりできていますと、地域の皆さんが自分たちの力で防災に対しても対応ができ

ると。本来は、自治会活動の延長上が校区活動であって、校区活動は自治会活動の一部ということで、自治会長さんを中心に地域のコミュニティーがなされているという格好でありますと、いろんな課題がすぐさま解決ができるという格好になろうかと思っております。

穂積地区のほうも、実を言いますと、多分、穂積町全体で運動会をやっておった時期がありまして、それができなくなって校区ごとでやろうかということが始まりではないかと思えますけれども、この校区活動が、どちらかという運動会とか文化活動だけというような感じになりつつあるんですけれども、本来は校区活動というのは、運動会や文化活動だけでなく、防災や交通安全、防犯、福祉問題、リサイクル活動、そしてあるときは道路や、水路や、公園などのハード面につきましても、いろんな話し合いができる場でなくてはならないと思えます。また、地域によっては、それを自治会でやったほうがいい場合、また幾つかの自治会が集まったほうがいい場合、それから校区で話し合ったほうがいいのかといろいろあるかと思えます。

そして、もう1つあるのが、自治会活動、校区活動というのが、自治会長さんだけがやるとか、責任者だけがやるんでなくて、本来はいろんな人たちが役割分担をして、みんなで力を合わせて実施するというのが本来の姿ではないのかなあと、そんなことを思っております。

こういう点がございまして、といっても一度に方向転換は難しいと思えます。総務課のほうでは、生津小校区で理事長を1人ふやさせていただいて、校区の代表者、副代表者という格好で23年度からお願いをしております。というのは、いろんな話し合いを持とうと、持つ場合に、誰が招集するんやといった場合に、代表者の方のお名前をおかりすると。それから、その場での司会とか事業を進めてもらうのも、代表者とか副代表者の方が中心になって進めてもらうと。できる限り、地域のことは地域でまとまって話し合いをしてくださいよという方向で参りました。

また、教育委員会のほうでは、校区活動の自主運営化ということでお願いをしております。先ほど申しました各校区の活動委員会も、自主運営ができるような道筋が立ちつつあるような気がいたします。最低でも、私ども思っておるのは、今の連合会の理事会の構成を、各校区の連合会ができなくても、校区の代表者ということで構成をさせていただいて、少し自分の地域に責任を持っているんな会に臨んでいただけたらなあと、そんなことを思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

〔12番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 清水治君。

12番（清水 治君） 地域の責任という形で今お話をされたんですけれども、校区において組織するというのは、確かに防災面に関する組織というのは、私も校区でやっていくのが必要だろうというふうに思っております。この案の中でも、課題として避難所などについて示されておりますよね。その中で、災害時における避難所については、避難場所が地域の公共施設、

小学校とか、そういった校区の中にあるものになりますので、こういったものを校区で話し合
って、避難場所とか防災訓練、こういったものも各種団体が入って校区でやるというのは必要
なことだというふうに思っております。

ただ、今現状は、市の主催される防災訓練は小学校区単位の防災訓練ということで、校区の
順番でやってみえますよね。それについても、地域の皆さん全員が参加できる防災訓練では今
ないと思うんですよね。防災訓練は誰のためにやるのかということをよく考えていただいて、
校区の防災を考える組織というのをつくっていく必要があると思うんです。そのために、
今、各校区、1カ所ないところもあるというふうに聞いていますけど、今は6分団しかありま
せないので、大体校区で分団を持ってみえますよね。消防団とも一緒になって、そういった防災訓
練をやっていく必要があると思うんですけど、その辺は行政としてはどういうふうに考えてみ
えますか。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 確かに防災訓練は、毎年1つずつ校区でお世話になっておるわけ
ですが、防災訓練のやり方そのものを少しずつ変えてきております。今年度は南小校区でござい
ますけれども、基本的には地域の皆さんで企画・立案をされて、地域の皆さんで御指導をして
いただいて訓練をやるということを考えておりますので、また昨年とは少し趣向を変えたいと
思っております。

小さな災害のときには、地域の自治会の中の活動で十分できるかと思いますが、大きな災害
になりますと、小・中学校での避難ということになりますと、どうしても避難先でどのような
対応をするかということも出てきますので、避難所の運営なども地域の方でできるように何と
かしたいと思っております。

それと、実際にものがないといけませんので、今、今年度の防災資機材を前倒しして発注し
ておりますので、これの整備ができ次第、それから防災倉庫の鍵等、避難所の鍵等につきまし
ても、その避難所の近くの自治会長さんにお渡しをするというような格好で今調整をしており
ますので、こうしたことができ次第、また各校区ごとで実際に動いていただけるような格好に
進めていきたいと思っております。

今年度は南小校区で防災訓練を実施するわけですが、他の校区でもみずからやろうかという
動きが少しずつ出てきつつありますので、皆さんで、私たちも応援しますし、いろんな各種団
体も、その地域に根差した団体でなければならぬかと思えます。先ほどちょっと消防団のこ
とは言われましたけれども、日赤奉仕団とか、女性防火クラブとか、民生委員さんとか、いろ
んな団体があるわけですが、少し市のための組織のような感じで、地域の組織であって、また
市の代表であるというふうな感じにしていけないといかんのかなあと、そんなことを思ってお
りますので、よろしく願いをいたします。

議長（星川睦枝君） 清水治君。

12番（清水 治君） 私の住んでいる古橋南自治会なんかは、今だんだん変わってきてまして、消防団なんかも行事に参加したりとか、地域の中に溶け込んで、消防団が皆さん行っているということを知らない方も見えますので、そういったこともやっていかないかということ、今、古橋北とか、横屋とか、要するに南小校区の行事なんかも、消防団も呼ばれていくというようなことも聞いていますので、こういった中で校区で組織をつくって、そして今の防災訓練ですね、これも市全体で日にちを決めた日に各校区が一斉にやるというような、そういったような防災訓練もやっていただけるようになればいいんじゃないかなというふうに思っております。

それでは次に、校区活動についてお聞きしたいと思います。

この校区活動、もともと旧巢南地域は、巢南町時代は「区」と言っていましたけど、現在は自治会になっていますけど、それぞれ地域づくり事業ということで、この自治会が主体で行事などをずっと行ってきました。しかし現在は、この校区活動というのは、合併してから、旧穂積地区は合併以前の校区活動をそのまま引き継いでやってみえと。旧巢南地区におきましては、こういった校区活動がなかったということで、合併後、巢南中学校区の活動委員会というのを発足して今校区活動をやっていますけれども、これはあくまで社会教育事業というんですかね、教育委員会の生涯学習課の指導のもと行われてきたわけなんですけど、今後の自治会と校区活動（案）では、校区活動補助金は評価見直しを行い、自治会活動振興交付金の中にも含まれるとあるんですけど、今後はこの校区活動も教育委員会じゃなしに総務課のほうで担当するようになるということになるのか、お聞きしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 今現在の校区活動の中で、生涯学習課のほうから補助金を出してあるわけですが、この補助金の使い方につきましても、実を言いますと先ほどお話ししたように、地区によって、自治会中心のところと、それから校区活動が中心のところということがありまして、助成金をまた自治会に戻してみるところがあります。これは実を言うと巢南地区だけでなく、もう1つございまして、地域地域によって事業を、自治会を中心にやられるところと、校区を中心にやられるところといろいろありますので、一度、私どもが考えておるのは、補助金につきましては、今は1世帯当たりの自治会の活動交付金に対して、それに上乗せをして、地域の中で、これは自治会でやるんだよと、このことは校区でやろうよということの話し合いをぜひやっていただけないかなと、そんなことを考えております。そして、生涯学習課が行うとか、総務課が行うということではなくして、地域の皆さんでできるように私どもそれぞれがまた支援をさせていただきますので、そういう点で御理解をいただきたいと思

ますので、よろしく申し上げます。

〔12番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 清水治君。

12番（清水 治君） この校区の補助金ですね、これについても、私、当初合併した当時、ちょうど自治会長をやっておりまして、旧巢南のほうも校区のあれをつくってくれということ、補助金が出るということでお話を受けたときに、そのときに小学校区単位でどうかという話をしたときに、今の旧穂積のほうでやっている校区活動とは全然規模が違うと。本田なら本田、生津とか、人口ですね、そういったものも全然違うので、それはちょっと無理やということで、巢南中学校区という、要は旧巢南全体を1つにした校区活動をそのときにつくったわけなんですけど、でも今から考えると、それが校区活動という形の中でやるんだったら、本当は小学校単位でやっておれば、もっと今すばらしいものになっていったんじゃないかなというふうに思います。

また、この校区による自治会連合会を今後組織していくということですが、旧巢南地域と旧穂積地域では、自治会の運営にかなり差があると思うんですよ。例えば旧巢南地域においては、各自治会ごとに、先ほども言われましたけど、自治会運営の中で行事などもやっていますし、旧穂積地域というのは、行事等は全部校区活動の中に入れ込んでやってみえるということで、特に巢南地域は、それぞれの長い歴史を持った自治会が各種団体を含めて運営されていますので、これを1つにそういった形で統一するというのは非常に難しいんじゃないかなというふうに思うんですけど、その辺はどのように考えてみえますかね。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 今言われたように、一度には大変難しいだろうと思います。実を言いますと、この穂積のほうも、生津、本田、穂積、牛牧とありまして、全然大きさが違いますし、生津小校区の大きさが南小校区とほぼ一緒です。それから、今、巢南のほうは自治会ごとということでございますけれども、自治会ごとでやってみえるんですけれども、1つの校区の自治会の数というのはそんなにめちゃくちゃ多くないので、いつも何かあったときには話し合いをやってみえると思いますので、一度に直すということでなくて、状況に応じて違いますので、補助金については一応自治会のほうにお配りをして、校区の中でそれぞれ話し合ってもらおうという格好と。

そういうことをやっていくことによって、今、清水議員が言われるように、事業を自分たちでどのようにしたらいいかということを考えていかれると思うんです。今回、特に今の校区活動といいまして、スポーツとか文化ということになりますけれども、防災という点では地域の人がいる程度やらないかと。きょう、後でまたほかの議員さんが質問されますが、今度、福祉となりますと、福祉についても随分概念がまだ地域におりていないのではないかなと、そ

んなことを考えております。それから、防災・防犯といいましても、小学校と、PTAと、地域とが一体となって、今、防犯活動をやってみえるというところは、まだまだある意味少ないのではないかなと思っております。同じように登下校の時の見守りをやってみえるんですけども、学校と、PTAと、地域とが一体になってやってみえるところ、多分私、本田が一番今はうまくいっておるのかなと思ったりもしますが、そんな作り方をやられると思いますので、自治会活動、校区活動というのをみんなで話し合っただけで、地域でいろんな話し合いができるようなまとまりができたらいかなあと思っておりますので、自治会連合会の中では一応代表者という格好に変えれば、そんなに難しいことではないと思いますし、補助金についても、今現在、校区から自治会へ返っていますので、逆のパターンで自治会から校区へ出すだけです。何とかできないのかなあというふうに考えております。よろしく願いいたします。

〔12番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 清水治君。

12番（清水 治君） 校区の自治会連合会組織をつくるに当たっては、防災対策など、先ほども言われましたように、そういったいい面もあれば、自治会運営の低下、要は今まで本当に一生懸命各自治会でやってみえたものが、こういう組織を組んで、そういったものが低下をしていくようなこともあるのではないかなあというふうに思っております。昔、市長さんがうちの地域を回られて、いろんな行事を回られたときに、こういったものは自治会がやるというのが一番細かくできるということで、かなり称賛をされていたのを覚えておるんですけども、自治会が自立するということも僕は大切なことだというふうに思っております。地域に合った組織を考えていただきたいというふうに思いますので、そういったことをお願いしまして一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

議長（星川睦枝君） これで、12番 清水治君の質問を終わります。

続きまして、14番 若園五朗君の発言を許します。

若園五朗君。

14番（若園五朗君） 議席番号14番、新生クラブ、若園五朗。

議長より一般質問の発言の許可を得ましたので、個人質問を行います。

1つ、国の地方公務員給与削減要請に絡む職員給与の減額措置について、2番、市の行政組織について、3番、瑞穂市の10年後の展望について、通告どおり3つの項目を質問席で行います。

地方公務員の給与削減要請に関し、職員給与の減額措置について。

皆さんも御存じでしょうが、国家公務員の給与が、平成24年4月から平成26年3月までの2年間にわたり、平均7.8%の減額措置が行われております。地方公務員の給与は、本来、地方

が議会の同意のもと、条例で定められているものでございますけれども、今回、地方も国に準じ減額するように要請する旨の閣議決定がされており、要請されております。また、今年度の地方交付税は、この給与が減額されたものになって、一方的に減額されていると聞いております。このような動きによって、県内でも各市町の取り組み状況も実にばらばらでございます。大別してみますと、完全に減額しない、指示どおり減額する、組合との交渉により減額が緩和された、また財政状況により国の要請より大きく削減すると、大きく異なっております。本来、国が地方分権を推進しながら、今回の地方交付税を削減する手段はよくないと考えております。私は、減額するのであれば、職員だけでなく、特別職も、議会議員もするべきだと考えております。職員、市長・副市長・教育長の特別職、市議会議員、それぞれが相当分の減額をするもので、職員だけが減額することには賛成できません。今回の国からの要請を受け、現時点における瑞穂市の対応について、はっきりとした表明がまだ出ておりません。どうされるのか、時間の関係がございますので、ある程度まとめてお聞きします。

まず、瑞穂市の職員給与水準は、国の水準と比較するとどんな状況になっているのか。国が求める減額とはどのような内容のものか。

次に、減額をしないと地方交付税が削減されるとあるが、その内容は確定しているのか。減額になった場合のペナルティーはあるのか、企画部長に答弁をお願いします。

議長（星川睦枝君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 若園議員さんの給与の削減、減額の要請の御質問にお答えをいたします。

若園議員さんの言われるように、国の給与は、臨時特例の法律により、平成24年4月から26年3月までの2年間にわたり、7.8%の減額が行われております。それについて閣議決定がされ、ことしの1月28日に総務大臣からの要請がありました。その要請に関して各市町が苦しいわけですが、御質問のまず瑞穂市の給与の水準といえますか、ラスパイレス指数を国との比較をしますとどのようなものかということで、少し前から説明をさせていただきますと、瑞穂市の給与のラスパイレス指数は、合併後の平成16年から20年までは86.2から89.1%ぐらいで、県下21市の中では19番から21番ということでした。21年から24年にかけては93.4から94.6ということで、やや改善したことがあらわれています。でも、県内21市においては15番から17番目というようなことで、給与の適正化に向けて取り組んだところでございます。そして現在、瑞穂市の給与水準は、ラスパイレス指数でいきますと24年の4月で102.4%で、これが御存じのように国が7.8%給与を減額したため102.4%となって、減額しないとすると94.6%で、県内42市町村中では20番目、県内の21市では16番目となっております。

では、今回の給与削減の国からの要請というのですが、対象となるのは一般職員、特別職員、議会、臨時・非常勤の職員で、具体的な目安としましては、一般職の職員については、国のラ

スパイレスを先ほど上回りました2.4%の分の削減になります。さらに、期末・勤勉手当は9.77%、管理職手当については10%を基本としています。特別職や議員さんについては、それぞれの市や議会の判断としております。

御質問の減額しないとどうなるかということですが、地方交付税を削減されるということとかペナルティーの問題があるんですが、地方公務員の給与の減額については、国の平成25年度の地方財政計画の歳出枠にも、25年7月から8,504億円削減するものとし、その財源を防災・減災の事業や地域の活性化等の緊急課題への対応とすることで、その見合った部分を事業費として8,523億円計上しております。この措置に伴いまして25年度の地方交付税は、改正基準財政需要額の給与削減相当額と地域の元気づくり推進費の新設によって削減分と相殺されまして、瑞穂市の場合ですと、まだこれから本算定が7月から8月になるんですが、確定ではありませんが、この地方交付税の給与減額の影響額が約3,000万円になると見込んでおります。

では、削減しない場合のペナルティーということですが、現在のところはわかりませんが、6月14日の総務大臣の発言の新聞記事では、現在のところはペナルティーということも考えていないというような記事も載っていた次第ですが、現在のところについてはわからないという状況になります。

以上で答弁とさせていただきます。

〔14番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

14番（若園五朗君） わかりました。

それでは、瑞穂市の場合は国に比べると2.4%高いということで、もし減額するとなれば瑞穂市の場合は2.4%ということですがけれども、今年度の地方交付税の削減影響額が3,000万円でございますか、またラスパイレスの2.4%を引き下げるとすると、どの程度の給与減額の試算になるか、お尋ねしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 御質問のラスパイレス指数約2.4%引き下げる場合の試算ですが、まずラスパイレス指数とは、瑞穂市と国との比較を、大卒から短大卒などの区分に応じて経験年数で平均月額を算出しています。その平均月額なんですが、瑞穂市でいきますと、消防職員も含めて約400人の職員のうち168名の給与を採用していますが、中には育休や病休、休職などといった職員も入っているために、ある程度標準的に換算した結果をさらに3つの等級に区分して検討いたしました。部長・課長級では6.16%の減、課長補佐級では3.4%、主事から主査では1.12%ということで、単純平均では3.5%ですが、実質的な平均は、御存じのとおり2.4%になります。ほかにも管理職手当10%、期末・勤勉手当は9.77%として基本としているところです。

また、御質問の市長を初め特別職についても、管理職と同様に試算はしております。以上でございます。

〔14番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若園五郎君。

14番（若園五郎君） 管理職・課長では6.16%、あるいは課長補佐では3.4%、あるいは主事から主査では1.12%ということは理解したんですけれども、特別職も同じように試算していることは今理解したんですけれども、では最終的に給与を削減するのか、または議会の最終日に議案の提案をするのか、その時期はいつからか。国の減額の実施によりますと、4月以降から来年3月ということが出ていますけれども、瑞穂市の場合、削減するなのか、あるいは検討中なのか、判断を見送るのか、あるいは給与を削減するか、その方向ですね、県下は非常にばらばらでございますので、瑞穂市としてはどうするのか、市長、お願いします。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 私のほうから御答弁申し上げたいと思います。

この地方公務員の給料削減の問題におきましては、今、マスコミにもぎわしておるところでございます。そんな中におきまして、今、若園議員のほうから一般質問でいろいろ御質問をいただいております。

まず、結論からまずもって申し上げます。私ども瑞穂市は、この削減はいたしません。結論から申し上げます。

なぜしないかということをお知らせ申し上げます。まず1つ目でございます。この地方交付税は、地方公共団体の固有の財源なんです、はっきり申し上げまして。それを一方的に国のほうから削減をするということは許せないこと。ちょうど今、国と地方の協議の場、これはもう法律化されまして、いろんなこと、大事なことは協議をして決めるということになっています。全く法律で決めながら、この問題におきましては一方的にやられた。これがまず第1点でございます。全く地方と国の協議の場がなかったという点でございますし、地方交付税は地方公共団体の固有の財源、法律で決められておる財源でございます。それを閣議決定で一方的にすると、こういうことは本当に許せないことです。

私は過去、現在まで、巢南の町長からずっと政治にかかわってまいりました。その一連のことをちょっと申し上げたいと思いますが、実は平成12年の4月から地方分権一括法という法律が制定、これは四百七十幾つのいろんな細かいことが入った一括法というのが制定されました。これによって、国のほうにおきましては小さな政府ということで、そして地方のほうもしっかりと行政改革をしていくという中で、地方分権一括法という、これから分権して国の権限をどんどん、地方のほうへ権限を移譲しますよと。そして、財源も移譲しますよと。御案内のように、国と地方の財源の割合は6・4でございます。これを将来、逆の4・6にしますよと、こ

うということもうたわれてきたところでございます。

さらに、御案内のように、小泉内閣のときに三位一体改革、これも皆さんも聞かれておると思いますが、これはどういうことかといいますと、これまで国のほうのあれが全国画一の行政をやってきたがために、国と地方の財源が赤字化で大きくなってまいりました。これをこら辺で整理しなかったらとんでもないことになるということで、この三位一体改革というのをしました。これはどういうことかといいますと、まず補助金を4兆円削減しますよと、これを掲げたところでございます。そのかわりに税源移譲を、所得税を国が全て一遍取るわけでございますが、その割合を緩めまして、地方のほうへ割り振った、地方の市町村民税のほうへ税源移譲しました。これが大体3兆2,000億でございます。ですから、ここで8,000億減額されたわけです。これだけならよかったです、地方交付税はその当時、この三位一体改革を始めるとき、平成15年ですね、私どもが合併しましたときに地方交付税は幾らあったかといいますと、23.9兆円あったわけですね。それを、地方交付税を5兆円減額してしまったわけですね。ですからその後、地方のほうは、平成18年以来、本当に財政が厳しくなりまして、強硬に国のほうへ要望しまして、ようやく現在、18兆円ぐらいの財源のところになっておるところでございます。

そんな中におきまして、国のほうはそういった中におきまして、国家公務員の全体の数も約2割ぐらい減らすよと。そして、これも皆さんも御承知のとおり、議員の削減も思い切った削減をやりますよと、こういったことも言っておったのも御承知のとおりです。去年の12月16日の総選挙ですか、この総選挙の前に党首討論が11月16日にございました。安倍さんと野田さんの党首討論の中、この次の通常国会には議員削減を大幅にやりますよと。これによって12月の総選挙になった。これも記憶に新しいところでございます。そういう中におきまして、御案内のとおりですが、まだゼロ増5減というのを決めただけで全く手つかず、今国会もあすかあさってに終わるわけでございます。全く国のほうはなされない。そして、地方にだけこういうし寄せをする。本当に許せないところでございます。

そんな中におきまして、先ほどラスパイレス指数を申し上げました。私どもの瑞穂市は、平成15年から19年までの間は八十何%という、岐阜県内でも、全国でも、低いほうから数えて3番から4番というところまで低かったわけでございますが、私になりまして、ある程度職員の給料の是正を図らなくてはいけない、今、94ぐらいのところまで来ておるところでございます。長年にわたって低かったわけでございます。そういう経過もございまして、皆さんも御承知と思います。私どもの瑞穂市、包括外部監査というものも人口5万人のところではやらなくていいわけでございますが、やりまして、大きな行政改革の一つになるわけでございます。こういった改革の中で、いろんな措置もしていかな、事務量も本当にふえておるところでございますし、もう1つには人口、私どものまち、合併してから5,000人ですね、岐阜県のある町に比べ

たら、5,000人ぐらいの町もまだあるわけですが、1つの町ができるぐらいの人口、その事務量もどんどんふえておるところで、一生懸命、今、職員も取り組んでおるところでございます。

そういった関係もございまして、いろんなことを勘案しまして、私としましては公務員の給料削減はしない。先ほど、やるなら議員も全てということでございます。私どもの瑞穂市の議会議員の報酬というのは、全国でも低いところございまして、県内でも本当にあれでございます。きのう、おとついで、東京の瑞穂町から、町でございます。ここの議員さんの報酬は34万円でございます。瑞穂市の市議会議員、はっきり申し上げまして、今回の議会におきましても14名の方が一般質問をされて、過去の議会ではなかったことで、多くても七、八人でございます。少ないときは本当に四、五人でございました。今、14人の方がびっしり1時間近くやられる。そのぐらい市のことを思って取り組んでいただいております、そういう中でございます。本当に活動をしっかりやっておっていただいております中で、報酬は県内でも低いレベルでございます。

そういったこと、いろんなことを踏まえまして今回のあれなんです。ちょうど3年前に、これは人事院勧告で少し下げなさいよと。これは人事院勧告でございまして、私ども準則に従いまして下げました。そのときに私の報酬は7.7%を当分の間、1年の予定でございましたが、ことしの3月まで、どこの町村もやっておらなかった、私は3年間7%下げてきたところでございます。特別職を下げたところでございます。そういうこと、いろんなことを勘案しまして、今回の職員の給料削減はしないということでお答えとさせていただきます。以上でございます。よろしく願いを申し上げます。

〔14番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

14番（若園五朗君） 市長の、給与に関することについては瑞穂市はしないということでございまして、事務量がふえている、あるいは合併以来10年たちますけれども人口が5,000人ふえている、あるいは住民サービスを低下させないという意味で、今やっている人口率を上げ、税収を上げる、そういうことを含んで、住んでよかった瑞穂市、安心・安全な瑞穂市を今以上構築するということで、今回も市民はすごく注目しておりますが、そういう市長の考え方を今確認しましたので、これ以上の成果を市民サービスのほうで出していただけたということは御理解できました。

時間もございまして手短にお願いしたいと思ひまして、その中では行政改革と経費の削減は重要な施策となると思うんです。今、国の施策で給与を下げなさい、今に交付税も下げますということも来ていますけれども、瑞穂市の特色の中で行政努力ですね、その2つのポイントを企画部長に手短に答弁をお願いしたいんですが。

議長（星川睦枝君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 今までの行政改革の取り組みについて御説明をします。

当市の先ほど給与水準の話とかはさせていただいたんですが、合併前の旧の2町はそれぞれ、皆さん御存じのとおり、平たん域なコンパクトな行政区域であったことや、また財政政策上の観点から、施設を管理する公社などがいち早く設立され、職員数も少ないことから、給与水準も、先ほど説明したとおり、県下でも常に低いところにありました。ことしの5月の行政報告会においても、ある市民の方から、職員の給与というお話もありました。このあたりの低いところからかなというふうに考えております。一方、職員の定数は、瑞穂市の集中改革プラン、平成18年度からですが、目標を下回る達成をしてきております。さらに、集中改革プランで職員の管理計画の移行後においても、平成24年度における職員数は340人と、目標数の352よりも12名も少ないものであり、また合併時の347人の職員数から比較しても7人少ないものになっております。以上のことから、行政改革を推進してきたということは明らかであると考えます。

また、先ほど市長からも説明がありましたが、本来ならば、人口の増加に伴って事務量もふえ、権限移譲の増加で事務量がふえ、情報提供などにも時間がとられ、職員が必要なところ、逆に職員数を減らしてきた経緯がございます。それらの実質的な金額をはじき出すと、今回の交付税が減額される影響額よりはかなり上回るというふうに積算もしております。しかし、今後とも行政改革を進め、職員が一丸となって経費削減を推進するという事で御理解いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

〔14番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

14番（若園五朗君） また今後とも、今やっている市民サービスの向上に行政努力、あるいは議会のほうもしっかり市民の立場からいろいろと議会改革をさせていただきます。

続きまして、質問の2点目でございますけれども、市の行政組織についてお尋ねしたいと思っております。

瑞穂市は、本議会での市長の所信表明にも、合併して10周年を迎え、新たな起点として、この起点は出発点であり起点でもあります。今後とも、人口はほかにない伸びを示しており、将来にわたり伸びる想定をしております。一方、市の組織体制は平成20年2月に改編して以来そのままございまして、人口がふえ、権限移譲があり、市の情勢も変わり、これから今後5年、10年先を見据えた場合、瑞穂市の将来像を「安心して暮らせる住みよい魅力あるまちづくり」と市長は位置づけておりますけれども、市民のニーズを酌み取り、行政サービスの向上を考えた場合、現在の行政組織から改編すべき部署があるのではないかと私は思います。平成20年2月の組織改革の総括と、現在の各部課における連携などどのようなことが起こっているか、あるいは課題があればお尋ねしたいと思っております。

もう1つ、福祉生活課、あるいは健康推進課と幼児支援課の連携、さらに福祉部の福祉部門の充実として、福祉生活課1課での対応では細かい福祉ができないのではないかと考えております。

都市整備部においても、市民の要望に対応ができる組織が必要と私は考えておりますが、いかがでございますか。

また、教育委員会においても、たくさんの教育施設を管理しておりますので、管理課などが必要だと私は考えておりますが、どのように考えておりますか、答弁をお願いします。

議長（星川睦枝君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 若園議員の行政改革の御質問にお答えをいたします。

瑞穂市は、今後5年、10年先を視野に入れると、議員の御指摘のとおり、新聞報道でも人口が伸びるということを予測されております。それに応えるだけの基盤整備を行うことは、行政の役目としては欠かせないところだと考えております。一方、市の組織は、先ほど議員御指摘のとおり、平成20年の2月に改編して以来1度、23年に福祉部と教育委員会で誕生から巢立ちまでという考え方から一部見直しがありました。御質問のあるように、人口がふえ、権限移譲なども起き、今の市の情勢も変わりつつある中、今後の先の瑞穂市を見据えた場合には、瑞穂市が特色あるまちでなければなりません。よって、市民のニーズを把握し、行政サービスの向上を考えた場合には現在の行政組織から改編すべき点があるのではないかと御質問ですが、もちろん課題のあるところや、従来の体制にはこだわらず、必要なところは柔軟に取り組んでやっていきたいと考えております。

平成20年の2月の組織改革の総括ということですが、当時は福祉部門が市民部に所属してありまして、福祉部が独立したということでございます。大きな組織改革になってありまして、職員が今よりも仕事しやすくなり、市民のサービス向上ということが管理職の役目ではないかと思っております。現在の6部体制については、同規模の自治体も今の6部体制に、会計、議会、教育委員会といったような部になっておりますので、新たな部の新設は必要ないのではないかと考えております。課については、課題や、市民のニーズや、住民サービスの観点から、業務内容を見直して考える必要があるかと思っております。

現在起こっている課題ですが、議員の御指摘でもあるように、部署間の連携がないことや、福祉生活課の事務量の増大、これから起こる高齢化社会への課題があります。

御質問の福祉生活課と健康推進課、幼児支援課の連携については、幼保一元化の実施で約2年7カ月がたちましたが、この間、お互いの課が市民に迷惑がかからないように、特に連携を密にして通常の業務を遂行しております。

教育委員会では、就学前の教育・保育卒園期と小学校1年生のスタート時期に滑らかな接続を目指して、幼保小の連携推進協議会を主軸に、幼児教育のつなぎに力点を置いています。ま

た、障害を持った児童に対しては、学校教育指導主事と子育て相談員、保健師、臨床心理士との連携を強化し、特別支援教育の充実を図っております。

福祉生活課では、児童を家庭の一員として見、さらにその家庭を経済的、精神的に支えていく観点では福祉そのものになります。子供の人権を守る側面から見れば、福祉部のもとにあった保育所が教育委員会幼児支援課となったために、児童への虐待やネグレクト情報などの伝達が従来より遅くなったというような課題はあります。保育所、幼児支援課、福祉生活課が連携を密にし、スピーディーな情報共有をする対応をしています。

このようなことから、若園議員も御質問されているように、本来の児童の政策は幼保の一元化ではなく、全てを一元化するということが理想であるとは考えます。いずれにしましても、本市ではこれから児童数はふえる予測にありながら、これらの問題で組織改革を視野に入れながら、市民にとってわかりやすい、利用しやすい方法を担当課と調整しながら考えていくものがございます。

現在の福祉生活課の体制ですが、平成23年4月に現在の1課の組織となり、現在、瑞穂市の福祉事務所には福祉生活課の1課のみとなっております。実は、この福祉事務所の体制につきましても、国からの通達によりますと、生活保護をつかさどる保護課とか、福祉行政をつかさどる総務課、老人や障害者、児童などをつかさどる福祉課、家庭相談などをつかさどる相談室というような、3課1室を置くようなことも示されております。県内においては福祉事務所を1課で行っているところは、瑞穂市と、美濃市と、山県市だけでございます。今後、これから瑞穂市に訪れる高齢化社会とか、年金未加入者、生活保護などの増を考えると、今の福祉生活課の見直しを、どんな組織にしたらいいかということを担当課と協議しながら検討したいと考えています。

都市整備部における市民の意見や要望を即対応する課ということですが、市民の意見を即座に対応するということは都市整備部に限ったものではありません。現在市役所には多くの意見が寄せられており、そのような意見も進めるような体制が必要になってくると思います。そんな組織も必要であると考え、特に協議していきたいと考えております。また、都市整備部には、特に設計部門の強化とか充実を支えるようなことが必要ではあるというふうに考えてもいます。

最後に、教育委員会の施設管理課の設置についてですが、学校施設については教育総務課、市民センターの施設等については生涯学習課となっております。このあたりの調整についても、教育総務課だけでできるのか、現状でいいのか、また校区活動が自治会担当で実施したほうがいいのか、さらには法改正などにより、他市の先進事例では生涯学習部門も市長部局で担当しているところもあるようです。どんな組織が望ましいのかということで、各課の意見を参考に検討していきたいと思っております。

若園議員さんの提案も含めて、組織改革は毎年行えるものではありませんので、各課の意見

や課題を調整しながら、先を見て、必要とあらば柔軟に対応していきますので、よろしく願いをいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

〔14番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

14番（若園五朗君） 今の企画部長の答弁は、前向きに検討し、必要があると判断するならば今年度中に方向性を出していくのかという結論に聞こえましたが、市長、副市長、どちらかにお尋ねしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） 若園議員の御質問でございますけれども、組織は、やはりその時代のニーズに合って変えていくものだというふうに思っております。先ほど来お話がありましたように、20年のときに市長が思い切って組織変更されたわけでございますが、そのときは合併してから定員適正化等を行ってきた中で、その中で効率的な事務運営を行うために、市長公室という名前を廃止し、企画部という組織に改編したわけでございますが、一方でまた福祉部もつくったというようなことで、その時代のニーズに即した組織づくりを行ってきた。それが5年を経過してきておりまして、先ほど来御指摘いただいているように、市民ニーズも変わってきておりますし、行政の事務量も変わってきております。新たに土地を求める事業もふえてきておりますので、そういったところにも視点を当てて、組織の再構築というか、それをやらなきゃならない時期だとは思っております。どのスパンでやっていくかということは、行政需要、事務スタンスに照らし合わせて考えていくべきだと思いますが、先ほど来、企画部長が申しましたように、庁舎内からもいろんな課題も聞いておりますので、そこらを少しずつなぶっていくということは、しなやかな組織運営ということでは必要じゃないかなというふうに思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

〔14番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

14番（若園五朗君） 市では新しい施策や事業計画がされておりまして、その計画を計画段階から十分な検討が市役所内で詰められているか。あるいはまた計画が、審議会、あるいは部長会などを経て決定しているのか。その決定にはパブリックコメントなどの意見を反映させて修正したり見直しができているのか、お尋ねしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） お答えします。

次に、新しい政策などが計画段階から十分な検討を庁舎内でされているかということですが、

若園議員の御質問は何か意図があつてと思いますが、確かに企画部でも全ての計画を把握することはできません。そんな点で、今回の組織改革の中でも、企画部門の強化というか政策を推進するような課があつてもいいのではないかということで検討していきますので、よろしくお願いをいたします。

〔14番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

14番（若園五朗君） 副市長が言われたとおり、平成24年8月の第二次瑞穂市行政改革大綱によると、平成25年4月現在では職員数419名というような一つの資料を手元に持っていましたんですけども、それ以上に多分、人口増とかいろいろある中で職員はふえていると思いますが、先ほど来、市長の給与関係を含め、また今言っている行政組織の関係で企画部長の答弁等々ございまして、行政組織を見直す必要があると思いますし、市民サービスの向上には行政組織の見直しの方向をしっかりとやっていただけるといふ答弁をいただきましたので、今後とも事務レベルでよく詰めてもらって、一番いい組織改革をお願いしたいと思います。

最後になりますが、質問の3番でございますけれども、瑞穂市の10年後の展望についてお尋ねしたいと思います。

今後10年間における瑞穂市の展望をどのように考えているか、お尋ねしたいと思います。

展望といえば、現実問題としてお聞きしたいんですけども、一括して質問させていただきます。答弁も順次お願いしたいと思います。

1つとしては、今後事業を行っていくためには、10項目の項目を質問としましたので、その内容を簡潔に答弁をお願いしたいと思います。

1つは、市街化調整区域を市街化区域に編入して、さらなる開発する構想はあるのか、お尋ねします。

2番目、主要地方道岐阜・巣南・大野線沿いの準都市計画区域の土地利用計画の構想について、進捗状況がございましたら御説明をお願いしたいと思います。

3番目の市街化区域の土地区画整理事業の進捗状況と今後における取り組みはどのようになっているか、お尋ねしたいと思います。

4番、農業振興区域内における集落連担地域における苗場地域の分家住宅を建てたいという市民からの要望が多いのでございますけれども、今年度、農振整備計画の見直しの年で、今年度500万の策定予算が入っております。その取り組みについてどう考えているのか、お尋ねしたいと思います。

道路整備面では、3つお尋ねしたいと思います。

1つ、主要地方道岐阜・巣南・大野線の延伸を図るため、今後どのような計画を考えているのか。また、地域連絡道路十八条・只越線は実現できるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

西部幹線道路の今後の計画と進捗状況はどのようになっているか、お尋ねしたいと思います。

また、交通面では、みずほバスの今後をどのような対応をしていくのか、あるいは樽見鉄道とJRとの接合をどのように考えているのか、お尋ねしたいと思います。

とりあえず、この辺でちょっと区切って回答をいただきたいと思います。お願いします。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 今、いろいろ御質問をいただきましたが、やはり通告でしっかりとその部分を言っていたかんと、全くないことをただらと言ってもらっても本当に私のほうはお答えに困ります。はっきり申しまして、きちっとした通告で御質問をいただきたい、そのことを申し上げておきたいと思います。

〔14番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若園五郎君。

14番（若園五郎君） 一般質問の通告の中を含めての話でございますので、その中で答弁をお願いしたいと思います。

瑞穂市が基盤整備で優先すべき事項は何があるか、お尋ねしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

都市整備部長（弘岡 敏君） 若園議員の質問にお答えいたします。

基盤整備事業は、皆さん方いろいろ御質問がございましたんですが、今その中で何点か基盤事業にかかわる内容的な質問が羅列されましたんですが、その中の部分のものをお答えいたします。

まず1点目で、市街化調整区域の市街化区域への編入は大変困難な状況でございます。市街化区域では現在宅地化が進行していますが、まだ農地が集団で残存している区域も見受けられますので、これらが宅地化してこないと、新たな区域での市街化区域への編入は難しいものと判断しています。また、御存じのように、瑞穂市は広域都市計画区域であり、岐阜都市計画区域に属しているため、構成市町との人口フレーム、産業フレーム等の調整が必要となりますし、当然、農業振興施策との調整も十分に図る必要があります。

それから、具体的な構想はございません。ただ、森議員等のかの質問で、樽見鉄道の駅構想のことを市長が申されたわけなんです、そのような構想で決定されれば、周辺一体、国道21号線のエリアまでぐらいが含まれると思いますが、その手段としては、あそこは調整区域でございますので、土地区画整理事業等についての関係機関との調整を図りながら進める方向になるかもわかりません。

それから、都市整備ですので、道路整備は、主要地方道岐阜・巣南・大野線は、質問にもございましたとおり、用地の立ち会い等も行って、再来年度には工事に着手する予定であると聞いております。

それから、十八条・只越線の道路整備に関しましては、補助幹線道路である地域連絡道路でありますんですが、重要性ランクが高・中・低の低として位置づけられておりまして、当面は整備の予定はございません。今後は、主要幹線道路、西周りのほうですね、西部環状線等のほうの整備がついた段階で取り組んでいきたいと考えております。

西部環状線につきましては、前回質問もございましたとおりなんですが、今年度末にはおおむね樽見鉄道の北約550メートルぐらいまでの整備を完了する予定でございます。以上です。お願いいたします。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 私どもは、みずほバスの存廃については、また樽見鉄道とJR東海道線との接合はどうかという御質問をいただいております。

みずほバスにつきましては、この4月より市内を大きく、北部、中部、南部と分け、今まで利用しておられたお客様にできる限り御迷惑をかけないように、また重なる路線をなくして、より広いエリアの皆さんに御利用していただけるようにということで見直しをしました。その結果、4月より5月の利用量がふえ、また昨年5月とことしの5月ですと、昨年は4路線でしたけれども3路線に減ったわけですが、実質はふえております。昨年のリオワールドのほうへ行っている路線につきましては、半分ぐらいの方が実を言いますと本巢市のほうの方の利用者ということもありまして、実質瑞穂市内での利用者というのはふえているということでございます。みずほバスの運行開始以来、毎年年間5万5,000人以上の方が利用していただいておりますので、今後とも、調査、分析、PRを重ねまして、より多くの方に利用していただけるようにと考えております。

また、樽見鉄道やJR東海道線との接合でございますが、一応樽見鉄道については、各駅の周辺にバス停がございます。ただ、全てが時間がきちっと合うわけではございません。多少の待ち時間はあろうかと思いますが、ぜひとも御利用いただきたいと思っております。以上でございます。

〔14番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

14番（若園五朗君） 通告どおりのもちろん質問をさせていただきますけれども、穂積地区の下水道事業は、用地が確保できない場合、どのようにするのか、お尋ねしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 鹿野環境水道部長。

環境水道部長（鹿野政和君） まずもって、さきに質問がありました基盤整備で優先すべき事項に、この下水道事業というのは、その優先事項の一つに上げられるということをはっきり申し上げたいと思っております。

簡単にあと申し上げますと、この下水道整備につきましては、議員御存じのとおり、多大な

時間を費やしまして多くの議論も重ねてきたところでございます。下水処理場の用地につきましても、最も最適であると判断した場所につきまして、現在も地元へ交渉の継続中でございますので、地元の自治会、住民の皆様、地権者への説明や御意見をまだお伺いしていないような状況でもありますので、処理場用地が確保できないからということで、この事業をすぐに計画を見直すとか、別の場所を検討するとかといったことは全く考えておりませんので、よろしくお願いいたします。

〔14番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

14番（若園五朗君） 前、下水道事業の仮スケジュールということで、議員はもらっているんですけども、そのスケジュールを見ますと、1年ぐらいスケジュールがおくれていると思いますので、その場所に特定ということですので、スケジュールに合わせた都市計画決定を打って、土地収用なり手続を、収用に向けての行政手続をお願いしたいと思います。

清水議員からもお尋ねがあったと思うんですけども、校区における水路清掃などの統一した方向性はできないか、あるいは校区での公共施設の自主運営体制は進められないか、お尋ねします。

議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

都市整備部長（弘岡 敏君） 午前中の広瀬捨男議員の質問にも含まれていると思いますので、そのときに申しましたとおり、市民の皆様には応分な負担をお願いし、市としての役割、側溝ふた上げ機の貸し出し、汚泥の処理やダンプトラック、積み込み機の提供による、市民と行政が協働での清掃活動、アダプトプログラムの実施を通して市民主体のまちづくりの形成につながっていくと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

〔14番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

14番（若園五朗君） 用水清掃につきましては、広瀬議員が言われたことと答弁はいろいろと重なると思いますが、私の考えとしましては、例えば今やっている個別に自治会ごとに用水清掃とか、あるいは川掘りをやっていますので、校区ごとにそういう清掃もやっていく、あるいは今やっているフェスタも校区ごとにやっていく、そういう統一した地域の街路も清掃するというようなことで、統一的な清掃の方向も一つの案かなあと私は思い、こういうような質問をさせていただきました。

次に、自治会によっては、自主防災組織への対応がおくれている自治会の指導、これは清水議員からも先ほど質問があったと思うんですけども、その点、総務部長に、各校区、あるいは自治会といろいろと温度差はあるんですが、どのように考えているかお願いしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 今現在、97の自治会中67の自治会で、一応は組織がされております。残りの30自治会におきましては、私のほうからできる限り出向いて、つくっていただけるように考えております。

また、先ほどの質問の公共施設の自主運営化ということでございますが、建物の指定がございませんでしたけれども、コミュニティセンター等については、この4月から、ふれあい公社に指定管理者として指定をしております。これらの建物を校区でということになりましても、その器づくりをまずしっかりしないといかんと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

〔14番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

14番（若園五朗君） 校区での公共施設の自主運営体制、先ほどの防災組織の対応ですけれども、各自治会によっていろいろと温度差があると思うんですけれども、私のほうの地元のほうでは、自治会長を中心として班ごとに集まって、最終的には小学校へ避難するというので、具体的にそういう図面もつくり、今度、9月1日の防災の日という形で、そのときにやるかなというような機運も出ていますので、そういうような形で、そういう事例等も自治会で発表してもらって、少しでも市の方向性になるように御指導をお願いしたいと思います。

先ほどの公共施設の自主運営体制の件でございますけれども、今、自治会ごとの各公民館で自治会活動の運営をしていると思うんですけれども、例えば今後、時代の推移によりまして、各部落の公民館で個々に打ち合わせしておるのも一つの従来の方策かと思うんですけれども、私の提案としては、今やっている例えば校区ごとにフェスタなり、あるいは今やっている統一的な用水清掃、あるいは今やっている川掘りというような、一校区ごとに同じようにやっても、1週間おくれたり、1週間早いというような、そういうバランスがありますので、例えば校区体制ができれば、今やっている巢南であれば、巢南公民館で自治会連合の中の校区ごとのまとまりがあるところで、ある程度いろんな統一するなり、いろんな活動ができると思いますので、例えば水防訓練であり、あるいは今やっている地震災害訓練等も、市がいつも一本化しておる行政の訓練じゃなく、個々に特色ある自治会活動であり、そういうときには市民センター等とかの施設を使っているような自治会の連携を図り、その特色に合った校区活動なり自主運営をしてもらうために、また今後も行政として指導してほしいというような考えで質問をさせていただきました。

次、マルチコピー機でできる行政サービス、あるいは住民票等のコンビニ発行は大変便利でございますけれども、どのように考えているのかお尋ねしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 広瀬市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（広瀬充利君） 若園議員の御質問にお答えいたします。

コンビニエンスストアにおける証明書等の交付は、この6月の時点で、全国で自治体1,719の中で66の自治体、率にして3.84%の自治体が実施しております。その中でマルチコピー機を設置して、このコンビニ交付を利用できるコンビニ事業者は、セブンイレブンが2年ほど前から、またローソンがこの4月から導入しております、この2社が現在導入完了でございます。現在、サークルKサンクスは5月から順次導入中でありまして、またファミリーマートにつきましては、この秋をめどに全国展開ということで進んでいるようでございます。

コンビニ交付につきましては、住民基本台帳カードを利用して、住民票の写し、印鑑登録証明書、課税証明書、戸籍証明書などをコンビニで取得できるものでございまして、各市町村によっては提供できるサービスが異なっております。市役所の窓口の時間にとらわれずに、コンビニで朝の6時半から夜の11時まで利用できるということで、年末年始、あるいは保守点検日を除きますけど受けられるということで、メリットが非常にあり、市民にとっては非常に便利なサービスと考えております。

東海3県の実施状況は一宮市だけでございまして、この岐阜県内におきましては、大垣市がこの10月から実施される予定と伺っております。当市といたしましても、このシステムを導入するとなると住基カードを使用することになり、住基カード発行については無料で発行しておりますが、瑞穂市の住基カード発行枚数は、平成15年8月から発行して約10年間を迎えておりますが、25年4月1日現在、1,553枚でございます。人口の3%という低い普及率となっております。大垣市に確認したところによりますと、大垣市は自動交付機を庁舎玄関に1台設置しており、リース期間が切れるということで、今回導入を考えているようでございます。瑞穂市におきましては、コンビニ交付に係る概算費用を積算しますと、初年度で約5,000万円ほどがかかると算定しております。現在国では、社会保障・税の番号大綱に基づきまして、平成28年1月1日を施行期日としてマイナンバー制度の導入及び活用のガイドラインを作成されておりますので、カード発行の重複事業を避けるため、国や近隣の市町の動向を見ながら進めていきたいと思っております。

議長（星川睦枝君） これで、14番 若園五朗君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。

再開は午後2時55分をお願いいたします。

休憩 午後2時43分

再開 午後2時57分

議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議は、議事の都合によってあらかじめ延長します。

3番 西岡一成君の発言を許します。

西岡一成君。

3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

体調がすこぶるいいの反対ですので、最後までしっかりできるかどうかわかりませんが、頑張りたいと思います。

私は5点について質問をさせていただきます。1点目は、国による地方公務員給与削減要請について、2点目、定住奨励金及び賃貸住宅の家賃補助等の創設について、3．自治会等がAEDを購入する場合の補助について、4．図書館の休館日について、5．「むかい地蔵」の再演について。

なお、時間の関係で2番と3番の順序を入れかえさせていただきますので、何とぞ御了解をいただきたいと思います。

以下質問席にて、順次質問をさせていただきます。

1点目の国による地方公務員給与削減要請について、御質問をいたします。

私は、この質問に一番時間をかけるつもりで準備をしておりましたけれども、若園議員の質問に対し、先ほど市長より、職員給与の削減はしないとの明確な答弁がありましたので、4点ほど指摘をいたしまして、それにあわせて市長の姿勢を確認しておきたいと思います。

いずれにいたしましても、県下の動向等をにらみながら、市長の心も揺れ動いたであろうということは推測にかたくありません。職員給与の削減はしないとの決断は、まことに道理と正義にかなった態度であります。市長の決断に、心より敬意を表したいと思います。職員の皆様方も、心より喜ばれることと思います。そして、この市長の決断が、他の市町に波及することを心より期待しておるところでございます。

さて、ただいま堀市長から、削減しない根拠について、三位一体改革を含めて歴史的に振り返りながら明らかにされましたけれども、同感であります。その上に立って、さらに私なりに地方公務員給与を絶対削減させてはならない根拠をはっきりさせておきたいと思います。

まず第1、国に準じた地方公務員給与の削減を前提とした地方交付税の削減は、地方交付税法違反だということでもあります。同法第1条は、この法律の目的を次のように規定しております。この法律は、地方団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を損なわずに、その財源の均衡化を図り、及び地方交付税の交付の基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することによって、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化することを目的とする、こうあります。

ところが、どうでしょうか。国は、国家公務員は7.8%の給与削減をしたのだから、地方公務員もそれに準じた給与削減をせよ。その分として、3,921億円を先に地方交付税から削減しておくからというのであります。どこが地方自治の本旨の実現に資するのでしょうか。どこが地方団体の独立性を強化するのでしょうか。地方交付税法の目的違反も甚だしい、国による違

法な強要ではありませんか。地方交付税は、地方自治体がどこにどのように使おうが、国にとやかく言われることのない自由な財源であります。市長、まずその点について答弁をお願いいたします。

議長（星川睦枝君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 西岡議員さんの職員の給与の削減の要請についての御質問で、今、2点あったと思います。違法な強要ではないかという点につきまして、お答えをさせていただきます。

1月25日に、先ほど若園議員のときも説明をしましたが、国において閣議決定をされて、1月28日に総務大臣通知で要請を受けております。この内容はまた2点あるんですが、それはまた別として、実はこの総務大臣通知についても、地方公務員法59条、地方自治法245の4、国からの助言の要請というように受けとめております。この要請については助言であるということから、西岡議員の言われる正当性についてというふうに解釈して言いますと、正当な助言であるというふうに位置づけをしております。まず1点目の御質問です。

次に、地方交付税についてですが、先ほどの若園議員の質問でもございましたが、地方固有の財源であるというふうに市長も先ほど答弁をしております。私も同様に考えておりますので、そのあたりについては一緒だと思いますので、よろしく願いをいたします。

〔3番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 助言の要請などという受けとめ方は、全くもってけしからんというふうに思いますが、また後、同じような問題が出てきますから、先に続けます。

2点目は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律にも違反しているということであり、この法律は、国家公務員の給与削減のための法律であります。その中でわざわざ地方公務員の給与について規定しております。同法附則第12条は、地方公務員の給与については、地方公務員法及びこの法律の趣旨を踏まえ、地方公共団体において自主的かつ適切に対応するものとする、こうあります。地方公務員給与の削減を前提とした地方交付税の削減の強要のどこが、地方公共団体において自主的かつ適正に対応などと言えるのでしょうか。そのときだけうまい言葉で地方をだまし、法律が成立した途端にそれを破る。こんな国のどこが法治国家でしょうか。市長の見解を伺いたいと思います。

議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） 西岡議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

考え方は基本的には同じだろうということで、実は全国市長会が25年の6月5日に開かれまして、決議をしております、国による地方公務員給与削減要請に対する決議。この決議文が、端的に西岡議員の疑問を解決すると思うんですが、ちょっとここで紹介させていただきますと、

本来、条例により地方が自主的に決定すべき地方公務員給与について、国は、都市自治体がこれまで国に先駆けて行ってきた総人件費の削減等の行革努力を一顧だにせず、ラスパイレス指数の単年比較のみでその引き下げを要請したことは、自治の本旨にもとるものであり、まことに遺憾である。加えて、国が、地方固有の財源である地方交付税を地方公務員給与削減のための政策誘導手段として用いたことは、財政自主権をないがしろにするものであり、到底容認できるものではない。そして、中段は省略させていただきまして、今回のように、地方公務員の給与削減が、わずか1回の国と地方の協議の場に提示されただけで、何ら議論もされずに実行されたことは、国と地方の信頼関係を大きく損なうものであるというようなことで書いてあるわけですが、それに先立って東海市長会が5月17日に開かれておりまして、そのときにも、議決の第1号ということで、真の地方分権改革の推進に関する決議が出されております。

これも紹介させていただきますと、国は地方に対し、地方公務員給与の削減措置を要請するとともに、その相当分について地方の固有財源である地方交付税を削減するに至った。これは、これまで地方が国に先んじて取り組んできた国をはるかに上回る総人件費削減などの行政改革を全く無視したものである。地方公務員給与を臨時的な国家公務員の減額措置に準ずるべきものとするのは、地方の財政自主権を侵害し、地方自治の根幹を揺るがすものであり、到底認められるものではないという前段のもとに、記として4つの決議文が書かれております。1が、地方の固有財源である地方交付税を一方的にカットし、地方公務員給与の削減を強要するなど、地方分権の流れに著しく反する国の方針を押しつけないこと。2としまして、地方分権改革推進委員会が一連の勧告の基本に掲げた都市自治体優先の原則に立ち戻り、義務づけ・枠づけの廃止、権限移譲及び地方財源の充実強化を図ること。3つ目としまして、法制化された国と地方の協議の場を形骸化させることなく、地方の意見が十分反映されるよう適切な運営を行うこと。4つ目としまして、地方と国との総人件費が適正に比較できるよう、ラスパイレス指数等を見直すことと決議をしておるわけですが、この考えに基づいた市長の判断であるということだけ御理解を賜りたいと思います。

〔3番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 全国市長会、地方六団体の決議、全部読んでいます。問題となる点を指摘しているのはいいんです。しかし、その後なんです。だから撤回せよ、こうなってないんですよ。そこまでまとめるだけでも大変だと思いますよ。県議会でも、我が篠田県議が提出者となって、先輩や、公明党や民主党を従えて意見書を出した。けれども、結果的には県議会、賛成していますよね。つまり、議会も、六団体も、結論の部分で腹が据わってない。そこを国は見ているから、やってくるんですよ。そのところをやはり考えていかなきゃいけない。

3点目は、地方公務員法第24条にも違反しております。同条第6項は、職員の給与、勤務時

間その他の勤務条件は条例で定める。これは先ほども言われておりますけれども、地方自治の本旨からいって当然であります。国の地方公務員給与削減の強要は、前代未聞であるばかりか、住民自治と団体自治を根底的に否定するものであり、断じて認めることはできません。この点についてはいかがですか。

議長（星川睦枝君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 若園議員さんの御質問のときもお答えしましたとおり、地方公務員の給与の取り扱いについては、本来は、自主的に議会の同意のもとに条例で定めるものとして理解をしております。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3 番（西岡一成君） 4 点目は、平成23年 5 月25日に、自民党の山口俊一衆議院議員が提出をした地方公務員の給与削減に関する質問趣意書及び答弁書を紹介しておきたいと思います。平成23年 6 月 3 日に答弁書は閣議決定をされております。

質問の要旨、これは先ほど来議論していることの内容と関連して、非常に大事な視点でありますから、よく腹に入れていただきたいと思います。

仮に地方交付税の交付額が下げられた場合、地方公共団体は地方公務員の給与を連動して下げなければならないのか、お教えいただきたい。例えば、地方交付税の減額分を地方公務員の給与の削減ではなく、投資的経費削減で穴埋めする場合は、国からの指示に従わなかったとして法令違反に当たるのか、お教えいただきたい。

答弁、地方公共団体の職員の給与については、地方公務員法24条の規定により、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従業者の給与その他の事情を考慮して、当該地方公共団体の条例で定めることとされている。また、地方交付税の交付額が下げられた場合を前提とした仮定の御質問にお答えすることは差し控えたいが、一般論として申し上げれば、地方交付税は用途の定めのない一般財源であり、国はその交付に当たり、条件をつけ、または用途を制限してはならないとされていることから、国は地方公共団体に対し、地方交付税の交付に当たり、特定の支出の削減を義務づけることはできない。明快に書いていますね。

質問、「国がやったから自治体も一律何%下げろなんて全く愚策」との片山総務大臣の記者会見でのコメントの事実関係及び片山総務大臣の現在の認識に関してお答えいただきたい。また、管総理は、地方交付税の交付額の減少、あるいは義務教育費国庫負担率の引き下げを考えているのかいないのか、二者択一でお答えいただきたい。

答弁、平成25年 5 月20日の記者会見において片山総務大臣は、「国がこうやったから自治体も一律現状から何%下げろなんてことを仮にやるとしたら、それはもう全く愚策なのですよね」との発言をしている。総務省としては、この発言のとおり、地方公共団体に対して、今後

国会において法律の御審議をお願いすることとしている国家公務員の給与の引き下げと同様の引き下げを要請することは考えていない。また、地方公共団体の職員の給与については、お尋ねの地方交付税の交付額の減少、あるいは義務教育費国庫負担率の引き下げを手段とすることを含め、国家公務員給与引き下げと同様の引き下げを地方公共団体に強制することは考えていない。こういうふうに答弁をしているわけでありませう。

政権が民主党から自民党に交代をして政策が変わっても、同じ法律の条文解釈や地方交付税の性格が180度変わるものではありません。にもかかわらず、このような政府見解の事実すら踏みじり、地方公務員の給与削減を強要してくるなど、まさに戦前の憲兵国家の再来と言うほかありません。これについても市長、いかがですか。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） ただいま西岡議員のほうから、この職員給与削減につきまして、すべきではない、法に基づいてのいろいろ、また過去の国会の代議員答弁等々のやりとり等々も含めて、今お話をいただいております。それにおきまして、先ほど来から企画部長、また副市長のほうから答弁をさせていただいております。私も、岐阜県市長会、そして東海市長会、そして全国市長会に出させていただいております。そのときに一緒になって決議をした一人でございます。私としては、決議した以上は、それに基づいてという強い信念のもとに今回の苦渋の決断をさせてもらったといえますか、本当に熟慮に熟慮を重ねまして決断をさせていただいたところでございます。

御案内のように、今回、政府のほうにおきましては、民間の給料は上げなくてはならない、そういったことを言いながら、一方ではこういう下げよ、本当に言っておることがちぐはぐでございまして、もう既にいろいろ今入札をしておるところでございます。そういった中におきまして、人件費の部分の上げなさいというあれが来てございまして、過去より入札の単価も実は上がってきておるのが状況でございます。言っておることとやっておることは、まるきり反対のことを言っておるわけでございます。

そんな中におきまして、私どもの地方公共団体は、全く住民と対峙をして、いつときの猶予もない一番大事なおところでございます。一番いいあれが、昨年の12月までの国会を見ておると、国会、政治が全く動いておらない。ああいう状況でも、我々地方の公共団体があんなようなことをしておったら、住民から即反発でございます。住民と向き合っておりますので、どこが大事かと。やはり地方公共団体、住民とかがかわっておる、ここがまさに分権一括法にもありますように、国と地方は対等でございます。そういう中で、住民とかがかわっておるところが一番大事と。そういう観点からも、私は信念を持って、今回こういう決断をさせていただいたところでございます。それにつきまして、過去のいろいろな事例、また法律に基づいて御質問いただいております。私どもとしましても、心強く思っております。御理解を

いただきますようお願いを申し上げて、私の答弁とさせていただきます。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3 番（西岡一成君） 熟慮に熟慮を重ねて、苦渋の決断で、熱い信念でやったという、私はその市長の姿勢は、本当に厳しい環境の中でよくやられたというふうに思います。私は非常に思いますのは、反原発の首長の会でもそうですし、広島・長崎県でもそうであります。平和都市の問題もそうでありますけれども、要するに何と申しますか、非常に素朴で純粋な皮膚感覚というものが私は堀市長にあると思うんですよ。別に褒め過ぎておるわけじゃないですよ。そういう面があると言っておるんです。その面がこういうことに適用されると、非常に多くの人にいい影響を与え、職員もやる気が出てくると思うんです。リーダーの使命と申しますか素質というのは、部下のやる気をどうやって引き出していくか。そうすれば、どれだけ節約節約なんて言わなくても、自分たちで一生懸命やりますから、節約節約と言う以上の効果が出るわけがあります。ですから、そういう意味で、私は市長の感覚を非常に評価させていただきますし、ぜひ今後ともそういう感覚を忘れずにやっていただきたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、結論的に言えば、地方交付税の削減と、それと一体となった国による地方公務員給与の削減の強要は、戦後の憲法体制、その内実でもある地方自治の制度を根底的に破壊するものであり、断じて認めることはできません。全国の自治体に呼びかけて、国の違法行為に対して訴訟を提起して戦うのが本来では筋であり、国に屈服して地方自治を語ることはできません。

私は今、具体的事実に基づいて、その違法性を明らかにしてきたところであります。今後の国の動向もありますので、改めてそのことの確認をこの場でしておくことは大事なことになるだろうという思いで、今質問をさせていただきました。

また、社会的な視野から見れば、先ほど市長も若干申されましたけれども、公務員給与の削減は、必ず民間企業の労働者の賃金にも連動して賃下げが行われます。アベノミクスでもうかるのは富裕層だけ。一方、一般勤労者は賃下げの中で、灯油やガソリン、食料品など、生活必需品の値上げで、生活苦はさらにひどくなるばかりであります。GDPの6割は個人消費と言われますが、これでは景気回復などあり得ません。デフレ脱却など、夢のまた夢でしかありません。ともあれ堀市長の、瑞穂市は給与削減はしないとの決断に改めて敬意を表しながら、次の質問に移らせていただきたいと思います。

自治会等がAEDを購入する場合の補助についてであります。

昨年の9月議会で公明党の若井議員がAEDについて取り上げておられますが、その後の状況を含めて執行部の考えをただしたいと思います。

そこで、その前提として前もって何点かお聞きをしておきたいと思います。

まず、心疾患の患者の数はわかりますでしょうか。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 岐阜県の疾病分類別統計表の5月分のデータを見ますと、国民健康保険と後期高齢者の医療のほうで利用されている方というか件数でございますが、入院で101件、入院以外で2,114件ということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔3番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） じゃあ次に、救急車の出動回数はどうなっているのでしょうか。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 平成22年が1,573回ございましたが、23年には1,747回、24年が1,727回ということで、一挙に22年から23年にかけてふえております。救急車の出動のうち急病が60.3%を占めており、またこの急病のうちの65歳以上の方の占める割合は59.3%ということになっております。高齢化社会の進展に伴って、核家族化、高齢者世帯ということで、高齢者の救急要請がふえておるといふことでございますので、よろしくお願ひします。

〔3番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） そのうち、循環器系の疾患で出動した件数はわかりますでしょうか。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 平成24年は106件ということですが、その前は112件ということでございます。

〔3番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 3点目は、家で倒れた場合と、外で倒れた場合の件数はどうなっているのでしょうか。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） ちょっとそのデータそのものはございません。

〔3番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 救急車が現場に到着するまでの平均時間は、瑞穂市はどうなっていますでしょうか。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 瑞穂市の場合は、6.2分で現場へ救急車は到着しております。岐阜県の平均は、23年で7.6、全国は8.2ということになっております。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3 番（西岡一成君） では 5 点目、現場から病院まで到着する平均時間はどうなっているでしょうか。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 瑞穂市内の方は、どちらかといいますと意外と西濃のほうの病院に行かれるということ、それからこの市内に 2 次以上の医療機関が残念ながらありません。よって、岐阜市内の医療機関へ行くということになりますので、岐阜市消防本部、岐阜市内は 8.3 分ということですが、瑞穂市の場合は 11.3 分ということで、少し時間がかかるという結果になっております。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3 番（西岡一成君） じゃあ 6 番で、心疾患、つまり心肺停止で搬送された方で、亡くなられた方、助かった方の数はどうでしょうか。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 24 年には、瑞穂市内で亡くなられた方は 25 名です。本当に元気になって普通の生活が送られるようになった方はお 2 人ということで、それ以外の方は少し症状が残っていると、そのまま植物的な人間でというような状況であるということでございます。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3 番（西岡一成君） 6 の場合、心疾患の心肺停止で搬送された際の A E D の活用状況はどうでしょうか。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 救急車には、私どもが考えている A E D というよりは、もっと精度の高いものが入っておりまして、除細動機能だけでなく、心電図とかいろんな装置がついております。患者の方には、通常でいう A E D のパットというものをいつもつけて、それからいろんな情報に基づいてそれを利用するというところでございます。平成 24 年は亡くなった方で 1 回、助かった方で 2 回ということですので、助かった方については、この A E D がうまく活用できたという状況でございます。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3 番（西岡一成君） あと、一般市民の方の A E D を使用した、そういうケースはどういう実態でしょうか。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 一般市民でAEDを使うというのはなかなか現実はなく、多くの場合が老人保健施設ですね、そういう施設でAEDを使って、それから救急車で病院へ搬送したというケースが多いということでございます。

〔3番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 今の答弁の中で、心肺停止で搬送された方で、亡くなられた方が25人、助かった方が2人、25人という数字は多いですね。これはAEDをやらなかったんですか。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） そこで、AEDがどんな状態で使われるかということをお少し説明させてもらいたいと思います。

まず、先ほど言いましたように、救急車のほうは、いつもどんな状況でも、そうした装置を使っておるということで、まずもって御理解をいただきたいと思います。

今言われたように、家庭とか地域で倒れられて反応がなく、意識と呼吸、脈拍がない場合は、まずもってお近くに見える方が、いち早く119番に連絡をお願いしたいとともに、協力していただける人がありましたら、人工呼吸や心臓マッサージなどの心肺蘇生法を実施していただくことが最も大切なことではないかと考えております。また、手近にAEDがあれば、致命的な不整脈に電気ショックを施すということができるかと思えます。

それで、AEDはどんな場合も使えるのかということですが、AEDというのは自動体外式除細動器と訳しまして、基本的には循環器疾患や脳疾患などに含まれる不整脈の場合に、心臓の働きを機械的に解析して、必要に応じて電気ショックを与えると、そして心臓を正常な働きに戻すという医療器具でございます。そこで、機械的に解析をするということは、除細動の状態でないとは動かないということでございますので、AEDを使用すれば全てがというわけにはいかないということでございます。よって、AEDの反応に基づいて使用できない場合には、それ以外の応急処置をとるということになるかと思えます。

どちらにしましても、先ほど多くの患者さんが見えるようでございますが、やはり何らかの兆候があって通院をしておられる方が非常に多いということですし、危険な状態の方におかれては、心肺蘇生法をすぐやっただくということが必要かなというふうに考えております。消防署のほうでも普通救命講習を行っておりますので、ぜひとも御家族でお1人、この救命講習を受けられるようにお勧めしたいと思いますし、万が一の場合には119番の救急要請を遠慮なくしていただきたいと思えますので、よろしくお願いをいたします。

〔3番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 講習の話は後でまたやりますけれども、それにしても一般市民によるAEDの使用が1件というのは非常に少ないように思うんですね。問題は、その理由が、心肺停止に陥った状況のときに、AEDが近くなかったのか。あるんだけど、操作がわからないのか。恐らく家族がそうなれば、パニックになるかもしれない。私なんかも第1種の身障者ですので、重度身障者ですから、特に心臓の、いつ来るかわからんわけですね。いつもそういうことが、不整脈が起これると不安感に襲われるわけですが、なかなかパニックでできないとか。だから、そこら辺はどうなんですかね。1件だけというのは、どういうことなんだろうと思うんですけど。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 現実にはAEDが作動したという件数は、今、議員さんが言われるように思ったより少ないのではないかなということだろうと思います。どちらにしましても、このAEDというものは、この市内ですと、私どもの公共施設37カ所、小・中学校、保育所、幼稚園、コミュニティセンターなどにあります。それ以外と申しますと、スポーツクラブとかスーパー等で見かけるといのが事実でございますし、どういう状態とということでございますが、西岡先生の場合は、そうした病気を持っておられるということですので、いつそうした病気に襲われるかわからないということだろうと思いますが、その実態等については、もう少しまた調べさせていただく必要があるのかなとは思いますが、とりあえず万が一の場合には救急要請をお願いしたいということで、御理解をいただきたいと思います。

〔3番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） これから質問する内容についても若干触れられております。37カ所ということは、昨年の若井議員の質問のときからふえていないということですよ。今、民間の話が出ましたけど、民間の設置場所について、具体的に全部把握されていますか。それと公のところをインターネットで一覧表にして、民間も含めてわかるようにするとか、どういう状態ですか。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 今言われたように、民間の設置状況につきましては、一度、どのようにするかを一回検討する必要があるかと思えます。確かに岐阜市の場合は、民間の設置状況についても、御了解の得られたところはホームページに載せておるという状況でございますので、参考にしたいと考えています。

〔3番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 患者は、公であるか、どこかの民間のスーパーの中であるか、そんなこ

と全然関係ないのね。倒れたときに救命してもらえることが大事なんであって、救命してくれる人がいることが大事であって、だからそのところを緊迫感を持ってやっていただかないと、要するに7分から10分やるたびに順番に致死率が高くなっていく。5分で50%が御苦労さんになっちゃうわけでしょう。僕らもその口ですよ、本当に。

だから、そういう意味で、本当に細かいところにまで配置されていく、ネットワークが作られないと大変なことになっちゃうということで、講習なんかの問題についても、さっき受けてくださいという話もあったんですが、そうではなくて、逆に言うと、私も1回やっていますよ。1回やったんだけど、もう覚えていません、はっきり言って。どうやっていいかわからん。だから、講習してきた人がすぐ、その人がまた講師になって講習をするとかいうことを自治会単位でやっていく。そして、草の根におろしていく、それをずうっと。そういう格好でやっていかないと、消防署に来てもらうだけでは、お客さんになっちゃって、自分たちが主体的にという意識にはなりにくいんじゃないかというふうに思いますけど、いかがですか。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 今の救命講習の講座を受けられますと、一応修了証が出まして、おおむね3年に1回は講習を受けてくださいということでございますので、1回、2回ではやっぱりだめですので、定期的に受けていただくということも大事だと思いますし、今、議員が言われるように、地域の中で救命講習は必要だよということを皆さんに普及していただくことは非常に大事だろうと思います。ただ、この講習、指導するとなりますと、応急手当ての普及員の講習を受けている者とか、そうした資格等もある程度必要だということでございますので、ぜひとも消防署や日本赤十字社が行っている講習をお勧めいたしますので、ある程度人数が集まれば、また消防署も出かけると思いますので、みんなで講習をまず受けていただいて、先ほどではございませんが、一家に1人は講習を受けた方がおられるように、また自治会のほうでも、特に救命救急などの班長さんとか、そうした役員の方は、ぜひとも講習を受けていただきたいと思います。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） ぜひ、自治会連合会の理事会等を通じて協力要請をしていただいて、講習会をより細かい単位で行えるようお願いをしたいと思います。

さて、そういうためには結局、自治会、その他の団体もそうですけれども、AEDを購入する場合の補助の問題になってくるんですね。先ほど早瀬部長の話にもありましたように、AEDは直接的には住民の命を守る心臓救命装置であります。住民の命を守るための多様できめ細かい物的・人的なセーフティーネットの構築にもつながるものであります。かかる意味からも、自治会等でAEDを購入する場合に、その一定額を補助することは、その普及に寄与する

ことにもなると思います。何よりも心停止の場合、3分で致死率が50%ということでもありますから、AEDの操作ができる人を一人でも多く育成し、一秒でも早い救命活動が命を左右することになります。AEDのネットワークをより細かい単位で張りめぐらせるためにも、自治会等への補助は意義のあることだと思います。執行部の見解を求めるものであります。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 防災資機材と同様に、購入額の半額の補助をしております。現在のところ、自主防災組織の1つの自治会で既に購入されておりますし、今後検討したいというお話を聞いている自治会もございますので、お知らせいたします。

〔3番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 補助の申請をすれば、補助を出してもらえということですね。じゃあ、そのことも広報等を通じてどんどん、理事会等も通じて宣伝をしてください。

時間がありませんので、次へ行きます。

定住奨励金及び賃貸住宅の家賃補助等について。

企業につきましては、瑞穂市企業立地促進条例によりまして、一定の要件下で固定資産税3年間を補助すると、奨励金を出すということがありますが、勤労者や高齢者に対する定住促進のための奨励金や賃貸住宅の家賃補助等はありません。そういうものをつくっていく必要があるんじゃないでしょうか。

ことしの1月9日の中日新聞によると、各務原市で子育て世帯に10万円ということで、土岐市や本巣市など県内の14市町村で同様の制度が実施されているということでもありますけれども、我が市においてはどのような方向性を持って臨まれるんでしょうか。市長、いかがですか。

議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

都市整備部長（弘岡 敏君） 西岡議員の御質問にお答えいたします。

当市は、岐阜市と大垣市の中間に位置することや、名古屋までJRを利用して約25分と交通のポテンシャルの高い地域であることから、先般の行政報告会においてもお示ししましたとおり、平成15年からの合併以降も堅実な人口増加を継続しております。また、それに伴いまして、就業者数も、国調での数字でございますが、国調でございますので2005年から2010年の数字になります。就業者数が2万4,763人から2万5,343人となっており、580人の増を示しております。

またここで、昨年の私どものほうの扱っている24年度の建築確認等での専用住宅の建設件数を申し上げますと269件であり、これがみんな勤労者であるかはわかりませんが、勤労者のための定住奨励金ではありませんが、今、議員も言われた、お隣では、北方町について23年から28年にやってみえる奨励金制度を当てはめてみますと、1年間で3,950万円の支出となり、ま

た賃貸住宅の家賃補助に関しましては、国調のデータですが、これが全員また勤労者の方ではないんですが、民営の借家に6,933世帯が住んでみえまして、幾らかの補助を出すにいたしましても、莫大な投資となると考えます。したがって、まだ当市では人口の伸びがあることと、財政的負担を鑑みまして、現時点での勤労者に対する定住奨励金制度の創設は時期尚早と考えますが、引き続いて私どもで行っている既設の制度ですね、瑞穂市勤労者生活資金融資及び瑞穂市勤労者住宅資金融資制度の支援を初めとして住宅等のインフラ整備を充実する等の施策や、積極的な、先ほど言われました企業誘致施策を進め、勤労者が定住するための雇用の場の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

〔3番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） インターネットで調べますと、七宗町や揖斐川町などの賃貸住宅の家賃補助については、定住促進に向けた補助という内容になっているみたいでありますけれども、別の観点で私非常に大事だと思うのは、今、住民相談で、つい先日も76歳の女性が来られたんですが、生活保護で3回ほど足を運んだけれども断られておるということで、ひとり暮らしなんです。どれだけ年金ありますかという、4万2,000円。4万円台というのは、大体平均的な国民年金の受給額だと思うんですけれども、そのうち1万円は年金融資でお金を借りているから、毎月1万ずつ返済をしている。とすると3万2,000円なんです。3万2,000円で1カ月を送る。だから、役場の呼び出しで来いといっても、バスで行こうとすると100円要る。往復要ると200円要る。どこかの役所へ行こうとすると、電車に乗って行かなきゃいけないという、つまり移動すること自体が大変な状況になっておられる方も見えるんですね。

ですから、そのことを考えたときに、例えば年金生活者の中で一定の額以下の人で、生活保護の受給をしてない人に対しては家賃補助をすとかいう、さっきの定住とかということだけではなくて、そっちの福祉面からのサポートというものも考えていく必要があるんじゃないかなあということをおもっています。生活保護のことで、今度また一緒にその方と行きますけれども、相談の中でそういうことも考えた、思ったんです。そういうことについてどうですか、検討していただけますか。

議長（星川睦枝君） 高田福祉部長。

福祉部長（高田 薫君） 生活保護受給に至らない段階でのお話ということでございますが、そういった相談、現実に担当のほうにはいろいろお見えになりますので、ぜひとも窓口へ御相談に来ていただきたいと思っております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） ぜひともって3回行ったらしいんですわね。それがもらえてないから、

また行きます。

次に、また順番を変えて申しわけありませんけれども、「むかい地蔵」の再演についてちょっとお願いしておきたいと思います。

瑞穂市合併10周年記念事業の一環として、みずほ朗読の会 朋の皆さん方を初め、公募の市民、太鼓サークルの皆さん方の市民創作朗読劇「むかい地蔵」の公演がありました。私も見に行きました。市長も所信表明の中で、「市民創作朗読劇「むかい地蔵」では、出演者の熱演もあり、目頭が熱くなるのを禁じ得ませんでした、悲恋の「太助」と「はな」に、今は合併して仲よくしているよと話しかけたい衝動に駆られました」と述べられ、まさにその感動ぶりが伝わってまいりました。私も、ほとんど聞こえませんが、最終場面になるにつれ、聞こえてないにもかかわらず、涙が浮かぶほど感動したところであります。

そこで思うのでありますが、この「むかい地蔵」の公演を1回だけに終わらせるのは余りにももったいないのではないかと考えています。せめて各校下ごとに、市の財政的補助により公演を行っていただくとか、来年のみずほ演劇祭で何回かにわたって公演をやっていただくとか、市としてみずほ朗読の会 朋の皆さん方をお願いをしていただければいいかと思えます。「みずほ」のきずなを確認し合い、固め合うのにも大いに貢献をするのではないのでしょうか。答弁を、市長どうですか。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） この件におきましては、私のほうから答弁させていただきます。

特にこのむかい地蔵につきましては、あのちょうど橋でございます。あれを私が過去の町長時代にかきかえまして、このむかい地蔵も整備をきちっとしたのはちょうど私のときでございます。その逸話と申しますか、この昔話も聞いておりました。それを今回、10周年でああいう形でやられるということで、私は練習も見せておりませんが、実際やっていただきますと、どうやって構成して、そして演出をされるか、それを楽しみにしておったところでございますが、そういった昔話のことも知っておりますので、本当にうまく構成されて演出をされた。私は感受性が強いもんですから、本当に涙しながら見させていただいた、こういうことでございます。

ですから、私も一過性で終わらせてはいかんということをつくづく思いました。これは市民の方が、市民で自分たちでして創作の朗読劇でございます、これを一過性で終わらせてはいけないということを私も感じておりました、非核平和コンサートとか、また文化の関係の行事がございます。そういった中で再び、毎年、こういった昔から残ります逸話でございます。そういった形で残せたらなあ自分も思っておりますので、このことにおきましては実際やっていただいた方にも御相談申し上げて、何とかこういったことが続けられたらということを思っております。そのことを申し上げて、答弁とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） こういう逸話の掘り起こしというのは物すごく大事だと思うんですよ、地域の心を一つにするためにも。ですから、これを台本にまとめた三島さんの力もすごいと思います。本当に私は尊敬しております。それでスタッフ一同、演じられた皆さん方、この熱意と努力をさらに住民の中に広げていただくように、ぜひぜひ町の行事の機会を捉えてやっていただきたいというふうに思います。

あと3分しかありませんので、簡単にやります。

図書館の休館日についてでありますけれども、本館と分館の休館日が同じなんで、要するに重ならないようにして両方利用できるようにしていただきたいというような要望をいただいたからちょっと質問をするわけですが、実際問題、利用者の利便性の向上であるとか、費用対効果だとか、職員の労働条件の問題等々との比較検討の中でしか結論は出ないと思うんですけれども、そこら辺のことを含めて、その比較検討の、現場で意見を聞かれたと思いますから、それを踏まえて答弁してください。

議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） それでは、ただいまの御質問に答弁したいと思います。

休館日が重ならないことでどちらかを利用することができますが、本館と分館の利用者の状況を見ても、開館場所を求めて移動する利用客は多くはないと思われます。市図書館本館は、市の中央図書館として、各分類の図書資料、レファレンス資料、児童書に力を置いた資料を収集し、分館は、児童図書、子育て支援に係る資料の収集に力点を置いております。このように、両館の特色からしますと、置いている図書が異なるため、利便性が大きく向上するとは必ずしも言えません。

また、市図書館では、同日に両館が開館している条件を生かし、できる限り早く利用者の要望する本を貸し出しできるような対応として、本館から分館に本を取り寄せたり、分館から本館に本を取り寄せたりしております。休館がずれることにより、本の移動日数が少なくなり、サービスの後退につながることもありません。

図書館のコンピューターシステムにつきましても、本館にサーバー機があるため、分館のみ開館日にシステムエラーが発生した場合、本館のサーバー機の再起動等の対応が必要になります。その間は分館のカウンター業務に支障が発生することとなります。

こうした状況を見ますと、現在のところ、休館日をずらすことは必ずしも向上にはつながらないと考えております。今後もよりよいサービスを目指して工夫をまいりますので、よろしく願いをいたします。

議長（星川睦枝君） これで、3番 西岡一成君の質問を終わります。

続きまして、4番 庄田昭人君の発言を許します。

庄田昭人君。

4番（庄田昭人君） 議席番号4番 庄田昭人です。

議長のお許しをいただき、一般質問をさせていただきます。

本日の質問は、1つ、福祉の方向性について、2つ、老人福祉計画の取り組みについて、3つ、学校給食におけるアレルギーの状況についてであります。今回の質問テーマは、昨年12月のテーマと同じ「瑞穂市の将来を見据えて」とし、質問をいたします。

福祉施策については、昨年9月議会より続けて質問をさせていただき、ゼロ歳から3歳までの健診制度の重要性、もとす広域連合の幼児療育センターの飽和状態や交通手段の不便さをどのように解決していくのか、健診制度の体制や教育委員会との子供にかかわる健康推進課と幼児支援課との連携を質問し、健康管理システムが導入され、教育委員会に保健師の配置により連携がとれていると考えております。さらに、健診制度の充実から、母子保護法により支援を要する18歳以降の居場所、活動の場、就労の場など、自立支援に基づく体制づくりなど福祉の向上を願い、質問をしておりますが、急激な変化は難しい考えますが、福祉については継続的な課題解決や適切なサービスの調整が必要であると考えます。今回も継続的な課題解決として質問をさせていただきます。

これよりは、質問席より質問をさせていただきます。

昨年10月に、子育てと教育を考える首長の会に出席され、市長の報告により、先進的な事業を展開されている塩尻市での担当職員による視察を行いました。塩尻市での元気っ子応援事業は、一人一人に応じた支援事業と、幼児期から18歳までの途切れのない支援を行う施策であるとの報告でありました。このことは、以前より福祉のあり方について質問をさせていただいている「誕生から巣立ちまで」の言葉をいかにによりよくしていくのかとの考えであります。支援が必要な子供の体制づくりについては、子供たち一人一人に何が必要なのかを考えなければならないと思います。

そこで質問ですが、2歳児に達した時点の一つの支援の機会として取り組む方向性を検討すると12月に議会に答弁されており、25年度にて専門機関の協力を得て基準の確立と充実を図っていききたいとの考えを示されましたが、専門機関との取り組みはどうなったのかをお伺いいたします。

議長（星川睦枝君） 高田福祉部長。

福祉部長（高田 薫君） 庄田議員からは、平成24年からことし3月の議会まで、一貫して福祉の方向性について御質問をいただいております。誕生から巣立ちまでを踏まえた子育て支援につきましては、福祉部と教育委員会において、健康管理システムの構築を初め、教育部門への保健師配属により、主に保育所・幼稚園との情報共有、就園後の支援という

ところで連携を図っているところでございます。

そこで、健康推進課におけるゼロ歳から3歳までの健診、相談体制について、さきの議会で申し上げておりますが、子育てに関する価値観の多様性を感じる中、子供の発達や保護者の生活感等について、スタッフ全員が同じ目線で捉えることができる健診のあり方、実施方法について課題としておるところでございます。

そこで、平成25年度におきまして、その課題となっている点について、2歳児相談の事業評価を取りかかりといたしまして、保護者の思いを酌み取る技術も踏まえ、スクリーニング基準等の検討を行っているところでございます。その第1段階として、今、議員が御質問の中のことでございますが、この5月に2回にわたり、専門機関である岐阜県立希望が丘学園の発達支援センターの職員に依頼をいたしまして、2歳児相談事業を見学していただき、助言・指導をいただき、協議する機会を設けましたところでございます。その助言・指導の中で、社会性の成長が著しい幼児期の対応につきまして、自我の成長も確認しつつ保護者の相談に応じる必要性があるということから、助言の中では、単に発達の是非を見きわめるということではなく、どの参加者に対しましても、認めてもらえてよかった、また思いを吐き出せてよかったという気持ちで終わってもらうことが基本であり、その後の支援として、必要に応じて健康推進課が実施しております乳幼児相談、発達相談、ひだまり相談室、発達支援のびっこ広場、療育センター、医療機関にもつながるということでございます。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4番（庄田昭人君） 岐阜県立希望が丘学園の職員の専門機関ということでよろしいのでしょうか。

議長（星川睦枝君） 高田福祉部長。

福祉部長（高田 薫君） そのとおりでございます。

〔4番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4番（庄田昭人君） 専門機関という言葉、以前も出ていたのですが、このような言葉、しっかりとした名前を、専門機関というふうに聞かせていただいたのは今回初めてでございましたので、またしっかりとこの職員の方々とともに保護者の相談に応じる必要があるというふうに私も考えておりますので、自我の成長をしっかりと受けとめていただけて、認められてよかった、思いが吐き出せてよかったと言われるような仕組みづくりをさらにお願ひし、助けてほしい、手を伸ばしてほしいと思われるような不安のある保護者もいると思いますので、さらに継続的な課題解決をお願いしたいと考えております。

さらに、24年3月に策定いたしました第3期瑞穂市障害福祉計画の中に、居宅系サービス、

施設入所支援・ケアホーム・グループホームの概要を示し、第3期計画の見込みを上げ、この確保に当たって、施設の入所待機者や、状況把握や、入所調整、ケアホーム・グループホームの設置がされている他市町村の実践・実例の入手などを図るなど、また必要性のあり方について検討し、当事者や関係団体、事業者などの意見の収集を行うなどの取り組みを入れましたと答弁しているが、どのように進めたのか。さらに、関係団体や事業者など、今後の民間の活用をどのように考えているのか、お聞かせください。

議長（星川睦枝君） 高田福祉部長。

福祉部長（高田 薫君） 現在、その後の状況が格段進んでいるわけではございません。ケアホーム・グループホームの整備につきまして、議員御指摘のとおり、第3期瑞穂市障害福祉計画、これは平成24年から平成26年度でございますが、目標値を掲げ、3月議会でお答えしたとおり、事例の収集をしている段階でございます。しかしながら、ここ最近では、県内自治体で公設によるものの例がほとんどない状況ということでございます。また、県や岐阜市の事業団を除いて、社会福祉法人などの民間法人が開設をしているということでございます。

このような中、瑞穂市におきましてケアホーム・グループホームの利用者は、この5月末で、ケアホームが8名、グループホームが2名となっております。こうした実情も鑑みまして、それぞれの必要性、民間活用について、障害者自立支援協議会で検討していただくこととなっております。この協議会の開催に関しましては、今年度最初の会合として、来月に開催する予定で準備を進めておるところでございます。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4番（庄田昭人君） 民間の活用はなかなか進んでいないとの答弁でありましたが、さらにまたこのことについては来月開催する予定との答弁でありましたが、瑞穂市にも最近事業者がふえてまいりましたが、その会合には先ほど述べられたような事業者については、その中には入っているのでしょうか。

議長（星川睦枝君） 高田福祉部長。

福祉部長（高田 薫君） 最近、事業者が開設しておるというのは、就労継続支援事業者ということで、B型・A型というものでございますが、そういった就労継続支援での事業者の参入が、この25年の3月以降、3件ございました。既にその以前からは、社会福祉協議会の福祉作業所である豊住園、すみれの家が就労支援B型及び生活介護ということでやっております。ここで、今、議員御指摘のケアホーム・グループホームの部類とはまた違った方面での事業者参入ということであります。以上です。

〔4番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4番（庄田昭人君）　ということは、来月開催する予定のことについては、その事業者は含まれていないということ。

議長（星川睦枝君）　高田福祉部長。

福祉部長（高田　薫君）　含まれていないと言うと語弊があるかも知れませんが、現実には話題となっておりますケアホーム・グループホーム、そういった入所施設面のことでの内容について協議会でお話を進めていくということでございます。

〔4番議員挙手〕

議長（星川睦枝君）　庄田昭人君。

4番（庄田昭人君）　わかりました。ありがとうございました。

公で行うこと、民の力が必要なことは十分御承知だと思いますので、今後も民間の協力が必要と考えますので、また今後も継続的な課題解決の検討をお願いしたいと思います。

次の質問に移りますが、老人福祉計画の取り組みについてです。

高齢者がいつまでも住みなれた地域で安心して生活するためには、進めていかなければならない事業としての高齢者の生きがいサポートをするよ事業は、瑞穂市及びシルバー人材センターにおいてはこの取り組みについて研究中でございます。早ければ来年度の新規事業として実施していただけるものと期待しておりますと昨年の12月の答弁であり、今年度は新規事業となっております。さらに、シルバー人材センターの昨年の理事会でも諮られているとの答弁をしていますが、現在のシルバー人材センターでの実施は困難ではないのか。このような現状を一刻も早く解決しなければ、高齢者への支援サービスのおくれではないのか。このサービスについては、社会福祉協議会などでの事業としてはできないのかをお伺いいたします。

議長（星川睦枝君）　高田福祉部長。

福祉部長（高田　薫君）　この問題に関しましては、議員からも今御紹介がございましたように、昨年12月に森議員からの質問でございました。シルバー人材センターを活用した高齢者の生きがいサポート事業の展開につきましては、平成24年12月議会で、森議員からの質問に対し、各務原市の例を挙げ、答弁をさせていただいているところでございます。

そこで、瑞穂市シルバー人材センターにおいても、平成25年度の事業計画の中では、高齢者サポート事業及びワンコインサービスの発足を旨とする記述がございましたが、シルバー人材センターにおいても、その当時におきましては前向きに考えておられたと推察はいたしております。しかしながら、議員御指摘のとおり、現在のシルバー人材センターは、5月31日に社員総会は開催されましたが、それ以後の事務局体制など、依然として順調に進んでいるとは言えない状況でございます。こうした中で、堀議員の質問にもございましたが、3月以来、市といたしまして、シルバー人材センターに対してさまざまに指導をしてきたところではございま

すが、しかしシルバー人材センターはあくまでも独立した一法人ということから、自助努力が最も肝要であるというふうに考えております。そして、このような状況の中で、いつまでも昨年の答弁のように、シルバー人材センター頼みというわけにはいかないというふうに認識をしておるところでございます。

またさらに、シルバーではなしにほかのところへの考えはというところでございますが、先ほどのシルバーの件もでございますので、議員からの御指摘のように、社協とも協議を重ねていきたいというふうに考えております。高齢者の生きがいサポートについて、より一層の協議を検討していくというふうに考えております。社協にはいろいろボランティア団体等もございますので、そういったところとも支援・サポートする試みができないかということも含めて、検討をしていかなければならないというふうに考えておるところでございます。以上です。

〔４番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

４番（庄田昭人君） 社会福祉協議会、ボランティア団体と協議をしていただき、高齢者の生きがいサポートについて、地域で安心して暮らせるまちづくりのために早急に検討していただき、来年度には立ち上げられるよう、新規事業となりますようお願いを申し上げたいと思います。

しかし問題は、シルバー人材センターにおいて平成25年度の事業計画の中には、高齢者サポート事業及びワンコインサービスの発足を目指すとの記述があり、前向きに考えられたと推察しますと答弁されましたが、その後、先ほども言われました5月31日に社員総会が開催されましたが、それ以後の事務局体制などが依然として順調に進んでいないとの答弁をされましたが、さらに先日、理事会が開催されたと同いしましたが、25年度の事業計画の高齢者サポート事業についてはどうなっているのか。事務局体制が依然として順調でない状況と答弁されましたが、理事会にてこの状況や今後についてどのような協議をされたのか、お伺いをいたします。

議長（星川睦枝君） 高田福祉部長。

福祉部長（高田 薫君） 6月21日でございますが、シルバー人材センター臨時理事会が開催をされております。こちらの理事会に関しましては、私、出席をいたしました。シルバーが一刻も早く理事長のもと一致団結して、事が前へ進んでいただけるようお願いをしたところではございますが、この21日の理事会の中で決められたことは、先ほどの高齢者の生きがいサポートの事業に関しましては、議題としては上がっておりませんでした。

話し合われた中身は何かといいますと、費用弁償の返還とか余剰金の返還に関しまして、こちら今月中の返還をということで、賛成多数で決定をされたところでございますし、また公益社団法人を目指すためのステップとして、公会計システムの20年方式への変換の実施、また8月初旬までには臨時社員総会を開催したいという旨の決定、それと事務局長辞任に伴う事務局

体制につきましては、現理事長が事務局長を代行するということでの賛成多数での承認でございました。

以上が臨時理事会での決定内容でございました。以上です。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4 番（庄田昭人君） 理事会での話し合いの中では、24年度では理事会で諮られたこのサポート事業であったが、25年度になったら、それはやはり事業計画の中からはなくなっていた。少し寂しいことではありますが、高齢者サポートについては、先ほども言いましたが進めていただきたいと思いますが、問題は、今後このようなシルバー人材センターで本当によいのか。さらに、先日も言われたような公益法人としていくためにはどのような、さらに理事会で、新聞報道ではもっとさらに加わったような記事が載っていましたが、そのことについてはさらにどのような話し合いがされたのか、今後どのような方向性を持つのか、お伺いをいたします。

議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） それでは私のほうから、この25年度の事業の中にワンコインがなくなったわけではございません。25年度の事業計画案にはあります。ただ、今、高田部長が申しましたように、21日の理事会の議事としては上がってなかったということだけでございます。ただ、問題、御懸念の部分は、きのうの堀武議員の質問にもありましたように、いろんな状況の中で果たしてやっていけるのかという面だというふうに解釈しますが、確かに、きのうの御質問にもお答えをさせていただきましたように、シルバー人材センターの今後のことにつきましては、シルバー人材センターが改めて高年齢者等の雇用の安定に関する法律の理念に沿って、原点に立ち返ってシルバー自体の自助努力のもと、法人組織としてありようを考えていただく必要がありますが、市としても法の趣旨に沿って、支援をしていかなければならないというふうに考えておるところでございます。

それで、基本的な理念とは何であるかということを変更してやりますと、法律の第3条にあるわけでございますが、要は、高年齢者等は、その職業生活の全期間を通じて、その意欲及び能力に応じ、雇用の機会その他の多様な就業の機会が確保され、職業生活の充実を図られるように配慮されるものとするとなっておりますね。配慮を受けるという立場、これは1項ですけど。そして、この法の中に、第5条で、国及び地方公共団体の責務ということがありまして、この中で、途中は割愛しますが、雇用の機会その他の多様な就業の機会の確保等を図るために、必要な施策を総合的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。そして、第6章で、シルバー人材センターの位置づけがされておるんですが、その前に第40条で、これは国及び地方公共団体の講ずる措置ということで、これも途中割愛しますが、就業の機会を提供する団体を育成し、その他その就業の機会の確保のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする、

こういった規定があるわけでございます。その規定に沿って、市のほうは福祉の施策の一環として、シルバーに応分の支援をしてきたところでございますが、その支援の中も、いわゆる金銭的な財政支援並びに運営に関する支援があるだろうというふうに認識をしておるところでございます。

ただ、こういった面ではありながら、現実的にシルバーの、先ほど来お話がございましたように、事務局長が6月20日で退職をしたと。そして、7月20日と聞いておりますが、経理を担当する職員も退職すると。そのカバーというか、後の人材確保がなされないまま、市のほうに何とか支援をしてもらえませんかというお話が来まして、それはちょっと、そういう状況であれば、どの程度の人材を送るといっても、それは市としてもちゅうちょせざるを得ませんよということをお話してあるところでございます。

そういったことを総合的に勘案しますと、きのうの堀武議員のような見方も出てくるということございまして、一方で6月21日の理事会でも決議されたというふうに聞いておりますが、20年会計、いわゆる公益会計基準に沿ってやられると、25年度の収支については。そうすると、それはやられると言われたのは、市がやってはいかがですかという、公益社団法人を目指すんだったら、会計の部分から直さなきゃだめですよとってお話をしたところ、やりますということを言われたんですね。それにはさまざまなハードルがあるわけでございますけれども、やられると言っておられる限り、何らかの支援はせないかなのかなという思いと、じゃあシルバーの中でどのような組織体制でやられますかという疑問もあるところございまして、そこら辺の見きわめを早急にしながら、判断をしなきゃいけないというふうに思っておるところでございますが、なお6月21日の理事会においては、8月の早々にでも社員総会を開く予定を考えてみえるということで、それは前から伺っておるところでございますけれども、25年度の予算についても早速補正が必要だということで、それは20年会計を導入するに当たって、桑名のほうのあるソフト会社のソフトを導入し、そのサポートを受けてやっていかれるという方針を示しておみえでございますが、そのためにも補正も伴ってくるというふうに聞いておるところでございますが、そこら辺を精査しながら、市がどのように支援をしていくか、また支援が本当にできるのかということを見きわめたいというふうに考えておるところでございますので、よろしくお願ひします。

〔4番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4番（庄田昭人君） 昨年度、会計監査の報告があったように、余剰金がプールされているとの報告がありましたが、その点についてはどのような話し合いが行われましたでしょうか。

議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） 25年の予算書を見させていただきました。これについては、一応補正

がある前提ではありますものの、700万円を返還するという内容になっております。これは、先ほど高田部長から御説明しましたように、今月中にでも返されるという決定がされたというふうに聞いておりますので、そのように700万円については返ってくるんだらうと。ただ、返すに当たって、これは一応、25年度の予算書を見た限りは、前年度補助金返還と書いてございますが、実際中身としてはそういうことではなく、余剰金が生じたことによって補助金相当額を返還する。返還するにしても、市からの補助金返還命令に基づいたとか、そういうことではなく、自主的に寄附行為という形で市のほうに返還をされるというふうに聞いております。

〔4番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4番（庄田昭人君） 700万円の返還が今月中というふうに今答弁されましたが、なぜ700万円なのかということもちょっと今は、どういうことなのか少し疑問なところではありますが、また事務局の体制や事務職員の体制もまだ不安なところが随分あると思います。今後、さらに公益法人を目指すためにどのように進めなければならないのか、行わなければならないのか、それは早急に計画案のたたき台を検討し、これは公益法人化としての検討をしていただかなければ、補助金団体でありながら補助金が出せない、仕事が出せない、本当にこのような現状でよいのか、さらにお伺いをいたします。

議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） それで、700万円は返されると言いながら、25年度の予算書を見させていただきますと、600万円の市の補助金を計上してみえるわけですね。ここら辺が一見矛盾したように思われるわけですが、これはいわゆる公益会計基準に沿って、公益社団のような動きをすれば、当然補助金なくしては運営ができないという理論のもと、予算が作成されているというふうに考えるところですが、余剰金在实际は1,000万円ぐらい出ているという話、そういうことも聞いておるわけですが、返ってくるのが700万、その差はというと、そこら辺については、法人税をことし納めなきゃならない、24年度ですね。ですから、法人税を納めると、必然的に予定納税が生じると。その予定納税が200万円ほどあるという話も伺っております。本来的には、公益社団法人であれば、税務署に実費弁償による事務処理の受託（請負業）に係る事業である旨の確認通知書というのを申請しまして、その認可のもと非課税ということになるわけですが、いかんせん一般社団法人ということで、利潤が生じてもいいんだよという、錯誤というか経営方針のもとでやってこられたことは、結果的には法人税を納めなきゃならないということになったというふうな話も聞いておまして、それに関しては関与をされてみえる税理士が、北税務署のほうに、課税になりますということで、この申請については、これは5年間有効だそうですが、早速取り下げをして納税したというような話も聞いておるところでございます。

そこら辺も実際、私が直接聞いたわけではございません。ただ、そういう話になっておるといことで、5月31日、そして6月21日という短期間の中での動きでございますので、そういったところも見きわめながら、本当に公益化が目指せるものかどうか、そこら辺についてもこれから精査をしてみたいというふうに考えております。

〔4番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4番（庄田昭人君） 公益化を目指していただきたいと私は考えます。公益法人化してしっかりと、指導、事業育成をしていただき、監督責任があると私は考えておりますので、どうか早急にシルバー人材センターの適正な運営となられるよう、御指導をお願いしたいと思います。また、このシルバーについては、しっかりと今後も注視してまいりたいと考えております。

先ほどの老人福祉計画の質問に戻りますが、瑞穂市のホームページにも老人福祉計画の70ページを見ることができますが、その中で、高齢者の安心を支える地域づくりの項目があります。シルバー人材センターや社会福祉協議会での公としての福祉サービスであります。高齢者が地域で暮らし続けるために、地域での安全や安心で質の高い生活を送るために生活環境づくりを整備しますと書いてある。このため、各課、地域包括支援センター、社会福祉協議会、自治会と団体名が上がっていますが、地域住民の協力体制の構築とあるが、自治会へはどのように進めているのかをお伺いいたします。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） それでは、自治会担当としてどのように取り組みをしているかということでございます。

今、自治会の数は97でございます。福祉の要職である民生委員さん、児童委員さんは、現在のところ68名でいらっしゃいます。よって、民生委員さん、児童委員さんにとっては、2つか3つの自治会を担当しておられるということになるかと思います。また、福祉協力員ということで、今現在は55の自治会で149人の福祉協力員さんが地域の福祉の担い手として活躍をされておられます。総務課としましては、4月の自治会長会議で、福祉部より民生委員さん、児童委員さんの主な職務等についての説明、名簿の提出を行っています。また、各自治会の役員会等においても、民生委員さん、児童委員さんにもぜひ参加をしてもらいたいことをお願いしております。

また、昨年度は社会福祉協議会を中心に、校区ごとに、自治会長さん、民生委員さん、児童委員さん、福祉協力員さんの合同の会議を開いております。私どもの職員も参加をさせていただいております。その会議の開催の状況でございますが、各小学校校区ごとに実施をしてもらいました。そして、穂積校区は一応別府と穂積と分けての開催となっております。自治会長さんが37名、民生委員・児童委員さんが38名、福祉協力員さんが90人ということで、自治会長さん

全員のうちの38%、民生委員・児童委員さんについては全員の56%、福祉協力員さんは60%の出席ということで、地域の見守りの活動、意見交換会などをお互いにしたということの会議を開いてまいりました。

それで今後でございますが、自治会長さんには、自治会活動、校区活動といろいろお世話になっておるわけでございます。防災という面では、どこの自治会もお世話になれるということを考えております。ただ、この会議で、福祉についてはもう一つ皆さん、御理解がなかなか難しいかなあと、そんなような感じを受けております。ことしの末では民生委員さんの改選時期ということで、なかなか民生委員さんは大変だなあというのはつくづく思うわけでございますが、ぜひとも自治会の中でみんながお互いに助け合うということで、もう少し福祉のいろんな情報を流して行って、地域に福祉は大切だなということを具体的に説明をしていかないといかんかなと、そんなことを思っております。ただただ会議でお願いするばかりではいかんですので、孤独死の問題とか、振り込み詐欺の問題とか、それから防犯見守り運動など、地域の課題をしっかりと取り上げて、地域での呼びかけをしていきたいと、そんなことを考えております。

また、いろんな会議の会議録につきましても、皆さんに提供することによって、同じことでもいろんな見方、考え方ができるかと思っておりますので、できる限り自治会に関する会議録などは皆様に公開をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4 番（庄田昭人君） 先ほどの答弁についても、福祉についてはなかなか御理解が得られないとの答弁でありましたが、聞いているところによると、ここでその意見について発表できないような言葉があったと聞いております。そのような理解を得られないことについては、しっかりと伝えていかなければならないのが総務のあり方ではないかなあとと思いますが、この得られない部分について今後の取り組みについて、さらに老人福祉計画の中の計画の策定の背景の中には、平成23年3月に発生した東日本大震災のような大規模災害が発生した場合に備えての安全対策の体制とあるが、高齢者の安全確保や体制づくり、災害時要支援者の登録事業について、改めて再度確認したいと思っておりますが、今後の取り組みについてはどうでしょうか。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 今現在、災害時要援護者名簿は、毎年、民生委員さん、児童委員さんの訪問の際に内容等を説明し、申請をしていただいたり、福祉生活課の窓口の申請、それから総務課での広報紙のPR、窓口申請等で加除し、名簿を作成し、できました名簿につきましては、自治会長さん、民生委員さん、児童委員さんにお渡しをしているという状況でございます。

今後でございますが、こうした名簿が自主防災組織の中で十分に生かされるように、一人一

人の要援護者が地域の中できちんと把握をされまして、その人一人一人がどのように避難しているのかという個別避難支援計画を本来地域の中で策定していただくということが必要だと思っております。そうしたこともできるように、私どもと福祉生活課、社会福祉協議会とも連携し、地域へまた呼びかけていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4 番（庄田昭人君） 個別支援計画でよろしかったですか。

地域力の向上の仕組みについて、さらに老人福祉についても、地域の力をおかりしながらまた進めていただきたい、そのように考えております。

では、次の質問に移ります。

学校給食におけるアレルギーの状況について。

食物アレルギーとは、一般的には食物を摂取することによって、皮膚や呼吸器、消化器、あるいは全身に生じるアレルギー反応のことは御存じと承りますが、その食物アレルギーは、あらゆる食物が原因となりますが、子供たちや児童・生徒の年代での原因食物としては、鶏卵・乳製品が50%を占め、主要な上位は、甲殻類、そば、果物、魚類、ピーナツ、軟体類、木の実、大豆などで全体の88.8%を占めるとも報告がありますが、現在、保育所、幼稚園、小学校、中学校での学校給食におけるアレルギー対策はどのように行われているのか、お伺いをいたします。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） お答えをします。

保育所・幼稚園、小・中学校における食物アレルギーの実態でございますが、その食物アレルギーについては、今、議員からいろいろ紹介をしていただけたので省略をします。

現在、保育所と幼稚園で67名、アレルギー対象食品は延べ47品目、小・中学校では218人、アレルギー対象食品は延べ66品目となっております。特に多いのは、卵、牛乳、乳製品、ピーナツに対するアレルギーが多いと分析をしております。しかし、先ほどの66品目、47品目といったようにたくさんの種類にアレルゲン、原因物質があります。また、この実態調査については、入学する段階で実態調査を行いますが、保護者の認識不足から、食べられない食品を上げてくる、そういった内容もございまして、うちの子の好き嫌いという観点ですね。そこで、医師の診断と区別をする必要があつて、さらに詳細にアレルギーの調査を実施する必要があると現段階で考えております。現在、医師の診断書を添えてアレルギーがあると申し出てきている者は27名おります。

そこで、アレルギーへの対策ということですが、現在、学校給食における食物アレルギーの対策としては、献立表ですね、原材料を詳細に記入した給食献立表、毎月毎月のものですが、

保護者に配付し、その献立表の食材を見て、うちの子はこの日の何々はだめだという判断をしていただいているということです。また、食材の入札においては、食物アレルギーの原因食材となっているものをなるべく除いた食材を選定するという対応しております。

基本的なアレルギー対策と、そういった公的な立場での対策はそこまでですが、どうしても学校給食ではアレルギー対応が困難だというような場合、そういう方も何名か見えます。極端な例ですけれども、牛乳に反応するという児童がおりまして、その子の場合には、牛乳が皮膚についてもショックを起こしてしまうということで、給食の時間は別室でお弁当を食べているという、そういうような場合もございます。保護者と相談の上で弁当を持参していただいているというケースもございます。

保育所では、医師の診断書に基づいて事前に服薬する必要がある児童もおり、溶いて服用したり、ゼリーにまぜて服用など、個別の対応をしておりますし、また食べてはいけないという軽度の除去食というような考え方では、保育所では保育士が直前に原因のものを取り除いて、そして与えるということもしております。

小・中学校では、自分で除去をして食べられる児童・生徒も大変多い状況で、配慮が必要な子というのは、先ほどの診断書が27名出ているといったように、ある程度限られた数字になるかと思えます。以上です。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4 番（庄田昭人君） 想像以上の多くのアレルギー反応の子供がいるというふうに私は感じさせていただきました。保育園・幼稚園で67名、小・中学校で218名、本当に私が想像していたよりもこの状態は対策をとらなければならないというふうに考えさせていただきました。そのアレルギー反応における今後の瑞穂市の施設体制についてはどのようにお考えなのか、お伺いをいたします。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） アレルギーの対応に関する施設ということでございますが、瑞穂市の学校給食は現在センター方式で、保育所の3歳以上児から中学生まで全ての給食をつくっており、調理員は34名で、8人1組の4班体制で調理をしております。およそ6,000食の給食を毎日つくっておるということでございます。

また、アレルギーの対応ということに関しては、方法としては、除去食、その食材を取り除いて、例えばですが、卵スープを提供しようとしたときに、最後に卵を入れるのをやめて、この汁を提供するという、除去をした似たようなものを渡すという考え方と、食べられないものについて、その栄養に見合った別なものを用意するという代替食という2通りの対応がございます。しかし、これは食材がまじってはいけませんので、全く違うラインで、全く別の調理員

がやらねばならないということで、現在それまでの体制は、現給食センターでは対応し切れない状況でございます。これが学校で給食を提供する、学校に調理場があるような岐阜市のような場合は、直前にその食材を入れないという別物をつくって、直接何年何組に運ぶという対応が可能なんです。給食センター方式は、複数の者の手を中間に挟んで、5年1組まで運ばないかんということで、いろいろな配慮が必要だということです。

近隣の給食センターにおける食物アレルギー対応ですが、本巣市さん、それから羽島郡の北部の給食センターさん、各務原市、大垣市の南部の給食センター等、やはり我が市と一緒に、献立表に食材を記載したものを印刷して、保護者と相談をして、お弁当とか、そういったもので持ってきていただくというような形で、センターで除去食とか代替食を提供するということについては、今後研究をしていきたいと思っております。たくさん種類がありますので、1つのラインで1つを取り除くことしかできませんので、例えば60種類があったとしたら、60種類の代替食とか対応食というのは難しいんですね。そうすると、どのアレルゲン、原因物質を除去するかということも特定すると、10人が対象になるという場合もあるし、そういったものも研究をしていって、瑞穂市で可能かどうかということについて、今、具体的に調査・研究をするように指示しているところでございます。

〔4番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4番（庄田昭人君） 多くのアレルギー反応がある子供がいるんですが、今、なかなか体制は整わないということですが、それでは現場での学校の体制は、現在はどのようになっているのでしょうか。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 現在は、先ほども申しましたように、調査を行いまして、アレルゲンというか何にアレルギーがあるかというようなものについて、保育所・幼稚園、小・中学校が全て把握をしている。ただ、その調査について好き嫌いも含まれてそうな気がするので、さらにそれを除去した正確なものをということと、それから医師の診断書のあるものについては確実に対応していかなければならないという、そういう緊張感も必要だと思います。

子供たちは、これ個人情報もありますので、親さんの理解のもと、情報を学級で共有ができるような場合にはそういったものを共有しながら、アレルギーを持っていて何々は食べられないんだよ。先般、他県で事故があったように、除去食をいただいたんだけど、それをわかりしに行って食べてしまった。そこには除去されたアレルゲンがあって、それで反応するということがありますので、こういったものは給食センターの栄養教諭に言わせると、除去食は危険であると。代替食は全く毛色が違うもんですから、それについては明らかに違うとわかるんだけど、除去食は結構事故の可能性もあるというようなことも聞いております。

学校では、担任、それから養教、学校の管理職等みんなで共有をして、対応をしているというところですよ。

〔4番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4番（庄田昭人君） なかなか危険な状況である、また体制についていろんな場合が想定されているようなことですが、今現在、それでは、今これだけの多くのアレルギー反応を持つ子供たちがいたとしたら、緊急時における子供たちの食物アレルギー及びアナフィラキシーを発症した場合、その症状に応じた適切な対応が求められていますが、医療行為とも、法律上難しいとも確認されておりますが、その対応についてはどのようにお考えなんですか。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） アナフィラキシーショックへの対応ということですが、現在、先ほど医師の診断書が提出されている者が27名いると言いましたけれども、うち5名がエピペン、いわゆるアドレナリンの注射器を学校へ持参してきております。アナフィラキシーショックへの対応は、迅速に対応する必要があるとされて、20分以内に注射をしなくちゃいけないということでございます。全職員、学級の仲間等がよく理解して、対応も迅速に行えるような事前の準備が必要であり、その取り扱いについても、法的に後で問題にならないというようなことも言われているわけですが、学校の職員が勇気をもって処置ができるという、そういう研修会を充実する必要があると思っております。

また、緊急の事態発生で、先ほども救急車が何分で到着するという話がありましたが、消防署にもこれを通報して、消防の救急隊員が、何々小学校にはそういうようなアナフィラキシーショックの児童がいて、この子だと。この子はエピペンを処方されていると。そういったことも消防署と共有をするということで努めております。

〔4番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4番（庄田昭人君） アナフィラキシーショックが発症している、持っている児童・生徒が5名いる、本当に悲しいことではありますが、大切な命です。その対応が適切で迅速に求められると思いますので、守らなければならない命ですので、どうかよろしく対応のほうをお願い申し上げます。

今回のテーマは、「瑞穂市の将来を見据えて」といたしました。福祉施策については、ゼロ歳から3歳までの健診制度や、幼児療育センターの飽和状態、交通手段の不便さなど、福祉についてはさらに注視をしながら進めていただき、継続的な課題解決や適切なサービス調整をしっかりとっていただきたい、そのように考えております。

さらに、子供たちの命を守る体制づくりについては、学校給食のアレルギー反応を適切にお

願いし、考えていかなければならない。これは瑞穂市の将来のために、未来のために、よろしくお願いしたいと思います。子供たちの未来のために、どうか適切な判断と進め方をお願いしたいと思います。

これをもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（星川睦枝君） これで、4番 庄田昭人君の質問を終わります。

散会の宣告

議長（星川睦枝君） 以上で、本日に予定していました一般質問は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後4時56分